

## 総務文教委員会記録

### ○開催日時

平成27年3月13日 午前10時～午後5時38分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（7人）

委員長	持原秀行	委員	今塩屋裕一
副委員長	帯田裕達	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	徳永武次
委員	佃昌樹		

---

### ○その他の議員

議員	川畑善照	議員	谷津由尚
議員	杉菌道朗	議員	小田原勇次郎

---

### ○説明のための出席者

総務部長	今吉俊郎	主幹	上口憲一
総務課長	田代健一	学校教育課長	原之園健児
秘書室長	鬼塚雅之	課長代理	堀切良一
文書法制室長	堀ノ内孝	主幹兼学事グループ長	松田啓美
		主幹	山口隆雄
消防局長	新盛和久	社会教育課長	橋口誠
次長兼警防課長	福山忠雄	文化課長	岩元ひとみ
消防総務課長	菅牟田哲	専門職	村岡斎哲
予防課長	有村淳一	市民スポーツ課長	坂元安夫
		少年自然の家所長	上村実行
教育部長	中川清	中央図書館長	本野啓三
教育総務課長	鮫島芳文		

---

### ○事務局職員

事務局長	田上正洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一
課長代理	南輝雄		

---

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課
議案第18号 薩摩川内市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について 議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 ( 総 務 課 )
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	市 民 ス ポ ー ツ 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 ( 中 央 公 民 館 )
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第19号 薩摩川内市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
議案第13号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	総 務 課
議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	秘 書 室
議案第15号 薩摩川内市情報公開条例及び薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	文 書 法 制 室

△開 会

○委員長（持原秀行）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日は、本日から2日間にわたり審査を行います。お手元に配付の審査日程により、審査を進めることとし、本日の審査は文書法制室まで進めたいと考えております。

ついてはどのように審査を進めることで御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、審査日程によりそのように審査を進めてまいります。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△消防局の審査

○委員長（持原秀行）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、局長に概要説明を求めます。

○消防局長（新盛和久）改めましておはようございます。消防局長の新盛でございます。

今回の議会においては、消防局は、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算のうち、消防局所管にかかる予算のみであります。どうかよろしく願いいたします。

私からは、薄緑色の冊子、平成27年度当初予算概要で説明を申し上げます。後ほど、菅牟田消防総務課長から、事項ごとに説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、平成27年度当初予算概要を御準備ください。

3ページをお開きください。

歳出の目的別でございますが、9款消防費は20億8,825万円であり、全体の4.1%を占めております。

このうち消防局所管分は18億1,979万

8,000円で、全体的な構成比は3.6%でございます。

主な事業につきましては、115ページから116ページまで、消防通信指令センター整備事業、消防資機材整備事業、消防団施設整備事業、防火水槽整備事業、消防団資機材整備事業、以上5項目について記載してございますが、これにつきましては、先日の議員勉強会において説明してございますので、省略させていただきます。

以上で私の説明を終わります。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田 哲）改めましておはようございます。消防総務課でございます。

議案第39号、消防局所管について御説明申し上げます。

平成27年度薩摩川内市各会計予算調書の歳出、207ページをお開きください。

9款1項1目消防費、常備消防一般管理費の事項では、常備の消防行政全般にかかる一般管理経費で、事業費は12億3,836万3,000円でございます。

右側にございます経費の主な内容としまして、嘱託員及び防災研修センター臨時職員、また消防職員151人にかかる職員給与費、また維持管理に関する経費として、消防緊急指令施設保守委託など、及び職員の救急救命士養成を初めとした、各種研修負担金などのほか、消防局の全体的な事務管理経費を措置したところでございます。

続きまして、下段の常備消防車両管理費の事項では、常備消防車両に関する維持管理経費で、事業費は2,016万1,000円でございます。

常備消防で管理をいたします車両51台の、主に車両の燃料費、車検及び法定点検整備などの修繕料で、平成27年度の車検台数は23台を予定しております。

続きまして、208ページをごらんください。

2目非常備消防費、非常備消防一般管理費の事項では、非常備消防行政の一般管理経費で、事業費は1億6,372万5,000円でございます。

平成26年度当初予算と比較をし、2,700万円ほど減額となっておりますが、主に消防操法大会が隔年開催であったことにより、それに伴う経費が不用となったものでございます。

経費の主な内容は、消防団員1,329人分の報

酬、費用弁償のほか、消防団健康診断業務委託や消防団員の公務災害補償基金掛金負担金などを初め、消防学校入校に伴う負担金など、消防団の一般的な事務管理経費を措置したところであります。

なお、消防団分団運営補助金として625万円については、各分団に均等割額15万円、団員一人当たり1,000円を加算し、33分団に、消防分団の運営に関して補助をするものでございます。

続いて、消防団車庫詰所運営補助金は4万8,000円で、これは、従来、川内地域の車庫詰所の中で、2カ所が各消防後援会で維持管理がなされている光熱水費に対し、月額2,000円を上限に補助をしているものであります。

続いて、下段の2目非常備消防車両管理費の事項では、非常備消防車両に関する維持管理経費で、事業費は1,039万6,000円であります。

現在、消防団で管理をいたします車両台数は96台で、主に消防ポンプ車、小型動力ポンプ積載車などの燃料費、車検及び法定点検整備修繕料などで、平成27年度の車検台数は48台を予定しております。

続きまして、209ページをごらんください。

3目常備消防施設費の事項では、常備消防の施設整備にかかる経費で、事業費は2億7,022万5,000円でございます。

平成26年度と比較をし、7億5,100万円ほど減額となっておりますが、御案内のとおり、平成26年度で消防庁舎及び訓練塔などの整備が終了したことによる減額でございます。

なお、消防通信指令センター総合整備事業として、平成24年度から平成27年度までの継続費を設定し、高機能消防指令センターと消防・救急無線のデジタル化について一括して事業を実施しており、平成27年度が最終整備年度となるものでございます。

また、これについては現在の消防・救急のアナログ無線の使用期限が、平成28年5月末までであるため、平成27年度で、全ての消防・救急無線をデジタル化への移行整備を完了させるものでございます。

続きまして、下段の常備消防車両等購入費の事項では、常備消防車両の更新整備に伴う経費で、事業費は5,080万9,000円でございます。

内容としまして、平成13年度に整備をし、現在、祁答院分署に配備をしております高規格救急

自動車及び消防本部警防課に配備をいたします指揮隊車並びに予防調査車などの常備消防車両の更新整備に関する経費を措置したところであります。

続きまして、210ページをごらんください。

4目非常備消防施設費の事項では、消防団関係の施設整備に伴う経費で、事業費は3,724万3,000円でございます。

経費の内容としましては、消防団車庫詰所の整備で、高城東分団陽成部の新築工事に伴う設計業務委託及び工事請負費のほか、入来温泉場地区区画整理地内にあります防火水槽1基の移転整備等を措置したところであります。

続いて、下段の非常備消防車両等購入費の事項では、消防団車両等の更新整備に伴う経費で、事業費は2,887万6,000円でございます。

経費の内容としましては、小型動力ポンプ普通積載車3台、小型動力ポンプB-3級、8台の購入に伴う経費でございます。

続きまして、歳入について申し上げます。58ページをお開きください。

主なものについて御説明申し上げます。

上から2段目の消防手数料は、544万5,000円でございます。

これは、主に危険物施設でございます給油取扱所や屋外タンク貯蔵所などの設置及び変更許可申請などに伴う危険物施設手数料等でございます。

続いて、4段目の7目国庫補助金は、予算額1,480万7,000円で、緊急消防援助隊設備整備費補助金で、祁答院分署の高規格救急車の購入に伴う総務省消防庁の補助金でございます。なお、補助率は、補助基準額の2分の1額となっております。

続きまして、5段目の7目県補助金は、予算額984万4,000円で、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプなどの購入に伴う、石油貯蔵施設立地対策等交付金で定額の補助となっております。

続いて、6段目の8目県委託金は、予算額15万円で、主に花火打ち上げに伴います煙火消費許可申請の火薬類取締法に関する、事務に対する権限移譲事務委託金でございます。

続きまして、最後の行、4目雑入でございますが、この中で入来地区温泉場区画整理地内にございます防火水槽の移転に伴う移転補償費350万円でございます。

以上で、消防局所管にかかる予算の説明を終わります。よろしく、御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。杉菌議員。

○議員（杉菌道朗）平成28年5月で、デジタル化されるということで、既存のバーナーのぐあいに関しては、予備使用の部分も全くもう今後できなくなる、分団員の方々が持っていらっしゃる機器においても、携帯型の無線機に関しても、全てデジタルでしか使用ができなくなるというふうに理解すればよろしいですか。

○消防局次長（福山忠雄）無線のデジタル化に関しましては、今現在、アナログを使っておりますけれども、今、議員おっしゃったとおり平成28年5月で消防波・救急波、そういう消防が使うやつは、全てもう使えなくなるということで、今、配備しておりますやつは全て回収いたします。

1点だけ、県の防災相互波というのが、いわゆるヘリとやりとりしたり、それは残ります。それだけは残るんですけれども、それ以外はもう全てデジタルでなりますということになります。

○議員（杉菌道朗）はい、わかりました。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですか。

○議員（小田原勇次郎）1点だけ、質問をさせていただきます。

非常備消防の一般管理費の中で、御説明の中で消防団車庫の詰所の運営補助金をお支払いして、いわゆる団のほうで運営をしておる詰所があるんですが、そこあたりについてたくさん団がある中で一部は公費で賄うと、一部はもう地元の部分で賄いながら、補助をしながらというこの形態に、いわゆる不公平感の御意見等は、今のところは出されておられないのかだけ、ちょっと確認させていただきます。

○消防局次長（福山忠雄）分団の運営補助金でございますが、一律15万円の補助と、あと団員割でやっております。

多いところが70名、少ないところは20名前後なんですけれども、その中では団員割の中で見てもらうということをやっております。

それで、団員割は、一人、1,000円です。その中でやっておりますので、今のところそういう不公平というか、団員が少ないからちょっと回してくれとか、あるいは団員が多すぎてちょっと足りないということは、まだ今のところは聞いておりません。

[「車庫詰所」と呼ぶ者あり]

○消防局次長（福山忠雄）車庫詰所の件ですか。申しわけございません。

車庫詰所については、今、消防後援会、あるいは地区コミで持っていらっしゃるのに対して補助をしているわけですけれども、それについては従来、寄付採納等をいただいて、私どもの消防局の所管としてやっておりますので、その点に関しましては御意見、今のところはございません。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

次に、所管事務調査に入ります。まず、当局に説明を求めます。

○消防局次長（福山忠雄）それでは、私のほうから、所管事務につきまして一括して御説明申し上げます。

委員会資料を御準備ください。

まず、1ページでございますが、第34回目となります消防職員意見発表会を、1月20日に消防局多目的ホールで実施いたしました。

意見発表の応募者は記載のとおり55人おりました、そのうち書類選考で選ばれました10人の職員が当日発表いたし、最優秀に選ばれました東部消防署池田消防士長が、4月に開催されます鹿児島県消防職員意見発表会に、本市の代表として出場することになります。

下段の消防出初式でございますが、1月6日と10日の日に、市内3会場で実施いたしましたところでございます。議員の皆様におかれましては、寒い中、御参列いただきましてまことにありがとうございます。

続きまして、2ページをごらんください。

消防団員の研修等についてでございますが、上段の消防団員研修は、薩摩川内市独自で行うものでございまして、訓練・災害現場における安全管

理の基本等の講義・実技のほか、原子力資機材の取扱訓練及び緊急自動車の運転にかかる交通法令等の研修を、市内3会場で実施したところでございます。

下段の女性消防団研修は、県内23市町村の女性消防団が一堂に会し、研修を開催しているものでございます。今回で7回目となりますが、県内368人の女性団員のうち159人が参加して、枕崎市で開催されたものです。

添付してある写真でございますが、若干、暗過ぎて見にくいんですけども、本市女性分団がハンドベルの演奏にのせまして、火災予防広報などの日ごろの活動事例の発表を行ったところでございます。

これにつきましては、会場で非常に好評でございまして、4月に県庁で開催されます鹿児島県消防大会に発表することになったところでございます。

続きまして、3ページでございますが、消防職員の研修等につきまして、上段は本年1月に操業を開始いたしましたエコパークかごしまの施設研修を3回に分けて実施いたしました。

下段につきましては、今月7日に供用開始されました川内隈之城道路の宮里トンネルに設置してございます消火栓及び無線補助設備などの防災設備の研修のほか、3月2日になりますけれども、宮里トンネル内で交通事故を想定しました救急・救助訓練を実施したところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

上段は、鹿児島県西部排出油等防除協議会の会員各機関によりますタンカーからの油流出油事故を想定しました海上防災訓練を、2月19日に川内港内の川内発電所ドルフィン栈橋付近で実施したところでございます。

下段になります。中学生によります職場体験学習で、市内5中学校から20人の生徒が、規律訓練であったりとか、放水訓練などの体験学習を各消防署で実施したところでございます。

5ページになります。1月26日の文化財防火デーに伴いまして、消防演習を、毎年、各地域の文化財を保存しております施設等を対象に実施しておりますけれども、本年は新田神社で実施したところでございます。

下段の自主防災組織の訓練実施状況でございますが、12月から3月には表に記載のとおりで、

下のほうに参考でつけてございますけれども、平成25年、平成26年の訓練実施状況を記載しておりますが、残念ながら東日本大震災が発生いたしました平成23年をピークに、実施回数が減少しているところでございます。

これにつきましては、本会議の代表質問でも局長が答弁しましたとおり、防災研修センターを活用しました自主防災組織の訓練を積極的に推進するほか、訓練を未実施の組織であったり、あるいは各自治会につきましては、職員が直接出向きまして訓練の重要性であったり、訓練のやり方についてわかりやすく説明を行い、市民の方々が防災意識の高揚と災害に的確に対応できます組織づくりに向けて、職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

3月1日から7日まで、春季全国火災予防運動に伴います各支署における訓練等でございます。

今回は、各署の管内の施設を利用した消防演習のほか、消防団のポンプ運用訓練、また鹿島町では自衛隊を初め、地元地区コミの協力をいただきまして、消防フェスタを開催したところでございます。

また、前回から取り組んでおります火災予防街頭立哨につきましては、職員はもとより、消防団員、防火管理協会、危険物安全協会の御協力をいただきまして、市内の主要交差点9カ所で、期間中の17時から1時間程度、のぼり・横断幕などで、市民の方々に火災予防を呼びかけたところでございます。

7ページでございますが、消防法によります特定の建物に防火管理者を置くことが定められておりますが、この防火管理者の資格取得にかかる講習会を2日間にわたり実施したところでございます。

下段の防災研修センターの利用状況でございますが、2月末現在で5,773人の方々に研修していただいております。来庁された方々の市内外及び年齢層につきましては資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き周知広報に努めまして、防災研修センターを活用し、市民の方々の防火・防災意識の高揚を図ってまいります。

続きまして、8ページを御覧ください。

火災、救急発生の状況につきまして御説明申し

上げます。

8ページは、平成26年1月から12月までの集計になります。(1)の表に記載のとおり、平成26年は火災が47件発生しまして、対前年1件の増でございます。

しかしながら、本会議でも局長が答弁いたしましたけれども、ここ3年、平成24年から50件を切るところでございます。

救急は3,993件で、119件の増となっております。

また、右の細かい表になりますが、火災での死傷者の発生は、亡くなられた方が4人で、前年に比べ、3人の増となっているところでございます。

(2)(3)の地域別・月別の火災、救急の状況については記載のとおりでございますが、特に火災の地域別では、甌島地域では、昨年は火災は1件も発生しておりません。

また、火災の種別では、建物火災が5件増加しております。これが火災損害額の増につながっており、また逆に火入れ、たき火等のその他火災が6件減少しているところでございます。

救急の種別につきましては、特に急病、交通事故が増加しているところでございます。

続きまして9ページは、平成27年1月から2月末までの火災・救急の発生状況でございます。

(1)の表に記載のとおり、火災は8件発生し、対前年比2件の減、救急は740件で、45件の増となっているところでございます。

以上で消防局の所管事務の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○委員長(持原秀行)** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員(佃 昌樹)** 予算のところであれば一番適当だったと思いますが、所管事務のところに関係も多少ありますので、ここでやりますけれども、実は消防局の定数管理について、151人の職員がいっぱいいるわけですが、それについて基本的な考え方について、というのは、一つには機材とか、装備という機能向上が図られてきているわけですね。

そうすると、それに伴っての人員配置がどうなるのかっていうのが一つ考えられます。

もう一つは、災害対応とか救急の必要性とか、そういったことについてますます市民の要求、要

望がどんどん大きくなってきていると、こういう実態もかいま見えます。

そういったことで、基本的にはふやす方向で考えられるんですが、局長の見解をちょっと求めてみたいと思います。基本的にはどう考えているかということをごすね。

**○消防局長(新盛和久)** 定数管理についての御質問でございますが、消防局の条例定数は160名になっております。

現在、大体148名を中心に回しているところでございます。

これで足りているかどうかというような御質問でございますが、我々的には甌島の勤務体制については、増員が必要ではないかなというふうに考えておりますし、また本会議であったように、南部分署への救急隊員の配置等についても考える必要があるのではないかなということで、市長のほうも答弁をされたところでございます。

したがって、この160名にできる限り近づけていきたいというふうには思うわけでございますが、今、本庁のほうも定員適正化計画の中で動いていっしょというふうな関係もございまして、これにつきましては本庁の総務課、そういったところとしっかりと協議をしながら、やっていきたいというふうに思っております。

また、機材が向上が図られてきて、省力化ができるのではないかなというふうな話でもございますが、消防の場合にはどんなすばらしい資機材を買うよりも、人が一人いたほうが現場においては非常に有効な場合もあります。

つまり、マンパワーが必要な場合もありますので、先ほど申しましたように160名に、できるだけ近づけるような努力はしていきたいというふうに考えているところであります。

また、救急事業につきましては、これも本会議で言いましたけれども、高齢化とともに救急の需要がふえてくる。しかも2015年問題というのが目の前にありますので、こういったことに現定員で対応できるかどうかという部分についても、しっかりと研究をし、協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員(佃 昌樹)** 私どももそう考えてはいるんですが、なかなか定数の削減を全体的にやっている関係で、消防局だけ突出ということにはなっ

ていかないだろうとは思いますが。

しかしながら、事やっぱり市民の財産とか命にかかわる問題ですので、局長おっしゃるようなこの部分については、やはりきちっと定数を確保できるような取り組みを、具体的にしていかないとなかなかだと思えます。

当然、市長も局長時代がありましたからわかっているだろうと思いますが、皆さんの声を出していただいて、ぜひ定数がきちっと守られるように努力をしていただきたいと思えます。

以上です。

**○委員（井上勝博）**今の定数の関係で一つお聞きしたいのは、消防局の予算に占める人件費というのはどのぐらいなんですか。後でいいんですけど教えてください。

それから、福島事故が、原発事故があつてから4年経過をして、よくテレビでも報道される中で、消防団員が避難命令が出て、実際には地震や津波で瓦れきの下にいる被災された方を助けることができなかつたという、そういう悲痛な声が報道されたりしているわけですけども。この福島の教訓というか、これを踏まえてどうやればいいのかというようなことについては、何か国のほうが考えていることがあるんだろうかと。そういう助けられないということについて、何か対策があるんだろうかということなんですが、そこはどうなんでしょうか。

**○消防局長（新盛和久）**福島の教訓を消防団の体制にどう生かしていくかというような御質問でございますけれども、消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律というのが、平成25年の12月13日に施行しております。

これは、東日本大震災の中で、今、委員御指摘のように消防団員が254名殉職されています。254名の多くは、これは水門閉鎖中に津波にのみ込まれた、あるいは救助、避難しようということで、避難を説得している間に津波にのみ込まれた。あるいは幼い子どもを前に抱えて、後ろに背負って、消防団員が避難されるときに津波に飲み込まれた、こういった事案であつたわけでありませう。

それを反省してこの法律ができたわけで、消防の基準に関する、消防団の装備に関する基準もその中で変更されておまして、本会議でも言いましたように、救命胴衣を団員数配りなさいとか、

あるいはチェーンソーとか、油圧ジャッキを各分団に配りなさい、そういった基準になっております。

したがいまして、東日本大震災を教訓として、国のほうの基準も変わっておりますし、法律も新たにできております。

そういう部分を、今後、本市の消防団の中にどうやって生かしていくかという部分について検討してまいります。

また、平成18年に、ナナフミ水害があつたときに、先行して救命胴衣とか、あるいは消防団員の安全靴、そういったものは本市ではもう整備済みでございますので、そういったことも踏まえながら、消防団がより安全に現場で活動できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員（井上勝博）**津波に犠牲になられた方々、本当に痛ましいことだつたと思うんですけども。同時によく報道されている中で、言わば避難命令が、原発事故による避難命令があつて、出て、瓦れきの下で声がするんだけど、撤退せざるを得なくなつたということで、助けられなかつたということなどが、証言としてテレビで時々報道されるわけです。

この問題に限って言うと、これはどうすればよかつたんだろうかということについては、国は何か示しているものがあるんでしょうか。

**○消防局長（新盛和久）**まず、我が国において、避難命令という概念はございませんので、つまり避難命令というのは、相手に対して身体的、即時強制ができるという概念が避難命令でございます。

我が国においては、避難勧告、避難指示、つまり行政が逃げてくださいということを促して、相手が同意があつたときに初めて逃げていただくというようなシステムでございますので、これについてまず御説明したいと思います。

また、瓦れきの下にいて、うめき声があつて助けられなかつたというのは、これは避難、例えば障害に対して撤退しなさいという、上からのそういう指揮命令の中であつて、目の前にいらつしゃつて助けられなかつたというのは、時間的な制約と、あと資機材的な制約という部分があるんだろうというふうに思います。

先ほど言いましたように、新しい基準では、分団に油圧ジャッキ等も配備しなさいというふうに

なっておりますので、そういった資機材を整備していこうというのが、今の国の考え方でございます。

どんだけの量が、その下敷きになっているかという部分については、私は承知しておりませんが、ただそういった例があったからだろうと思えますけれども、そういった資機材についても要求を、国のほうが、今度、基準を改正したという部分でございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 私の理解では、あの原発事故による放射線被曝を避けるために、国の指示によって消防団員も含めて全部、この原発から何キロ圏内の方々は逃げなさいという指示のもとで、消防団員が助けに行っただけけれども、そういう指示が出たために助けられなかったと、資機材の問題もあるかもしれませんが。資機材があったとしても、助けられなかったということだったんじゃないかなと思いますけれども、その辺については、消防団員の被曝量についてどうするのかとか、そういった検討なんかはされているのでしょうか。

**○消防局長（新盛和久）** 被曝管理をする上においては、ポケット線量計とか、そういったものを消防団員に持たせて、そして現場のほうにやるという対応は、本市ではできているところでございます。

その中で、避難の、あのときには3キロ、10キロ、20キロというふうに、避難の距離が変わっていったというふうに理解をしておりますけれども。その中で避難を国のほうがしなさいといったときに、地元の消防の指揮本部というのが立ち上がるわけではありますが、どういう判断をされたかという部分については、承知をしていないところでございます。

ただ、本市においては、職員も含めて消防団員も被曝管理はできているというところでございます。

また、あわせて言いますと、公衆の年間被曝線量というのは1ミリシーベルトでございますけれども、我々、消防職員、そういう災害、防災対策に従事する職員においては、そういった場合には、真に人命救助の必要がある場合には、100ミリシーベルトというふうになっているところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** もう少し、また詳細に、福島で何が起こったかということをもう一回調べてみて、薩摩川内市ではそういうときにどういう対応をするのか、ポケット線量を持っていても、結局、指示が出れば逃げなきゃいけないということにもなるんじゃないだろうかという気がするわけです。それはいいです。

2つ目に、ちょっとこれは、話は全然がらっと変わります。

この地震体験コーナーとか、それから暴風体験コーナーとかっていう装備があって、体験できるということですが、行けばわかることなんでしょうけれども。これは最大、例えば加速度が、最大加速度がどこまでできるのかとか、それから雨量も、最大雨量はどのぐらいまでできるのかとかいうのをちょっと教えていただけますか。

**○消防総務課長（菅牟田 哲）** まず、暴風体験コーナーでございますが、最大雨量につきましては150ミリ、風につきましては30メートルということになっております。

それから、地震体験コーナーのほうでは、震度1から震度7までの階級震度、それとこれまでの過去に発生しました鹿児島県北西部地震ですとか、阪神淡路大震災、東北大震災、そういった模擬の地震の周波数を組み込んだプログラムもできております。

以上です。

**○委員（福元光一）** 先ほど、甌の職員増員が必要やないかという質問もあったんですけど、けさの南日本新聞にも載っておったんですけど。やや観光客もふえてきたということで、職員はもうちょっとふやして、そしてそれに伴う車両等ももちろんふやさなくてはいけないということで、観光客というのはやはり高速船、またフェリーで行くわけですけど。それに漁船が伴った事故も想定されますから、海上消防救援艇というか、正式な名称ははっきりわかりませんが、そういうのも必要になってくると思います。そういうのも設備をしないといけないと思います。

でありますから、やはりそれに伴う3施設の無償譲渡の件も出てきてるんですけど、甌が2施設あるんですけど、その1施設はどうなるか。今、問題になってるんですけど、やはりほかの民宿とか、そういうところも消防の検査、防火装置とか、

スプリンクラーとか、そういうのがどのくらい合格しているのかお知らせください。

○消防局長（新盛和久）海上災害に伴う資機材の整備について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

数年前にトッピー事故というのが起こりました。これにつきましては、寄港しました指宿地区消防組合を中心に対応をいたしました。そのときにはいろいろ応援要請をして、鹿児島とか出られたわけでありすけれども、そのときに海上事故が起こったときにどうするかという部分についての計画は、県のほうで策定をしております。

この海上災害に伴う事故については、我々は海上保安庁が任務なんだろうというふうに思っておりますので、そういう大がかりな船、それで外洋まで出て行って救助するという部分につきましては、海上保安庁のほうにお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○消防総務課長（菅牟田 哲）民宿等についての防火に関する消防設備等の合格の件数ですが、ちょっと現在、手持ちの民宿の件数等、現在、上甌のほうで8件、下甌の管内で13件というふうな形で、民宿、ホテルありますけれども、これにつきましては消火器も含めた消防設備合格ということで承知をしております。

○委員（福元光一）海上保安庁は、甌寄りで事故をした場合にはどこから走ってくるんですか、串木野からですか。

○消防局長（新盛和久）串木野海上保安部の基地は串木野になりますので、串木野のほうから現場のほうに行かれるというふうになります。

それと、もう一つ、つけ加えさせてください。

今、水難救済会という組織がございます。これは川内、里、上甌、鹿島、下甌、旧市村にあったものでございますけれども、これは海上災害があったときにお互いに助け合いましょうということで、漁船を持っていらっしゃる方々が入っていらっしゃる組織でございまして、明治のころにできた組織であるわけでありすけれども。海上で事故等が起こる、例えば船から人が落ちていなくなったとか、あるいは船同士の衝突とか、そういった事故の場合には、海上保安庁と水難救済会、つまり地元の漁船団がバアーンと行って、救出する、そういった体制ができていくということを申し添

えたいと思います。

以上です。

○委員（福元光一）最後の答弁にしてください。

串木野から海上保安庁が甌近くまで行った場合に何分かかるのか、船で、そのノットがわかっているわけですから、何分かかるのか。

それと、地元の人たちが、協力隊があるということなんですけど、その協力隊の人たちが何名いて、何艘船を持っていて、1年に何回訓練をされるのか。やはり事故と漁とは、魚をとることとはちょっと違いますから、1年に何回訓練をされるのか、把握しておられたら教えてください。

○消防局長（新盛和久）海上保安庁がお持ちの船舶の速度等については承知しておりません。

また、水難救済会の事務につきましては、防災安全課のほうでやっていらっしゃるわけでありすけれども、訓練については年に1回はやっているとところでございます。

以上です。

○委員（徳永武次）1点だけ教えてください。

平成27年度も防火水槽の整備は1基だけやられるようになってるんですが、消防水の施設の整備といいますか、特に防火水槽は地域によっては非常に効果があるわけなんですけど。年々整備はされていると思うんですけど、今現在、40トン級の水槽が幾らぐらいあって、今後まだどのぐらいの整備が必要なのか、そしてまた年次的に計画があるのか、その辺を教えてください。

○消防局次長（福山忠雄）防火水槽につきましては、現在、40トン以上の水槽が市内に473基ございます。

また、これ以外に40トン未満、いわゆる昔つくられました20トン弱、これが397ございまして、トータルで870基、今現在、市内に防火水槽はございます。

あと、今後の計画でございまして、来年、平成27年度で防火水槽を1基新設いたしますけれども。それ以外にも年間計画を立てまして、各地から要望もいただいておりますので、できましたら私どもとしましては、年間、3ないし4基ずつ設置計画を立てながら、要求をしていきたいと考えているところでございます。

○委員（徳永武次）昔から使っている20トン級なんかも、なかなか整備が進まぬと思うんですけど。とにかく市内であれば……。配管なんかも

あるんですけど。田舎に行けばやっぱりこの整備というのは必要と思われるんです。

先ほど、年に3基から4基は整備していくと、特に今、点検を特にやられていると思うんですけど、その辺の整備をやはり、いざとなったときが一番肝心なことだと思いますので、要望をしておきたいと思います。

**○消防局長（新盛和久）** 消防水利についてのお尋ねでございました。

次長のほうから説明があったとおりでございすけれども、消防施設整備計画というのを3年に1回つくってございまして、その中で消防水利の基準にどれだけ本市が合致しているのかという充足リストというのがありますが、詳しい数字は持ってないんですが、大体5割ぐらいでございす。

これを一挙に100にするためには、相当な財源が必要になりますので、先ほど次長からあったように、年次的に整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員（今塩屋裕一）** 緊急搬送の件でお聞きしたいんですけど、3月7日に高江インターも開通しまして、交通の便が西回り自動車道を使つての緊急搬送ということで、鹿児島に搬送しての、救急車で搬送するのがどれぐらいの割合であるのかなど。なぜかといいますと、先週だったんですけど、ちょうど夕方から救急車が鹿児島市内のほうに走ってまして、西回り自動車、都インターからちょうど乗ってだったんですけど、その時間帯というのは、やっぱりちょうど仕事帰りの方が高速を使つての帰りが多くて、救急車が一生懸命走ってくるんですけど。左に寄せるところもなく渋滞になってしましまして、寄せる方もいらっしやつて、救急車も追い越しをして急いでいたのかわからない、急いでいて追い越しをしたんですけど。ちょうど料金所で、ETCがないのかわかんないんですけど、料金を払って2カ所ともとまっています、その時間帯やっぱりロスったな、ロスるなど。一般の方が見ても救急車はETCはついてないんだらうかという、やっぱり一緒に乗ってる方が言われたのもあって、だからこれからはやっぱり薩摩川内市ばかりでの病院の対応じゃなく、鹿児島市内での特別な救急搬送というのがあるんじゃないかなと思ひまして。もしよければ比較的、鹿児島にはどれぐらいの割合で救急搬送、そして市

内ではどれぐらいの割合だというのがわかれば教えてもらえればと思います。

**○消防局次長（福山忠雄）** まず、件数から申し上げますと、平成26年、先ほど、私、説明しました3,993件のうちに、市外への搬送件数でございすけれども268件ございす。

そのうち、今、議員おっしゃいました鹿児島市内への搬送が131件、市外への搬送のうちの約5割が鹿児島市内へ搬送している。それ以外が串木野であったりとか、阿久根であったり、さつま町であったりとかということになります。

時間的にはおおむね40分程度で、市立病院であったり、そういうところに行きます。

あと、もう一点、ETCの件ですけれども、私どもの救急車は全てETCを積載してございす。

当然ETC通れば料金かかるんですけども、救急搬送の場合は、ETCを通らずに料金所を通ることにしてございす。

それは、救急搬送の場合はお金は要りませんので、事前に料金所に連絡をしまして、ETCのレーンじゃなくて一般のレーンを通ると、帰りのほうは、当然、鹿児島まで救急隊が行きますと、それだけ早く帰ってこないとこちらがあきます。いわゆる空白になりますので、帰りはETCを使ってスムーズに帰ってこれるよというところで、救急車には全てETCをつけているところございす。

ですので、今、議員おっしゃいました、それが私どもの救急車だかどうかというのは、ちょっと私どものほうではないと考えてございす。

以上です。

**○委員（今塩屋裕一）** 私もちょうど見たんですけど、薩摩川内市って書いて、都インターから乗ってた、それを確認したんですよ。

たしか3月の4日だったと思ひます。夕方からの搬送だったと思ひますけど、今、手帳を見れば、3月の4日だったと思ひますけど。できれば短縮するようにETCがあれば、その辺の料金所との協議ができるんだしたら、時間短縮という意味でどうでしょうか、やっぱりそういったのを検討してもらえればと思います。

**○消防局次長（福山忠雄）** 済みません、自信を持って申し上げます、あったということで、ちょっと恥ずかしいんですけども、またこれにつきましては、今、議員おっしゃいましたとおりで、

いわゆる時間の短縮ということで私どもも検討いたします。

また、3月4日の案件につきましては、こちらでもまた調べまして、あともってまた御報告させていただきます。申しわけございませんでした。

**○委員長（持原秀行）**やはり渋滞しとったりとかいったときに、ETC以外通ったら事前に無料だと言われても、そういうところはやっぱり臨機応変に早急に搬送するという立場に立ってということからすれば、やっぱり行きもしっかりとETCを利用して通ってもいいんじゃないかなと思うんですが、そこらあたりもしっかりとまた検討してみてください。

**○消防局次長（福山忠雄）**わかりました。今おっしゃるとおりでございます。

お金がかからないようにということで、ETCのレーンを通らずに料金所のほうを通るわけですが、これにつきましてはちゃんと検証しまして、ETCのレーンをそのまま通るような形でいきたいと思います。

**○委員長（持原秀行）**ほかにはありませんか。

**○委員（帯田裕達）**済みません、ちょっと何点が質問します。

ことし、国民文化祭が開催されるわけですが、その会場、そしてまた宿泊場、旅館、ホテル等に対して——もちろん私も当事者ですけど。また旅館、ホテル側から要請があるのかもしれませんが、避難に対する講習とかAEDの取り扱いとか、かなりの人が1カ所に集まって、ホテルグリーンヒルでも会場になっているわけですが、そういう講習会等は考えられていらっしゃるのか。

**○消防局次長（福山忠雄）**ことし開催されます国民文化祭に対しましては、教育委員会のほうとも、文化課のほうとも連絡をとりまして、今おっしゃいました外からの入り込み客がたくさんになりますので、そういうホテルあるいは旅館の方々に対しまして、今おっしゃいましたAEDであったりとか、避難の方法というのは、計画を考えているところでございます。

**○委員（帯田裕達）**ぜひそういうことをやっていただきたいと思います。

なかなかこちらから連絡してというのはできないので、その会場だけじゃなくて、せめて旅館組合とかありますので、そこに呼びかけていただければ、皆さん、講習とかも受けられると思

います。

そして、やっぱりAEDの必要性というのを、旅館、ホテルにも本当に周知していただいて、なるべくどこでも、どんな旅館、ホテルに泊まっても、そういう設備がしてあるというのが一番望ましいのじゃないかと思っておりますので、その辺のお話もしていただければと思います。

そして、もう一点だけ。質問でも私はやりましたけど、消火栓が2,482あって、非適合が1,517ある、適合は965と。この消防年報、平成24年に載ってるんですけど、この非適合というのは直径が150ミリ以下とかあるんですが、これは要するに消防、東部とか、いろんなところから消防車が走っていき、そしてまた分団の消防車が走ってきたときに、その消火栓とつなげないということになるわけですね。

**○消防局次長（福山忠雄）**消火栓に関してですけれども、適合というのは今おっしゃいましたとおり本管が150ミリ、15センチの水道管につながっているやつは適合ということで、それは先ほど局長もありました、消防水利の基準というのがございまして、それで適合ということになっています。

それ以外、小さい75ミリであったりとか、細かく言いますと150ミリの1つ目の小さくても、そこは大きいですよとかあるんですけど、決して使えないということではございません。

当然、地域に例えば簡水があっても、もともとの配管が小さいところもございまして、75ミリであったりとかして、そういう消火栓につきましては、非適合であっても私どもとしては当然使います。

あとは私ら職員のほうで、ここは配管が何ミリだから、すぐそばのいわゆる次の消火栓を使えば水量が足らなくなると、ですからそこはここをとったらもうほかのはとらないようにと。それで適合であったら同じところで3カ所、4カ所と、もうとって水量はできるんですけども、非適合の場合はその1カ所とったら共倒れをする恐れがあるからということで、それは常々、職員のほうも配管を把握して消火栓、いわゆる水利部署とこのことを決めております。決して、非適合だから使えないということではございません。

**○委員（帯田裕達）**消防車にはつなげるということですね。

**○消防局次長（福山忠雄）**そういうふうになり

ます。

○委員長（持原秀行）委員の皆さん、ありませんか。よろしいですか。

○委員（今塩屋裕一）先ほど3月の4日と言ったんですけど、委員長、申しわけないです、日にちのちょっと間違いでした、2月の28日でした。次長、土曜日でした。

○委員長（持原秀行）2月の28日だということを確認してください。よろしいですか。

○消防総務課長（菅牟田 哲）先ほど井上議員のほうから、予算に対する職員の給与費の割合についてということで質問がございました。

平成27年度の予算、18億1,979万8,000円に対しまして、給料、職員手当と共済費用を含めました割合が63.8%になります。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。委員の皆さんはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（川畑善照）先ほど職員の数、今、定数より下回っているということでしたが、前も本会議で出ましたけれども、私も10年ばかり前、一般質問したことがあったんですが、南部分署は市民の救急隊の要望が大きいんです。

それで、それを前向に検討されているようですが、やはり救急救命士を含めて養成をしながら、隊をつくるべきじゃないかと。分署でないのが不思議でならないという方が多いものですから、そういう状況はどう把握されていますか。

○消防局長（新盛和久）南部分署に対する救急隊の配置でございますが、本会議でも申し上げましたけれども、南部分署にもし救急隊を置くとしたときに、隈之城とか永利とか、川内あるいは平佐西の一部、そして可愛の一部、亀山という部分が多分管轄区域になるんだろうというふうに思います。

そのときに人口規模で43%、全件数で言いますと40%が、この南部分署にもし救急隊があったら出ていくんだろうなというふうに考えているところであります。

したがって、人口と救急件数というのは基本的にリンクする話でありますので、非常に南部分署に救急隊を置く、そして今、救急需要が非常に高

まってきている中でありますので、これについては本会議で話をしましたように、しっかりと研究をし、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（川畑善照）前向に検討されるということですので、ぜひお願いしたいということと、やはり要請をされて、例えば救命士にしても、いろんな隊の皆さんがローテーションを組んでやられると思いますので。休みもあります、病気やけがもあると思いますので、ぜひ人的教育、養成をされまして、早目に隊をつくっていただきたいと、以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で消防局を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時2分休憩

~~~~~

午前11時5分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

△教育総務課及び学校教育課の審査

○委員長（持原秀行）次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う議案を審査します。

最初に、教育総務課所管の議案第18号を審査し、その後、総務部総務課所管の議案第14号についても、ここで審査することとしますので、あらかじめ総務課職員も入室をしております。

それでは、審査に先立ち、今回の法律改正の概要について、教育部長に説明を求めます。

○教育部長（中川 清）それでは、今ほどございましたとおり、議案第14号及び第18号につきましては、平成23年の滋賀県大津市の中学生いじめ問題を契機に、本年4月から施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う関係条例の改正等でございます。

私のほうから、施行されます法律の概要を説明いたします。

それでは、恐れ入りますが、教育委員会の総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要、まず趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に関する国の関与の見直しを図るための地方教育行政制度の改革を趣旨としてございます。

次に、概要であります、大きく3点でございますが、今回、提案をしております条例改正は、概要の1の教育行政の責任の明確化、これの法律改正に伴うものでございます。

概要の1、教育行政の責任の明確化でございますが、1点目が教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、いわゆる新教育長を置くということ。

それから、教育長は首長が議会同意を得て、直接任命、罷免を行う。

それから、教育長の身分上の立場としまして、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すると、なお今回の法律改正で、教育長は教育委員ではなくなり、地方公共団体の長に直接任命されることとなりますので、新しい制度に移行後は、本市教育委員会は、教育長と4人の教育委員により構成されます。

また、本市の場合は、新教育長制度は、現教育長の任期、平成28年11月19日満了後を予定しておりますので、法制上は附則により経過規定を入れ、これに伴う条例改正を行うものでございます。

2番目に、総合教育会議の設置、大綱の策定でございますが、これは条例改正とは直接関係はございません。

この設置並びに大綱の策定につきましては、4月以降、早い時期に設置、策定することで作業を進めております。

なお、首長がこの総合教育会議を設置、そして招集、そしてその構成は首長と教育委員により構成をされるというふうになっております。この場合には、参考人の招致というようなものも別に規定をしております。

それから、今ほど申し上げました大綱の策定ですけれども、首長は総合教育会議におきまして、教育委員会と協議をし、教育の振興に関する施策の大綱を策定すると、会議では大綱の策定、教育条件の整備等を重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行う。

調整された事項について、構成員は調整の結果を尊重しなければならないというふうになってございます。

それから、この首長の招集というふうになっておりますが、これは教育委員のほうからの、教育委員会からの要請を踏まえて、首長が招集をするという場合も規定がございます。

3番目でございますが、国の地方公共団体の関与の見直しでございますが、いわゆるいじめ等による自殺の防止等、児童生徒等の生命または身体被害の拡大、または発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを第50条の法律の中で規定してございます。

なお、政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関として、職務権限は従前としているところでございます。

それでは、前の1ページに戻り、説明いたします。

概要の1、教育行政の責任の明確化で説明いたしました、現在の教育長は、非常勤の特別職の教育委員と常勤の一般職としての教育長の身分——これは教育委員会の補助機関という位置づけでございますが——この身分がでございます。

教育委員長と教育長を一本化した新教育長につきましては、常勤の特別職となります。

また、それに伴い、教育委員長の職が廃止されます。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、現教育長は委員としての任期、平成28年11月19日、上屋教育長の任期がでございますので、これまでは従前の例によりまして教育長として在籍し、教育委員長の取り扱いもこれに準じます。

今回の条例改正等は、教育長の任期前の辞職や事故等により新制度以降の時期が早くなる可能性もあるため、附則により経過規定を入れた上で、記載の条例改正等を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

△議案第18号 薩摩川内市教育長の勤務時間・休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○委員長（持原秀行） それでは、議案第18号 薩摩川内市教育長の勤務時間・休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、議案つづりのその2、18—1ページをお開きください。

議案第18号 薩摩川内市教育長の勤務時間・休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明を申しあげましたので、御省略申し上げます。

詳細な説明でございますが、議案つづりと教育部の議会資料で御説明を申し上げますので、まず最初に、議会資料の1ページのほうを見ていただければと思います。

現在の教育長は一般職に位置づけられておりまして、地方公務員法の規定により、職務専念義務が課せられております。

今回の教育委員会制度の制度改革によりまして、新たに任命される教育長は、先ほど部長からも説明がありましており特別職となり、地方公務員法の適用から外れることになるため、新教育長の職務専念義務が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第11条第5項に追加され、職務専念義務の特例について、新たに条例で定める必要が生じたものでございます。

制定する条例の内容でございますが、また資料かわっていただきまして、議案つづりのその2の18—2ページを見ていただければと思いますが、第2条で、教育長の勤務時間、休暇等について、それと第3条で、教育長の職務に専念する義務の免除について、一般職員の例によることと規定したところであります。

また、経過措置といたしまして、現教育長は、現在の教育委員としての任期が満了するまでは、従前の例の適用を受けて在職することになります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を

願います。

○委員（井上勝博） 今回の地方教育行政の法律の改正によって、教育長の権限が強化されるというふうには私は理解しているんですが、この教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するという問題についてですが、今までは教育長を教育委員会が選任するというので、教育委員会が権限が強かったわけですが、これが損なわれるようなものになるんじゃないかというふうに懸念するわけですが、この教育の政治的中立性、継続性、安定性というのが、なぜ教育で必要なのかということについて、まず御説明いただきたいと思います。

○教育部長（中川 清） 今回の改正の概要については、昨年の12月の委員会等でも、教育長のほうがまいりまして説明したとおりです。

今までの委員の御質問は、いわゆる執行機関として教育委員会を別に置いておくと、それがやはり今回の条例、法律の改正でもありましたとおり、首長の権限等にもなじまないものについての規定というものもしてあるわけです。

ですから、執行機関として、首長の意見というものが、その中に入るべきものとそうでないものと分けをするために、教育委員会が独立した執行機関であるというふうに考えております。

○委員（井上勝博） 教育の政治的な中立性という点について、これが確保することを今まで基本的に置いてきたと、それから継続性、安定性ということについても、首長が選挙で当選される、その任期というのは4年なわけですよ。

首長が変わるたびごとに、教育行政にその継続性がなくなるということでは、子どもたちに混乱が生じる、教育に混乱が生じる、そういうことがあって、政治的中立性、継続性、安定性というものが、教育行政に求められてきたんだというふうに理解しているんですが、それはそういうふうに考えていいわけですね。

○教育部長（中川 清） 今までの答弁と同じですけれども、教育委員会は合議体としての執行機関をそのまま継続しておりますので、この仕組みというものは、今、委員のほうからあったとおりの仕組みが継続をされるというふうに考えております。

○委員（井上勝博） ただ、今までは教育委員会が教育長を選任していたわけですが、これからは教育長が首長の任命ということになるとい

う問題と、それから先ほど説明があったように、大綱を首長がつくることになっているわけです。

これは首長がつくるからといっても、教育委員会がこれはだめだよというようなことがあるかもしれないんですけど、そういうことは想定されていないだとは思いますが、ただ首長が大綱を策定するという事になると、やっぱり首長の権限というのは非常に強くなってくる。

教育委員会は、教育委員会に従ってくれないということで教育長を罷免できたわけですが、これ罷免もできないということになると、やはり首長の権限が強くなる、首長の権限が強くなるということになると、当然、首長がかわるごとに、教育行政にいろんな支障が生じるということがやっぱり考えられるんじゃないかというふうに思うんですが、全くそういう心配はないということなんでしょうか。

**○教育部長（中川 清）** 本件につきましては、さきの本会議で、佺議員のほうから市長に対して御質問があったとおりで、それに対しまして市長のほうで答弁をしたということでございます。

あくまでも、市長は直接の選挙で市長に就任されるわけですので、以後の市長のお考えについては、岩切市長のお考えについては、佺議員の答弁であったとおりですが、その後のお考えについては私のほうでは答弁はいたしかねます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 今回の地方教育行政の法律に関するこの改正については、全国の教育関係者からも心配されているように、教育の政治的中立性が損なわれるのではないかと、そして教育内容への介入や支配に道を開くものになるのではないかという心配がされています。

実際、安倍政権が、今回こういう改正を狙った狙いというのが、一つが教育基本法に愛国心を盛

り込もうという考えがあると、そしてもう一つは競争主義を持ち込んでいくと、この二つが狙いだというふうに言われております。

今回の改正によって、この条例の改正によって、首長の権限、そして新教育長の権限というのが強化される。同時に教育委員会の権限もあるということについては、私もそれは否定するものではありませんので、今回の改正をもって直ちに教育行政が混乱をするというふうには思っておりません。

ただ、そういう懸念がされているし、また愛国心教育や競争主義を持ち込むという道が開かれてしまったということについては、非常に残念であるわけで、私は今回の条例改正に反対です。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** 次に、本案に賛成の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○委員長（持原秀行）** 起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

---

△議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

**○委員長（持原秀行）** 次に、議案第14号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○総務課長（田代健一）** 総務課でございます。

議案第14号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について御説明いたしますので、総務部の議会資料の2ページをお開きください。

議案つづりでは、その2の14—1ページにな

ります。

資料のほうで説明いたしますが、法改正に伴いまして、4 条例について所要の整備を行うものがございます。

まず 1、薩摩川内市教育長の給与等に関する条例の廃止でございます。

第 1 条関係になりますけれども、これにつきましては、教育長の給与等の支給根拠となる法の規定が削除されたため、廃止するものがございます。

ただし、経過措置として、本条例の施行日前から引き続き在職する教育長の受ける給与については、なおその効力を有するものとしております。

次に 2、薩摩川内市公告式条例の一部改正、第 2 条関係につきましては、法改正に伴う条ずれ等を条項整理するものがございます。

3 項目め、薩摩川内市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第 3 条関係につきましては、教育委員長の職が廃止されることに伴いまして、同委員長の項目を削除するものがございますが、これも現教育委員長の在職中は効力を有するものです。

最後に 4、第 4 条関係で薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正は、新教育長は特別職となるため、教育長を追加するもので、こちらは現教育長の給与につきましては、1 の教育長の給与等に関する条例のほうが適用されるため、本条例では適用除外としているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 議案第 18 号と関連するものであります。

教育委員会改悪法に反対する立場から反対いたします。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** 次に、本案に賛成の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○委員長（持原秀行）** 起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第 39 号 平成 27 年度薩摩川内市  
一般会計予算

**○委員長（持原秀行）** 次に、審査を一時中止してありました議案第 39 号平成 27 年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

**○教育部長（中川 清）** それでは、教育総務課並びに学校教育課の予算概要について説明いたします。

平成 27 年度当初予算概要の 28 ページをお開きください。

所管課は防災安全課でございますが、この中に教育総務課の事業が入っておりますので説明いたします。

28 ページの上段、避難所生活環境整備事業は、指定避難所のトイレを洋式に改修するものですが、その中に教育総務課分としまして、所管箇所、4 番目になりますが、小学校 11 カ所、中学校 12 カ所が入っております。

次に、117 ページをお開きください。

閉校跡地等移行管理事業は、小学校 1 校、吉川小学校分です。

なお、小・中学校の統合等の状況は、別途提出しております総務文教委員会資料、学校教育課分、再編等に関する第 2 次基本方針案の中で、資料として提出をしておりますので、後ほど確認をお願いします。

中段になります。東郷地域小中一貫校整備事業は、平成31年4月開校予定で作業を進めております東郷地域の小中一貫校施設整備の建物実施設計及び造成工事を実施するものです。

なお、これの第一段階としまして、東郷地域の5小学校は、平成29年4月を目途に東郷小に統合することで、場所は東郷小でございますが、統合することで準備を進めているところでございます。

教育用パソコン整備事業は、小学校及び中学校の教育用パソコンと図書室用パソコン、合計248台等を整備するものです。

118ページをお開きください。

育英小学校屋内運動場新增改築事業は、鉄筋コンクリートづくり973平米の新增改築工事、その次、小学校校舎等耐震改修事業、その下にありますが、及び中学校校舎等耐震改修事業は、それぞれ記載の老朽化した小学校校舎並びに中学校屋内運動場等の耐震改修工事等を実施するものです。

なお、小・中学校の耐震化は、平成27年度末で、東郷中学校を除き完了予定でございます。

119ページをお願いします。

引き続き、学校教育課の予算概要を説明いたします。

奨学育英事業は、能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高等学校への就学が困難である者に対し、給付型の特別奨学金を支給するもので、平成26年度から新規枠を10人に拡充してございます。財源は特別奨学基金繰入金でございます。

教育研修事業は、小学校教科書の採択がえに伴う教師用指導書、指導教材等購入のほか、教職員研修に対する補助を行い、小中一貫教育全国サミット等への参加促進による教職員の資質向上に資する予算でございます。

教育育成事業は、社会科見学、仲良し音楽会等による児童生徒の表現力や学習意欲の向上を図り、また27年度新規事業として、本市独自の土曜活用事業、土曜学習、わくわく薩摩川内土曜塾を実施するものです。

なお、第2土曜日に実施いたします、教育課程に位置づけます土曜授業は、9月から実施することで作業を進めております。

120ページをお開きください。

離島高校生修学支援事業は、甌島地域の自宅を

離れ、本土等の高等学校等へ修学する高校生の保護者の経済的負担の軽減のため、民間アパート家賃や下宿費、帰省のための交通費等の一部を、月額2万円を上限として支援するものでございます。

次の特別支援教育支援員配置事業は、市内小・中学校の通常学級等に在籍する、教育上、特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うため、特別支援教育支援員28人を配置するものであります。

英語力向上プラン事業は、市内小・中学生の英語力向上を図るため、中学生の英語技能検定試験検定料の公費負担や、英語サマーカーンプ開催のための補助金を交付するものでございます。

なお、英語技能検定試験検定料の負担は、平成26年度までが5級、4級、3級であったものを、年齢制限を撤廃の上、4級、3級、準2級、2級を対象とすることに、今年度から変更することで予算を計上してございます。

121ページになります。

学校運営協議会制度導入研究事業は、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、意見等を学校運営に反映させる学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールを運用、導入するもので、平成27年度は水引小学校、平成26年度の水引小学校、水引中学校に加え、東郷中にも新たに導入することで予算を計上しております。

漁村留学制度事業は、全国から留学を希望する小学生を受け入れ、地域内の小学生と互いに交流活動、刺激し合うことにより、豊かな自然で相互の教育効果の向上と教育の振興を図り、あわせて地域の活性化と発展を図るもので、ウミネコ留学生13名の予算を計上しております。

薩摩川内元気塾は、薩摩川内市に大いなる元気を与え、貢献する人材を育成するため、卒業生を含め、県内外で活躍している著名人などの講演会、実技教室等を開催することにより、児童生徒が将来を見つめ、夢や希望を膨らませ、自分の学校や郷土への誇りを持つ機会とするものであります。

122ページの小中一貫教育推進事業は、小・中学校間の円滑な接続により、発達段階に応じた教育の充実と9年間の一貫した指導を行うため、市内全中学校区で連携型の小中一貫教育を推進し、

小学校英語教育の充実やふるさと・コミュニケーション科による、各学校の特色ある教育活動の推進を図るものです。

給食センター管理事業は、5つの学校給食センターの施設管理、食材細菌検査等の食材の安全確認、米炊飯の県学校給食会への委託等、安心で安全な学校給食を維持推進する予算になります。

以上で教育総務課、学校教育課の説明を終わります。

**○委員長（持原秀行）** それでは、次に当局の補足説明を求めたいと思います。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 教育総務課分の予算につきましては、御説明を申し上げます。

予算調書の212ページをお開きください。

事項、教育委員会費314万4,000円の主な内容につきましては、教育委員会及び教育委員4名にかかわる経費で、教育委員の報酬・費用弁償、それから全国市町村教育委員会研究協議会参加負担金等でございます。

次に、事項、事務局管理費は、事務局職員の人件費及び事務局の管理・運営にかかわる経費並びに閉校跡地等移行にかかわる4億8,766万円で、主なものにつきましては、学校司書補業務嘱託員23人、教育部における休職等代替嘱託員2名、それと職員46名分の人件費、小・中学校、幼稚園のごみ収集業務委託等の経費や、閉校となる吉川小学校の今後の維持費節減のために、屋内運動場と校舎等の電気設備の切り離し工事経費のほか、川薩地区教育振興連絡協議会負担金や技能労務職員の草刈講習会参加負担金等でございます。

続きまして、次に213ページをお開きください。

事項、小中一貫校整備事業費の4億1,735万1,000円は、東郷地域に中学校1校、小学校5校を統合した小中一貫校の整備について、別紙の教育総務文教委員会資料の4ページに基づきまして、詳細に説明を申し上げたいと思います。

東郷地域小中一貫校整備における平成27年度の実施予定の事業概要につきましては、小学校棟、中学校棟などの教室棟と、屋内運動場、プール及び外構の実施設計業務委託のほか、周辺の山や隣接地からの雨水等の排水処理と通学利用の管理道路となる外周道路の整備、それと学校敷地内の雨水処理を行なう調整池の第1期の造成工事等を行う予定でございます。

2の全体スケジュールといたしましては、平成28年度に学校敷地内の校舎建築に必要な第2期の造成工事を行い、校舎建設につきましては、平成29年度、平成30年度の2カ年で整備し、あわせて第1期の外構工事を平成30年度に行いまして、学校の開校は平成31年4月を予定しているところでございます。

また、屋内運動場やプール等の建設につきましては、全体の総事業費の市の予算支出との兼ね合いもございまして、開校後に整備を行うということにいたしております。

なお、一貫校が整備する前の、先ほども部長から言いましたとおり、平成29年の4月には、東郷小・山田小・南瀬小・鳥丸小・藤川小が統合し、学校の位置は東郷小にする方向で、学校の再編を進めることといたしております。

昨年6月の基本計画策定時の全体スケジュールに比べまして、校舎棟の実施設計業務を平成27年度に前倒しをしているところでございます。

以上、東郷地域の小中一貫校施設整備事業についての概要を終わります。

続きまして、もとに戻っていただきまして、予算調書の213ページをお開きいただきたいと思っております。

事項、教職員住宅管理費の2,986万4,000円は、教職員住宅185戸の管理及び維持補修にかかる経費で、主なものにつきましては、教職員住宅の管理業務委託料でございます。

次に、214ページをお開きください。

事項、小学校管理費の3億7,956万6,000円は、小学校34校の管理運営及び維持補修にかかる経費でございまして、学校用務嘱託員10名、学校主事20名の人件費、それから各小学校の光熱水費、施設修繕、浄化槽管理業務委託等、施設補修工事のほか、テレビ共同受信施設維持負担金等でございます。

次に、事項、小学校教材備品整備費の1,954万1,000円は、小学校34校の国語科等の教材として、新聞購読にかかる経費及び教材備品に要する経費でございます。

続きまして、215ページをお開きください。

事項、小学校理振法備品整備費の433万円は、理科教育振興法に基づきます理科備品及び算数備品を購入する経費でございます。

次に、事項、小学校近代教育設備費は、小学校

のコンピューター整備にかかる経費4,413万5,000円で、主なものにつきましては、学校図書館システム保守業務委託のほか、可愛小、永利小の教育用のパソコンにつきまして、タブレット型に80台、今回更新をする分、それから各小学校の図書室用のパソコンの購入に要する経費が主なものでございます。

次に、216ページをお開きください。

事項、屋内運動場建設事業費の3億3,202万4,000円は、耐震性が劣り、児童数に対し、狭隘な育英小学校屋内運動場の新增改築に要する工事費並びに新たな備品購入の経費分でございます。

次の事項、小学校諸施設整備事業費の1,994万1,000円は、小学校34校の施設整備に要する経費で、図書室空調設備設置工事設計業務委託や本土地域の7小学校の屋内運動場の11カ所の洋式トイレへの改修工事、それから特別支援教室等の学級増に伴います改修工事等に要する経費でございます。

次に、217ページをお開きください。

事項、小学校耐震改修事業費の1億329万2,000円は、Is値が0.61の可愛小学校南中学校舎棟の耐震補強工事、それから耐震性に劣ります大馬越小の特別教室棟の東校舎棟への機能移転工事、それと副田小学校屋内運動場、朝陽小屋内運動場の耐震補強工事、それと山田小学校、藤川小学校の屋内運動場の屋根取りつけ部分の改修工事等を行う経費でございます。

次に、事項、中学校管理費の2億2,230万3,000円は、中学校15校の管理運営及び維持補修にかかる経費で、学校用務嘱託員3人、学校主事11名の人件費、それと各中学校の光熱水費、施設修繕、施設補修工事等にかかる経費でございます。

次に、218ページをお開きください。

事項、中学校教材備品整備費の1,124万円は、休校中の鹿島中を除く、中学校14校の国語科教材として利用する新聞購入に関する経費及び各教科の教材備品の購入にかかわります経費でございます。

次の中学校理振法備品整備費の255万円につきましては、理科教育振興法に基づきます中学校の備品に要する経費でございます。

続きまして、219ページをお開きください。

事項、中学校近代教育設備費の4,051万

2,000円の主なものにつきましては、学校図書館システム業務委託や中学校、川内北中、川内中央中、平成中の教育用のタブレットパソコン120台を新たに更新する分の経費、それと各中学校の図書室用のパソコンの購入に要する経費でございます。

事項、中学校諸施設整備事業費の1,533万1,000円は、中学校の施設整備に要する経費で、本土地域の6中学校の屋内運動場の12カ所の洋式トイレへの改修工事、それと海陽中の渡り廊下改修工事等を行うものでございます。

続きまして、220ページをお開きください。

事項、中学校耐震改修事業費の1億1,146万円は、海星中及び海陽中の屋内運動場の外壁防止工事、それから樋脇中学校及び祁答院中学校の武道場の天井落下対策工事、それと入来中学校の武道場の耐震補強を行う経費でございます。

次に、事項、幼稚園管理費の2億6,229万円は、幼稚園12園の管理運営及び維持補修にかかる経費で、幼稚園教諭業務嘱託員10名、それと養護教諭業務嘱託員2名、スクールバス運転業務嘱託員の報酬、それと幼稚園教諭26名の人件費、そのほか3歳児保育にかかわる補助員配置に対する賃金、それと幼稚園の光熱水費及び施設修繕、備品等のほか、鹿児島県国公立幼稚園協会負担金等が主なものとなっております。

続きまして、221ページをお開きください。

事項、現年公共文教施設災害復旧事業費450万円につきましては、学校施設の災害復旧、災害があった場合の災害復旧にかかる経費で、国庫負担金対象事業分でございます。

次の事項、現年単独文教施設災害復旧事業費の720万円につきましては、学校施設災害復旧事業にかかる市単独分の経費となっております。

次に222ページでございますが、事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費の450万円につきましては、学校施設以外の教育関係公共施設の災害がありましたときに活用するために、経費という形で計上させていただいているところでございます。

引き続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

予算調書の60ページをお開きください。

主なもののみを御説明申し上げます。

14款1項7目の教育使用料の89万

9,000円につきましては、小・中学校、幼稚園の敷地内にあります九電柱、NTT柱の土地使用料が主なものでございます。

また、15款1項3目教育費負担金の5,700万円につきましては、育英小学校屋内運動場の新增改築に伴います公立学校施設整備費国庫負担金の歳入分でございます。

それと、2項8目の教育費補助金の6,881万円につきましては、小・中学校の理科教育設備費補助金、それから算数・数学教育設備費補助金や、そのほか学校耐震改修に伴います学校施設環境改善交付金の歳入分を予定しているところでございます。

このほか、17款1項1目財産貸付収入に対しまして、3,379万2,000円につきましては、教職員住宅の貸家料という形で歳入に受け入れる予定にしております。

そのほか、21款5項4目雑入に39万6,000円、雑入を計上してございます。この分は説明欄のとおり、小・中学校の公衆電話取扱手数料、それと小・中学校、幼稚園の私用電話料、それと可愛小・里小・長浜小の太陽光発電の余剰電力の売却分でございます。

以上で教育総務課分についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○学校教育課長（原之園健児）** それでは、学校教育課にかかる平成27年度当初予算の歳出予算について御説明をいたします。

平成27年度薩摩川内市各会計予算調書の223ページをお開きください。

事項、奨学育英事業費は、特別奨学資金支給にかかる経費であり、事業費228万7,000円で、主なものは特別奨学資金給付金でございます。

事項、教育指導費は、児童生徒の知能・学力検査及び教職員への教育指導等の実施にかかる経費であり、事業費1,959万3,000円で、主なものは、児童生徒知能・学力検査業務委託等でございます。補助金は、人権教育推進補助金12万円でございます。

続きまして、224ページをごらんください。

事項、教育研修費は、教師用指導書・指導教材等購入及び教職員の資質向上にかかる経費でございまして、事業費3,151万3,000円で、主なものは教師用指導書等購入費でございます。補

助金は、市立学校教職員研修補助金84万円でございます。

教育研修費の前年度からの変更点は、小学校教科書の採択がえに伴う教師用の指導書、指導教材等の購入費を増額要求しているものでございます。

事項、教育育成費は、社会科見学、仲良し音楽会等による児童生徒の表現力や学習意欲の向上及び離島高校生修学支援、特別支援教育支援員配置などにかかる経費であり、事業費6,824万2,000円で、主なものは、特別支援教育支援員謝金、英語技能検定試験検定料、離島高校生修学支援費などで、補助金は、甌アイランドウォッチング事業補助金395万1,000円、英語力向上プラン事業補助金90万円、中学校生徒会連絡会運営補助金60万円、その他の補助金、2件、95万1,000円となっております。

教育育成費の前年度からの変更点は、本市が独自で取り組む土曜活用事業、土曜学習、わくわく薩摩川内土曜塾であり、毎月第4土曜日、年9回程度の実施の予定でございます。

また、英語技能検定試験検定料の公費負担では、従来、中学校1年生から3年生までのそれぞれの学年に相応する英検5級から3級を対象としていたものを、英検4級から2級を対象とし、さらなる英語力の向上を目指すものでございます。

225ページをお開きください。

事項、教育派遣費は、外国語指導助手、ALTによる英語教育の充実・学力向上等にかかる経費であり、事業費3,511万9,000円で、主なものは、外国語指導助手7名の人件費、ALT研修及び帰国等旅費、自治体国際化協会負担金等でございます。

事項、教育人事管理費は、小・中学校教職員の人事異動事務にかかる経費であり、事業費10万4,000円で、主なものは、人事異動事務にかかる職員旅費でございます。

226ページをお開きください。

事項、教育研究費は、学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの継続運用及び新規導入に関する事業、小・中学校における地区指定研究協力校の研究公開等にかかる経費であり、事業費88万1,000円で、主なものは、学校運営協議会委員にかかる謝金、旅費等でございます。

教育研究費の前年度からの変更点は、2年前から取り組んでいた水引小・中学校におけるコミュ

ニティ・スクールに加えて、東郷中学校でもコミュニティ・スクールを新規導入するものでございます。

事項、漁村留学制度事業費は、鹿島地域におけるウミネコ留学制度にかかる経費であり、事業費633万3,000円で、主なものは、全国紙への留学制度広告掲載料、ウミネコ留学制度業務委託等でございます。

227ページをお開きください。

事項、心の教室相談員配置事業費は、心の教室相談員の配置にかかる経費であり、事業費153万8,000円で、主なものは教育相談員謝金でございます。

事項、子どものサポート体制整備事業費は、不登校児童生徒の学校復帰のための適応指導教室運営にかかる経費であり、事業費248万8,000円で、主なものは指導員謝金でございます。

228ページをお開きください。

事項、薩摩川内元気塾事業費は、県内外の著名人等を招聘した薩摩川内元気塾の実施にかかる経費であり、事業費294万円で、主なものは、各学校の元気塾推進委員会への薩摩川内元気塾事業等業務委託でございます。

事項、小中一貫教育推進事業費は、連携型の小中一貫教育を市内全中学校区で展開し、発達段階に応じた教育の充実や、各学校の特色ある教育活動の推進及び小中一貫教育推進事業講演会の開催にかかる経費であり、事業費1,242万9,000円で、主なものは、小学校英語講師謝金、児童生徒交流活動用等バス借上料でございます。

229ページをお開きください。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校や関係機関、家庭への派遣や連携を通じて、生徒指導上の諸問題の解決及び発生防止にかかる経費であり、事業費166万円で、主なものは、スクールソーシャルワーカーへの謝金でございます。

事項、学校保健体育運営管理費は、幼児・児童生徒及び教職員の健康管理等にかかる経費であり、事業費5,497万5,000円で、主なものは、幼稚園の園医24人、薬剤師8人、小学校の学校医61人、薬剤師23人、中学校の学校医34人、薬剤師10人にかかる報酬のほか、小・中学校におけるフッ化物洗口事業、幼児・児童生徒及び教

職員健康診断業務委託等でございます。

補助金は、甌島地区児童生徒徒島外活動補助金368万8,000円、校外活動補助金120万円、小学校体育連盟運営補助金60万4,000円、その他の補助金、1件、34万4,000円でございます。

230ページをお開きください。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、日本スポーツ振興センター共済制度加入及び災害給付金の給付にかかる経費であり、事業費1,709万1,000円で、経費の内容は、日本スポーツ振興センター掛金、災害共済給付金でございます。

事項、各種大会運営費は、小学校綱引競技大会実施にかかる経費であり、事業費158万2,000円で、主なものは、小学校綱引競技大会児童輸送用バス借上料で、補助金は、甌島地区児童生徒徒島外活動補助金17万9,000円でございます。

231ページをお開きください。

事項、小学校扶助費は、経済的理由等により、就学困難な児童及び特別支援学級の児童に対する就学援助等にかかる経費であり、事業費5,750万9,000円で、主なものは、本土地域及び上甌地域スクールバスの運行業務にかかるスクールバス等運転手業務嘱託員5人の人件費、児童通学用タクシー借上料、就学援助費等でございます。

事項、中学校扶助費は、経済的理由等により、就学困難な生徒及び特別支援学級の生徒に対する就学援助等にかかる経費であり、事業費8,446万7,000円で、主なものは、下甌地域スクールバスの運行業務にかかるスクールバス等運転手業務嘱託員3人の人件費、生徒通学用バス・タクシー借上料、就学援助費等で、補助金は、修学旅行補助金149万5,000円、遠距離通学生徒の通学費補助金5万4,000円でございます。

232ページをお開きください。

事項、幼稚園扶助費は、市立幼稚園のスクールバス運行業務及び甌島地域での市立幼稚園預かり保育実施にかかる経費であり、事業費1,410万円で、主なものは、スクールバス添乗員賃金、甌島地域預かり保育士賃金、スクールバス運行等業務委託でございます。

事項、給食センター管理費は、学校給食セン

ター5施設の職員人件費及び管理運営にかかる経費であり、事業費3億2,290万8,000円で、主なものは、一般職8人の人件費、給食センター光熱水費、給食センター調理等業務委託等でございます。

233ページをお開きください。

事項、給食センター施設設備整備費は、学校給食センターの施設や設備の整備にかかる経費でございます。事業費245万円で、入来学校給食センターの丸型フライヤー等の備品購入費でございます。

以上、歳出予算でございます。

続きまして、学校教育課の歳入予算について御説明をいたします。

各会計予算調書の62ページをお開きください。

負担金、教育費負担金340万9,000円は、日本スポーツ振興センター掛金、使用料、教育使用料2,478万5,000円は、幼稚園使用料及び給食センターの行政財産使用料にかかるもの、国庫補助金、教育費補助金1,226万6,000円は、それぞれ充当先事業の歳出予算に対応して計上するものでございます。

県委託金、教育費委託金85万6,000円は、それぞれ充当先事業の歳出予算に対応して計上するものでございます。

財産運用収入、利子及び配当金8万6,000円は、特別奨学基金と奨学資金貸付基金にかかる利子収入、基金繰入金、特別奨学基金繰入金228万円は、特別奨学資金の財源に充当するため、繰り入れるものでございます。

63ページにかけて、雑入、雑入1,013万3,000円は、甌島地域で実施している預かり保育の保育料と、給食センターの電気料実費収入金及び日本スポーツ振興センターの給付金でございます。

以上で、学校教育課にかかる平成27年度当初予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）会議の途中でありますが、ここで休憩をいたします。

再開はおおむね1時10分ということでございます。

~~~~~

午後0時 3分休憩

~~~~~

午後1時10分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博）まず、東郷小中一貫校の整備事業についてお尋ねいたします。

これ何回か行かれた方は現場を見られたり、説明を受けたり、私はちょっと説明を受ける機会が少なく、基本的なことからまずお伺いしたいと思うんですが、まず学校建設に係る総事業費というのは、どのぐらいかかるのでしょうか。

○教育総務課長（鮫島芳文）学校の建設にかかります事業費につきましては、土地の購入費、それから建物建設費と含めまして、約38億でございます。

○委員（井上勝博）それから、この図面を見ますと、共用部分というのがどうなってるのかなというのが、ちょっと気になりまして、一つプールが一つしかないわけですよね。そうすると、小学生の1年生も使えば、中学校3年生も使うということになるのかなと。

それから、野球場については小さな子どもたちが入り込むと野球のこの中学生ですから、中学生がやっているとしたら、非常に危険な状況に置かれるということにならないだろうかということ。

それから、グラウンドも一つの共用部分になってるみたいなんですけど、やはり中学生が球技や何か激しい遊びをしているときに、小さい小学1年生などがぶつかったりして、けがをするということはあり得ないだろうかというような心配などがあるわけですが、そこはどうなってるんですかね。

○教育総務課長（鮫島芳文）まず、プールにつきましては、図面を見ていただければと思います。総務文教委員会資料の4ページでございますけれども、プールのところに斜線を引いてある部分と、横にちょっと小さく白地部分のプールがございますけれども、中身的には小学生が泳ぐところ、それから中学、高学年が泳ぐところという形に分けるような形のプールの整備をする予定にしております。

それと、グラウンドにつきましても、体力づくりゾーンというところがあると思うんですけど

も、小さい、特に低学年の子どもたちが利用する場合には、そちらのほうで体力づくりゾーンとか、そういうところを活用して、できるだけ中学生と小学生が同じグラウンドで鉢合わないような形で、学校が実際にでき上がった段階では運用してもらい形を今、考えているところです。

**○委員（井上勝博）** そういうふうに分けてはいても、子どもたちのことですから、昼休みに遊んでいたら、グラウンドのほうで広いところで小さい子どもたちも遊ぶということもあり得るのかなという気がするわけですよ。

そういったところの安全対策というのは、非常にこういうふう初めての試みですので、十分に気をつけてないといけないと思うんですが、プールにしても、別々にしてあるというふう言うけれども、中学生が使うプールがあれば、小学生の方も使うという場合もあり得ると。そういった場合に、水深が非常に深いところがあったりするわけですので、そういったことなどもよく見ておかないと、水の事故ということもあり得るわけで、こういった普通の学校では考えられないような事故の可能性というのが出てくるんじゃないかと思うんですが、そういった安全対策については十分な検討がされているのでしょうか。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** まず、基本設計をつくる部分の中で、学校の校長先生方の意見等も十分、意見を聴取しまして、まず基本設計をつくってまいります。今回、実施設計を行うに当たりますが、今度は事務職員、もしくは養護教諭、そういうのも含めた形の意見等は聴取して詳細な実績をつくっていく形をとる予定しております。

**○委員（井上勝博）** それから、卒業式とか、それから体育祭とか、そういったものはもう一緒にしたりするんですか。ちょっと気になるのは卒業式ですよ。卒業式については、小学校6年生が卒業する、中学生になる、でもすぐ近くに中学生もおるといことで、何か普通の小学校みたいな感動的な卒業式になり得るのかなという気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 卒業式とか、そういう入学式等も含めまして、そういう学校行事につきましては、実際、開校しましてからそこに配属される校長先生の権限で行う形になると思います。

例えばですけども、午前中、小学校をして、午

後、中学校をすとかという部分もありますので、そこは実際、来られて配置されます校長先生の職務権限という形でされていく形になるかと思いません。

**○委員（井上勝博）** 体育祭については、またこれも一緒にするんだと思うんですけども、そういうふう考えてるんですか、一緒にするんですか。

**○学校教育課長（原之園健児）** 体育祭につきましては、既に市内の小・中学校合同の体育祭を小中一貫教育の視点から取り組んでいる学校もごございますので、そちらのほうとの成果等も踏まえながら、先ほど申しあげましたように、校長のほうで判断をしていくということになるかと思いません。

**○委員（井上勝博）** この施設一体型の小中一貫校というのは、全国にもつくられてきていて、広島県が結構早いんですかね、つくられてきてると。そういった小中一貫校についての児童生徒の意識の調査というのを中央大学の都筑教授がされておりまして、小中一貫校の施設一体型の小中一貫校については、傾向として小学生の例えば、自信とか、自信ですよ、自分にも自信を持つという意味の自信、それから同じようなものだとは思いますが、自己価値、自分には価値があると思うかどうかと。それから友人関係が良好かどうかと、それから学校の生活が疲れるか疲れないかというようなことで、このデータをとられたんですよ。

そうすると、小学生、特に小学生がそうなんですけども、中学生になるとぐんと1年生になると、元に戻るという、元に戻るというか、同じレベルになるというのが、ちょっと不思議なところでもあるんですけども。全般的に小学生時代というのは、自分に自信が持てない、自分に価値があると思えない、友人関係も施設一体型の一貫校ではないところと比べると、友人関係も良好でないというふうに答えている。特に、友人関係について言えば、6年生が特にながくと良好でないというところに落ちるんですね。

それから、疲労という点では、疲れるという傾向が一貫校については、これは小学生も中学生も変わらずそういう傾向が出てきているという結果が出ていて、これの原因というのは何だろうかということで挙げられているのが、一緒にいる中学生と自分を比較することで、小学校高学年の児童

の自己評価が低く見積もられると。

それから二つ目に、9学年一緒の学校の中で、自分の居場所が見つけにくくなる。

三つ目に、開校後の歴史が浅いために、学校自体が安定していない。こういうものが複合的に絡み合っているのではないかというふうな調査結果が出ていまして、小中一貫教育で施設一体型というのは、連携型と違って、全然違って来るわけで、それらの研究とか、そういうものについての解決策とかというのは、十分に検討されていらっしゃるんでしょうか。この内容の問題、子どもたちの意識に関する問題とかです。

**○学校教育課長（原之園健児）** 委員がおっしゃる調査の詳細については、私のほうは把握しておりませんが、私どもが薩摩川内市の教育委員会が取り組んでいる小中一貫教育の大きなねらいは、小学生へは中学生への憧れを持たせて、中学校生活への意欲を高める。中学生へは小学生への優しさや思いやりの発揮を通して、リーダーシップを高めて、自分の自信を持たせるというようなことを大きなねらいとして取り組んでいるところをございまして、施設一体型、連携型、それぞれメリット、デメリットがあるということは、私どもも承知をしているところをございます。

ただ、大事にしたいのは、先ほど議員がおっしゃいますように6・3制の小学校6年間、中学校3年間、この節目節目、これは非常に大事にしていかないといけないものだと思っております。その中で4・3・2制のよさを生かしていく、そのところをカリキュラム等で十分検討しながら進めていく必要があるかと思っております。

東郷小中一貫校の校舎の配置を見ていただければおわかりと思いますが、右側に小学校のゾーンが、小学校校舎がございまして。そして、左側には中学校と管理棟がございまして。そして、共用部分が特別教室等がございまして。やはり、この建物自体にも小学校のゾーンと中学校のゾーンを教育活動の中で分けるときはきちんと分ける、教育課程の中で一緒にするときは一緒にするというような、その節目というところでも意識しながら設計をしていただいたところをございます。

以上でございまして。

**○委員（井上勝博）** こういう研究が進められているということで御紹介したわけで、必要であればこれ新聞の切り抜きですけれども、研究してい

ただきたいなというふうに思います。

それで、確かに共用部分を分けて、小学校部分と中学校部分を分けているのは、この図面を見たらわかるんですけども。だけど、ふだん小学生と中学生が接する場所が多くなるわけで、接する時間帯というのも多くなるわけですよ。

そのことによる子どもたちの意識がどういうふうになるのかということについては、前例があるわけですので、できるだけ切り離すというか、つまり6年生が高学年として最上級生として育つ、そういう大事な時期なんじゃないかと思うんですよ。だから、それが中学生がいるということによって、自分がまだ最上級生じゃないというような問題というのがどう起こるのかというのが、私はやっぱり考えなきゃいけない問題だと思っておりますので、よく十分研究をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、私自身はできればもう東郷小学校に今回、学校を統合すると、小学校を統合すると、新しい施設は中学校だけにするとか、そういうふうにしてしまったほうが、私はすっきりすると。何でこういうことを東郷だけを進めなきゃいけないのかというのは、前から疑問に思っているわけで、そういったのは意見として申し上げたいと思います。

以上です。

**○教育部長（中川 清）** 今、学校教育課長が申したとおりなんですけども、今回の東郷地域の小中一貫校は、先ほど学校教育課長、申し上げましたとおり、一部一体型と、これは小学校の6年間と中学校の3年間、このよさをこれも持ちながらも、今、委員のほうから披歴されましたものについては、私も文献等で散見はしておりますけども、そういった中に6・3制に4・3・2制のよさを生かす交流活動の充実、これを盛り込んでいくということですので。私どもが考えているもの、今、委員おっしゃったことも、そういう御意見も踏まえて一部一体型と6・3制のよさと、その中に4・3・2制のよさ、これを組み入れた連携型の、今まで市が進めきたこのよさをうまくマッチングしたような教育課程であったり、そういったもので進めていきたいというふうに考えております。

なお、東郷地域に今回、あらかじめ平成29年4月に統合するというものについては、これはやはり今の現状でも非常に小規模が進んでいるということと、もう一つは2年後と一緒に中学校に進

むというような準備も必要じゃないかと、もう一つはこれはハード面のことになりますけども。東郷小学校についてはかなり老朽化、それぞれ五つの小学校も老朽化しておりますので、一方で中学校についても耐震化の問題等もありますので、この際、トータルの将来のコストを見た時にも東郷については、小中一貫校のほうがコスト的にも30年、50年というスパンを見た場合には、経費的にも安くつくのではないかというふうには考えています。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）**ほかの委員の皆さんはありますか。

**○委員（佃 昌樹）**もう簡単に四つぐらい質問します。

まず、長く総務文教を離れていましたので実態がわかりませんから、実態から説明をしていただきたいんですが。給食会計、給食費の未納について現状はどうなっているのかということ、予算の中でも給食費の補助というのは出てきていますので、最近はどういう傾向かということ。

それから、予算上に見えるのがトイレの改修、洋式にトイレの改修を進めているみたいですが、進捗状況としてどの程度進捗しているのか、全体の何割ぐらいに当たるのかということ。

それから、耐震対策もやっていると思うんですが、もうほぼ校舎は全部終わったと思います。体育館とか武道場とか、そういった附属施設が耐震をまだ残ってる部分があると思いますけれども、そういったものについては今、どういう現状になっているのかということ。

それから、不登校に対する指導者に対する謝金もあるようですが、不登校の状況は今、どうなっているのか、ことしを含めてですね。

その4点ほどお願いをしたいと思います。

**○学校教育課主幹（山口隆雄）**給食費の未納の状況ですけれども、一番新しい平成25年度の決算の状況を御報告いたします。

市内5カ所の給食センターの給食費の調定額が、現年度分で4億4,100万円、未納が175万5,000円で収納率99.60%です。滞納繰越分が1,095万5,000円ありまして、収納率が昨年度15.72%でした。

以上です。

**○教育総務課長（鮫島芳文）**教育総務課分に質

問のありました耐震化の状況についてでございますが、平成26年度末で96.4%の耐震改修が終わります。先ほど部長のほうで午前中に説明いたしましたとおり、平成27年度をもって、東郷中学校を除いて、耐震化についてはすべてが終わるという形になります。

それとあわせて、トイレの改修で今回、予算で計上してある部分につきましては、主に体育館、屋内運動場、避難所になっておりますので、その部分の洋式に、和式の部分を男女1個ずつは、してないところについては整備をするということで、全体のトイレの改修率については、主幹のほうに説明させます。

**○教育総務課主幹（上口憲一）**学校関係の洋式化の関係ですけど、学校に洋式トイレを年次設置しておるわけですが、1か所以上設置してる分が全体の92%で、そのうち屋体についてはいまだにまだ42%の設置率でございまして、今回、予算化していただきまして、平成27年度は屋体の洋式化を重点的に進めたいというふうに考えております。

以上です。

**○学校教育課長（原之園健児）**不登校についてお答えいたします。

現在の不登校の状況ですが、平成26年度は1月末現在でございすけれども、小学校が5名、中学校が42名、計47名でございまして、過去の推移を見ますと、減少傾向にある状況がございす。

出現率のほうで申し上げますと、小学校が0.09%、中学校が1.52%、小・中合わせてますと0.57%ということで、県と国に比べましても低い状況が見られるところでございす。

対応につきましては、先ほどございましたように、スクールソーシャルワーカー2名、心の教室相談員5名、適応教室の指導員が3名ということ、それと県のほうからスクールカウンセラーを5名ほど配置をさせていただいて、不登校を初めとする児童生徒への対応を図っているところでございす。

以上でございます。

**○委員（佃 昌樹）**今の不登校の問題ですが、いろんな方々がスクールソーシャルワーカーとか、心の相談員とか、いろいろかかわってはいるんだけれども、子どもたちがそれに対応しているのか

どうか、家庭も対応しているのかどうか、そこが大きな問題になって、なかなか呼び出しをしても出てきてくれない、家庭訪問してもうまくいかない、そんな状況もあるみたいですが。実態がどうかということまでつかんでいच्छゃれば、お願いをしたいと思います。

それから、トイレについてなんですが、単なる洋式にするのか、それともウォッシャーがちゃんと出るような、そういったちょっとグレードを上げたようなトイレになるのか、そこ辺のところは避難所の機能としても考えなきゃならないところについては、どういうふうな考えを持ってやっていच्छゃるのか、お願いをしたいと思います。

それから、給食については、相変わらずあるんですが、欠損処理をしてしまって、長年繰り越しをしてもなかなか払ってくれないところについては、処理をしてしまうということもあるだろうと思いますが、今、何年経過したら欠損処理にしようのか、その辺のところをお願いしたいと思います。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** トイレの洋式化についてでございますけれども、一応、トイレにつきましては洋式の便座をするという形、ウォシュレットをつける分については、今のところは考えてないところです。

特に、今回につきましては、洋式にまずするに對しましては、和式ですと内開きの中のほうに押すドアになるんですけれども、洋式がトイレの中にありますと、中に入れられますドアまで今度は改修する工事等も出てきて、そういう分もありまして、今回のトイレのする分についてはウォシュレットはつけず、ほかの自治会等も含めて、ほかのも同一な形でウォシュレットはつかない形での整備になる予定でございます。

以上です。

**○学校教育課長（原之園健児）** 不登校についてでございますが、不登校の実態と申しますか、主に友人関係のトラブルとか、集団生活への不適應、あと家庭の事情等が大きな要因になっているということで報告を受けているところなんですが、実際、今現在、対応としまして適応指導教室スマイルルームのほうに27名が申請しまして、その中の18名ぐらいが通級してきているところでございます。大分学校への登校に意欲が出てきている状況もございます。

それと、相談関係ですが、スクールカウンセラーの臨床心理士等への相談が、現在のところ127件であったり、あるいは心の教室相談員が540件ぐらいの相談を受けていたり、あとスクールソーシャルワーカーが421件の相談というようなことで、非常に学校、そして学校にはスクールソーシャルワーカーであったり、心の教室相談員であったり、スクールカウンセラーが配置されて、相談を受けやすい体制をとっておりますけれども、家庭的な問題等もあるところにつきましては、スクールソーシャルワーカーのほうが出向いて行きて、福祉関係との調整を図ってくださったりとか、関係機関との調整を図ってくださっております。

そういう状況でございます。

**○学校教育課主幹（山口隆雄）** 給食費の不納欠損の規定ですけれども、各学校給食会で不納欠損の規定を設けておりまして、基本的に一部納付の納付制約等がない場合、5年で欠損処理をできることとしております。

以上です。

**○委員（徳永武次）** ウミネコ留学制度がずっと継続されてるんですけど、評価が高いからだと思うんですけど、これ委託先は固定なのか、それともそういう委託先で大都市圏から子どもさんが来てるわけですけど、問題が発生してないのか、その辺ちょっとお聞かせください。

**○主幹兼学事グループ長（松田啓美）** ウミネコ留学制度の委託機関についての御質問ですけれども、ウミネコ留学制度実施委員会という組織を立ち上げのころからつくっておりまして、組織構成が地区コミ、それと鹿島小学校、それと鹿島教育課、あと里親の代表、こういった方々で組織しております。こちらのほうでずっと委託を受けております。

あとそのウミネコ留学生とのトラブルとか、そういうことについては、こちらのほうは聞いておりません。

以上です。

**○委員（徳永武次）** 制度的には、ほんと評価できる部分もあると思うんですけど、これを固定化ということもありまして、全島、例えば、今鹿島地区だけだったら、下甌とか、その辺あたりまでやれば大都市から人の交流ちゅうのもあるというふうな気がするんですよ。

その拡充ということは考えていらっしゃるんですか。

○**教育部長（中川 清）** 従前は、ナポレオン留学というのもございました。このものについては、やはり応募者数が少なくなったということで、結果的に今このウミネコ留学だけが残ってるということです。

御意見の部分については、それぞれの地域での今ほどおっしゃったような受け皿づくり、こういった課題もございますので、今後そういった地域としての意向もあるのかどうか、その辺も確認をさせていただきたいと思えます。

○**委員（徳永武次）** せっかくの機会ですから、調査を進めていただいて、そういうコミ協であるとか、受け入れ体制があれば、進化させていっていいんじゃないかと思うんですけど、要望しときたいと思えます。

○**委員（福元光一）** 学校給食センター管理事業についてお伺いいたします。

給食事業の中で、米、御飯の給食がどれだけ、パンとかあるんですけど、米の給食はどれだけ占めているのか、わかれば年間に全学校で何トンぐらい使っているのか、まずお知らせください。

それと、前年度、前々年度と比較して、給食事業費が横並びなのか、教えてください。

○**学校教育課主幹（山口隆雄）** 学校給食の米飯の率ですけれども、川内、それから樋脇、入来の学校給食センターは、米飯を週5日ありますけれども、週5日のうち3日を米飯というふうに基本的にしております。甑の里、下甑センターにつきましては、月に2回パンを使用するというので、あとはすべて米飯ということになっております。

使用量ですけれども、平成25年度での使用量が年間で米の使用量は84トンありました。

給食の米の使用につきましては、その費用ということでよろしいですか、米の金額ですか。

○**委員（福元光一）** 量と金額がわかったら金額も教えてください。

○**学校教育課主幹（山口隆雄）** 量は先ほど申し上げたとおりですけど、ちょっと金額については資料を今ここに持ち合わせておりませんので、あともってまた御報告いたします。

○**委員（福元光一）** 今、皆様も御承知のとおり、米価が下がっているわけですよ。そうしたときに、給食費、特に御飯の給食のときが週に3日、

里と下は週に4日あるわけですが、占める割合がある程度、半分以上だから、米価が下がることによって給食費も下がっているのか、それとも前年度並みなのか、そこを教えてください。

○**教育部長（中川 清）** 給食費の部分については、独立の私会計の給食会計でやってるんですが、一方で消費税が5%から8%に上がりました。それから、それに関連しまして、食材の費用も上がっている傾向がございます。これについては、平成26年度から米飯について、川内給食センターについては、従前、米飯の委託のお金を炊飯に要するお金、大体2,000万程度あったんですが、これを給食会計のほうで賄っておりましたが、これを公会計のほうで支出するようにしたということで、消費税のアップ分については給食費を上げることなく進んでおります。

これをした理由は、ほかの給食センターのほう外部委託でしたので、その炊飯費用まで、逆でした。ほかのところは自前の給食センターで炊飯をするものですから、それは公会計のほうで支出したということで、川内給食センターのほうも同じ形態の経費のスタイルに変えたということです。

また、今の見込みとしては、食材のほう下がってるところもあれば、上がっている傾向もありますので、現在のところはそれを精査した結果、平成27年4月からの給食費も現行どおりの給食費で賄えるんじゃないかということで考えております。

○**委員（福元光一）** 消費税は、事業者の懐に入るわけではないですから、やはり消費者からもらってというか、預かって国に納める分ですから、精査するところは精査しないと、米価が下がっているのにそのままの状態ですと給食費が一緒ということは、ある程度、事業者がもうかっているんじゃないかということも考えられますから、精査できるところは精査していただきたいと思えます。

それから、太陽光の売電分が20万円ということで報告を受けましたが、そのほかは余剰の分が売電されたんですけど、学校で使った分が金額にしてどのくらいだったのか、それと太陽光設備投資、それがどのくらいだったのか、最初。わかっていたら教えてください。

○**教育部長（中川 清）** 私のほうから給食の関係で、今の消費税の御意見があったんですが、消費税は最終的に消費者が負担をすることになりま

すので、この場合も5%から8%、3%上がった部分については、最終の消費者、いわゆる給食費のほうで払うということになります。

ですから、かなりこの消費税の引き上げと関連する食材の引き上げで、給食会計の運営自体は厳しい状況にあるというのは御理解いただきたいと思えます。

その中で、先ほど申し上げましたような手だてをしたもんですから、何とか平成27年度については現行の給食費の単価で保護者負担をふやすことなく対応できると、運営的には非常に厳しいというのは御理解いただきたいと思えます。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 太陽光についてでございますが、太陽光発電につきましては、現在、17校に設置してございます。発電量が1キロワットが6校、5キロワットが1校、それと10キロワットが10校という形で17校でございます。

このうち1キロワットについては、大体1校当たり350万円から400万円ぐらいで整備されております。10キロワットにつきましては、当時、平成22年でございますか、1,200万円からその場所によりけりで事業費、違いますが1,300万円を整備しているところでございます。

特に、今回の太陽光発電については、契約九電さんとするときに高压受電契約と、それから低压受電契約と二つありまして、高压電圧契約というのはキュービクルがある学校につきましては、電気につきましては高いところから低いところに流れるという形で、キュービクルがありますと、キュービクルを通る形になるので、どうしても低いところ低いところから高いところには電圧は通らない、電気は送れないというのがございまして、低電圧契約をしている可愛小学校、里小学校、それから長浜小学校だけが売電できるという状況にあるという形になっております。

その部分について、月に平均ですけれども、約5,000円から6,000円程度という形で、年間多くて8万円ぐらいが発電されているという状況になっているところです。

以上です。

**○委員（福元光一）** 今、17カ所で大体1カ所が8万ぐらいのこの太陽光から発電された分を使っているという。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 発電量につきましては、主幹のほうから説明をさせたいと思えます。

**○教育総務課主幹（上口憲一）** 1基当たりの発電量は、先ほど課長が言いましたように10校につきましてが10キロワットでございます、この10キロワットのほうがある程度の発電量が大きいと思えます。1校当たり大体年間8万ぐらいです、これの約10倍というふうに考えていただければ、全体の総額になると思えます。

以上です。

**○委員（福元光一）** 8万の10倍、そのうちから余剰電力が20万ぐらいあったということですね。

それと、設備投資が1億3,200万ぐらいかかっているわけですから、ちょっと計算機を持っていられちゃったら、何年たったらこの1億3,200万というのを元を取るというんじゃなくて、設備費をまず稼げるんですかね。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 今回、各学校に設置してある太陽光発電については売電が目的ではなくて、学校の学習の一環という形で、設備を設置したという形になっておりますので、元々が1,300万を回収するためという形にはなっていないということだけは、御理解いただきたいと思えます。

**○委員（福元光一）** 質問の方向を変えていきます。

電気の学習のために設備をされたということでもありますけど、小学校の科目で電気の勉強とか、太陽光発電の勉強、何科で教えていくんですかね。

**○学校教育課長（原之園健児）** 小学校の理科で、4年生だと思いますけど、太陽パネルで動くおもちゃとか、そういうところで学習をして、その発展的なもので太陽光パネルであったりとか、太陽光発電の発展的な学習をしているところでございます。

**○委員（福元光一）** 理科の勉強で大事なということはわかりましたが、1億3,200万の各学校に分散して設備投資をされてるんですけど、この太陽光発電が一番よかったと、当時は思ってたと思います。そうした場合に、まだつけてない学校もあるかと思えますから、今現在、やはり太陽光がいいと思われたら、またつける、新しくつけてもいいんじゃないかと思えますけど。この何年か経過して、学習の収穫、理科の勉強の時間に太陽光発電をして、本場で設備投資をした分以上

に学習の収穫があったのか、もちろん学校教育課のほうでわかってらっしゃると思いますから、もし学習の収穫がまだほかにもあったら、今回は変えてみようかということが思われたら、またそちらのほうもまだ検討されてみてください。

太陽光がいいと思われたら、太陽光されていると思いますから、よろしくお願いします。

○委員長（持原秀行）ほかの委員は。簡潔に。

○委員（井上勝博）幾つかまとめて、調書の217ページ、朝陽小学校の耐震化ということで言われてるんですが、今回、東郷小学校については、いわば統合するわけですから、再編するわけで、東郷小学校除いてというお話をされたんですが、朝陽小学校も今回の再編計画の中に入って、平成30年4月を目標にして入来小へ統合するというふうになってるわけですね。

この耐震化するということについて、統合と扱いが違うんだけど、これはどういうことなんだろうかということが一つ。

それから、奨学金の場合、調書の223ページなんですが、この奨学金は利子付奨学金なのかどうかで、月額何万円ぐらいの貸し付けになっているのかということも教えてください。

それから、あと司書補について、調書の212ページなんですけど、司書補については、昨年の6月に学校図書館法の一部を改正する法律案ということが提示されて、全会一致で成立している。この中で司書教諭のほか専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならないという努力規定があるわけですが、この法改正をされるときに、学校司書について複数校兼務というのはあってはならないというふうな議論もされているわけですが、薩摩川内市の場合は複数校勤務ということで、臨時職員でしたっけ、嘱託員か臨時職員かという形の正規ではない方が複数校を回っていらっしゃると思うんですね。

だから、そういうような実態からすると、改正学校図書館法の機会に司書補については、これをきちっとした当たり前の姿にしていくということが必要なんじゃないかと思うんですが、その辺についてお尋ねします。

○教育部長（中川 清）奨学金については、予算概要の119ページに記載をしてございます。私のほうで説明しましたが、今回の分については

給付型の奨学金であります。予算替えの119ページ、この中に特別奨学金1万円ということで記載しております。

別途貸与型の分については、これは基金体系のほうでやってございますので、予算を通しておりますのは、この給付型ということになります。

それから、耐震化のものが統合のものと、それから閉校予定である中学校と整合がとれないのではないかというような御意見でございます。具体的に言いますと、下甌の中学校になってくるわけですが、これにつきましては、閉校後もその中学校が担っていた社会体育施設の機能であったり、あるいは避難所の機能であったりとか、そういったものも含めて今回、耐震化のほうの予算を計上したところでございます。

○教育総務課長（鮫島芳文）学校司書補についてでございますが、先ほど井上委員の言われました図書館法の改正については、十分承知しているところでございます。

今、23名の学校司書補がおりますけども、閉校になるにあわせて、複数兼務校をできるだけ、3校受け持ったところを2校受け持つという形で、毎年のようにある程度の兼務校を減らしていくという方向で、今後もやっていきたいというふうに考えておりますし、ここは今後、全庁的な話になりますけれども、学校司書補という形でありまして、資格を持ってる人、持っていない人という形がありますので、その部分の給与の格差をつけるとか、改善の是正等についても、今後、検討してきているということで考えているところでございます。

それと、先ほどありました朝陽小の部分ですけども、朝陽小の部分については耐震化を今回させていただく形になりますけども、先ほどありましたとおり屋内運動場という形の部分があります。そこがありますので、やはり今後使っていくという、学校はなくなっても社会体育施設として地元で使うという部分がありますので、これにつきましては整備を今後もしていくという形を考えているところです。

○委員（井上勝博）司書補については、今、言ったように法律改正があるわけですから、これはスピードアップしてしていただきたいと思うんです。

それから、朝陽小学校はそうだということなん

だけど、でも東郷だって同じですよ。結局、跡地をどうするかという問題では、再利用するわけですから、東郷は耐震化しない、朝陽はしますっていうのはどうなのかということなんです。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 東郷につきましての耐震化は、屋体等につきましては、屋根の改修工事を耐震という形で行っていきますので、何ら方針的には閉校する学校についても屋内運動場については整備する方向は変わっていないところでございます。

**○委員（今塩屋裕一）** 不登校の問題、先ほど説明があって中学校は42名、小学校は5名というふうに聞いてるんですけど、私も保護者のほうから相談を受けてるのがありまして。非常に心の教室等の相談員の方に、保護者も交えて話をして、学校に行く気になって、けどもまだ時間がたつと学校に行かなくなるという。そういった意味で私たちの地域の中学校の卒業式も去年は14名卒業式に出てなく、今回も5名という形なんですけど。県からも5名ぐらい、5名きてるという報告を今受けたんですけど中身、保護者と話をする中で、保護者自体も家庭環境、離婚があったり、家庭環境も悪いのもわかるんですけど、相談員を入れて、保護者の方との三者面談とか、そういうのをしながら——よりよくするには離婚率というのは非常に今、多いんですよ。そして、もう家庭環境が問題だということも非常にわかるんです。けども、県からもこうやって5名からも来てますし、よりよい中身の話し合いというか、どうするのが具体的にされてるのかというのが、もしわかればこの場でわかる範囲というか、お聞かせしてほしいということ。

1点、森永議員が一般質問で言われたように、中川部長に言った市民健康体操ですかね、これを今後また普及するお考えというか、わっはっは体操とは違うという本人の見解もありましたし、その意味で普及する考えというか、今後どういうふうに取り入れていくというのがあれば、また聞かせてもらえばと思います。

**○教育部長（中川 清）** 市民歌の所管は社会教育課になりますので、活用については課長のほうの考えもあるかもしれませんが。私どもとしましては市民歌を広く広げていただくという仕組みは当然しなくてははいけません、それを例えば介護予防であったり、健康面の部分については、答弁

でありましたように、市民健康課のほうで対応しているところでもありますので、いただいた意見についてはまた市民福祉部のほうにもお伝えしながら、どういった活用策はあるのか、今後、両課のほうで検討させていただきたいというふうに思っております。市民歌のほうの所管課は社会教育課になります。

**○学校教育課長（原之園健児）** 不登校の相談の内容等でございますけれども、私どもが把握している相談につきまして、やはりおっしゃるように不登校が一番多い状況がございます。そして、家庭内の環境の変化に子どものほうが心理的についていけなかったりとかってというような状況もございますし、親子関係だったり、友人関係でコミュニケーションをなかなか取りづらい子どもたちというのが非常にふえてきている状況がございます。

スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーは、やはり相談してすぐ解決できるというのはなかなか難しいです、その子の悩み、あるいは保護者の悩みを十分聞いて、受けとめながら一緒に行動することが少しでもよりよい方向にいくのかという、時間をかけながら一緒に悩みながら寄り添う相談を心がけているところでございます。

ですので、どうしても時間がかかる状況もございますし、もう一つは学校に行くことを目的にするだけではなくて、やはり学校以外でもスマイルルーム等でも学校に行く準備を整えたりということでスモールステップの形で子どもたちが前に進めるような手だても行っていく必要があると思います。

実際に、非常に本人自身もなぜ行けない、学校に行けないのかというような悩みを持っている状況もございますので、今後とも子どもたちの悩みに寄り添う相談を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

**○委員（今塩屋裕一）** 不登校の問題も、私も保護者の方とも話してる中で、やっぱり保護者も焦りがあり、その子は中学校2年生なんですけど、修学旅行とか、そういうのには行っみたいなんです。けども、やっぱり受験を前に、今度は3年生なんです、受験を前にやりたいことを見つかるように、できれば三者面談じゃないけど、そういうスクールカウンセラーの方やら県の方と話が

できればなというお話もしてましたし、親身になってもらってるのは、非常にわかるんです。非常に保護者の方も評価してましたから、だから中身をもうちょっとまだ濃くしてもらって、子どものためにと。

私たちの時代でも、14名、卒業式に欠席だっているのは、今回も5名というのは私としましてもびっくりしたところもあったもんで、そういったことを入れながら協議してもらえればと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（小田原勇次郎）1点だけ、今最後の今塩屋委員が御発言されておられた不適應児の部分について、いわゆるスマイルルーム、課長の御説明の中で、今現在登録者が27名で18名程度が常時在籍されて回復に向かっておられるという御説明でありました。

以前、持原委員長も一般質問の中で、この部分については御質問された会議録を読ませていただいて、今の現状のスマイルルームが中央公民館の、いわゆる視聴覚の部屋を一室を使いながらの運営の中で、今後のまた登録者数と人数の増加傾向等も考えなければいけないんですが、非常に教育の施設としては窮屈感がどうしても否めないという状況等もあり、私個人的には御陵下町のつくし園跡あたりが大体施設としては非常にいい施設の跡地なんだがなというような見解が、私は思っておるんですが。そこ限定じゃなくて、今後、人数がふえた時に、そういう代替のいわゆるいい環境を求められる方向性も今、考えとしてお持ちなのかだけ、ちょっとお聞かせください。

○教育部長（中川 清）不登校の対応としては、スマイルルームのほうが、今その受け皿としてしっかり機能してるというのは承知をいたしておりまして、ただその環境のものがどうなのかというのは、私のほうも課題として持っております。

今現在、今御提案のいただきました施設含めて、ほかの公共施設、これを私どもが所管してない施設になるもんですから、ここをちょっとピックアップしながら関係課の協議を、申しわけないんで

すけど、委員会が終わり次第やるつもりでおりましたので、早急にしたいと思います。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○学校教育課長（原之園健児）それでは、総務文教委員会の資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

薩摩川内市立小・中学校における土曜授業の実施についての資料を提示してございます。本会議でも教育長が答弁したところがございますが、重なる部分もございますが、御説明をさせていただきたいと思っております。

土曜授業の背景につきましては、もう教育長が話をしたところがございますが、学力の問題、学力向上に向けた取り組みが必要であるということ、一方では土曜日を必ずしも有意義に過ごしていない児童生徒が少なからず存在しているというようなこと等も含めまして、そのほかには学習指導要領の改訂に伴う授業時数との増加、それと保護者の要望等というようなことも背景にあるのではないかとこのように考えているところでございます。

このような背景があることから、教育委員会としましては、子どもたちの健やかな成長のために、これまで以上に土曜日等の教育環境を豊かなものにする必要があり、土曜授業だけでなく、地域における多様な学習、文化、スポーツ、体験活動等一層充実して、子どもたちの土曜日を全体として豊かな有意義なものにするために取り組みたいと考えているところでございます。

まず、第2土曜日でございますけれども、土曜授業は、平成27年度は9月から6回程度、平成28年度以降は4月から10回程度の予定でございます。原則、月1回、第2土曜日、午前中3時間、教育課程に位置づけた授業を実施したいと考えているところでございます。

学校が家庭や地域と連携協力して「地域とともにある学校づくり」をより一層進めるために、保護者や地域の方々がより参加しやすいといった土曜日に実施したほうが効果的な授業と考えているところでございます。

内容は、保護者と一緒に取り組む避難訓練であ

ったり、持久走大会であったり行事、あるいは地域の方々を招いてのふるさと・コミュニケーション科、県内外で活躍する方を講師として招いて、話を聞いたり体験活動を行う薩摩川内元気塾等を行うように考えておりますが、特に計画がない場合は、教科等の授業も実施することにしております。児童生徒につきましては、休業日の振り替えは行わないということとしております。

また、土曜授業実施する週の月曜日から金曜日までの3時間につきましては、国語や算数、数学との補充学習であったり、個別指導を行ったり、あるいは教員が指導力向上を図るための職員研修、教材研究等に充てていきたい、そして学力向上につなげる創意工夫した取り組みを計画的に行いたいと考えております。

次に、第2土曜日を中心とした土曜学習、わくわく薩摩川内土曜塾について御説明いたします。社会教育課が中心になって進めている事業ではございますけれども、学校教育課も関係がございますので、学校教育課のほうで説明をさせていただきたいと考えております。

第4土曜日を中心に行う土曜学習、わくわく薩摩川内土曜塾は、各関係課等で児童生徒が自由に選択して学習できる環境を整えて、土曜日の体験活動をより豊かにする環境づくりをするものでございます。

各課所等が実施できる事業を社会教育課のほうで取りまとめて、年間の計画を作成して、それを広報して、その情報を児童生徒が見て、自由に選択して申し込む、そして学習できるようにするものでございます。

広報の手段としまして、チラシ等を使って広く広報していく予定でございますが、より確実に広報する手段の一つとしまして、次の6ページにサンプルを掲載してございます。

例えば、4月に実施するわくわく薩摩川内土曜塾の内容を市内の児童生徒に紹介するチラシを前の月の3月に配付するように計画を進めているところでございます。活動メニューや申込方法などの情報を提供して、より多くの児童生徒が土曜日を有意義に過ごすことができるようにしていきたいと考えているところでございます。

具体的には、少年自然の家でのプラネタリウムや、火おこし体験、図書館でのおはなしひろば、まごころ文学館や歴史資料館で行う歴史ウォーキ

ングや、映画観賞会等の子ども向け講座、新エネルギー対策課のスマートハウス体験、ワークショップ、環境課による藺牟田池の動植物観察会等を計画しているところでございます。

また、学校教育課では、退職校長会や純心女子大学の学生に協力いただいて、講師として学校外でも学習したいと、そういうふうと考えている児童5、6年生、中学生を対象に基礎基本学習講座を実施したいと考えているところでございます。特に、学校以外で学習する機会に恵まれない児童生徒に呼びかけていきたいと考えているところでございます。

そのほか、まごころ文学館と歴史資料館は土・日、祝日、小・中・高校生の入場料無料を実施するとしております。

以上が、土曜授業についての説明でございます。

続きまして、薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第2次基本方針（案）のほうを説明をさせていただきます。資料は別冊となっておりますので、別冊資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、第2次基本方針の策定の考え方についてでございますが、平成22年12月に策定した再編基本方針から5年が経過することから、その成果の検証と現状における課題、今後の児童生徒数の見込みなどを踏まえて、第2次基本方針を策定するものでございます。

策定までのスケジュールといたしましては、平成27年5月から8月にかけて再編対象の学校のある中学校区を単位に説明会を実施し、平成27年10月ごろに、教育委員会において第2次基本方針を策定し、そして平成27年12月に市議会総務文教委員会に、第2次基本方針を説明したいと考えているところでございます。

それでは、薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第2次基本方針（案）の内容について御説明をいたします。

1、初めに、第1次学校再編基本方針の成果及び現状と課題についてでございますが、第1次基本方針を策定して、5年間は経過するというような状況でございますので、保護者や地域の理解を得ながら、これまで学校再編を進めてきたところでございます。一定の成果を得たところでございますが、少子化等による児童生徒の減少は予想以上に進行しており、周辺部の学校におきましては、

少子規模校化が避けられない状況がございます。

そのような状況から、児童生徒が学び合い、磨き高め合う教育環境づくりのために、そのためには今後も学校再編を進めていく必要があります、これまでの現状と課題や今後の児童生徒の推移を踏まえて、第2次基本方針を定めることとしたところでございます。

第1次基本方針における学校再編の成果でございますが、平成26年度末までには小学校11校、中学校1校を閉校し、中学校1校を休校として、特に小学校におきましては、複式学級がある学校が27校から16校に、また全校児童20人未満の学校は13校から5校に再編を進めて、おおむね基本方針どおり進んできているところでございます。

また、統合により校区が広がった学校におきましては、地区コミュニティ協議会等と連携した新たな学校づくりを進められているというふうに整理したところでございます。

(2)の学校規模等の現状と課題についてでございますが、基本方針には目標年次を示さなかった学校については検討がなされたものの、まだ統合に至っていないこと、中学校においては全校生徒50人に満たない学校が5校ございまして、将来的には複式学級になるおそれがあること、児童生徒数の減少は、特に市街地周辺部や甕島区域において早く望ましい教育環境を整えるために、学校再編をさらに進めていく必要があること、閉校した学校の屋外運動場、屋内運動場の両状況について、こういう4校について記載したところでございます。

2ページのほうをごらんください。3項目に、小中一貫教育の成果と推進についてまとめてございます。本市の連携型小中一貫教育における中1ギャップの解消であったり、ふるさと教育の推進、教職員の指導力向上などの成果、そして東郷地域における平成31年4月開校を目標に、一体型小中一貫校の開校準備を進めていること、文部科学省においても小中一貫教育の制度化の検討を始めており、本市の連携型小中一貫教育をさらに効果的に進める面からも学校再編を推進していくことが必要であることを記載したところでございます。

次に、第2次基本方針の基本的な考え方でございますが、まず第1次基本方針の望ましい原則的

な学校規模の標準である小・中学校ともクラスがえが必要な1学年2学級以上、地理的条件等からやむを得ず1学年1学級の場合でも、1学年当たりの児童生徒数は、小学校は少なくとも複式学級を解消する1学年10人以上、中学校は集団活動が可能な1学年20人以上を改めて記載するとともに、文部科学省が平成27年1月に公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの案を作成しましたので、その望ましい学級数の考え方もあわせて示したところでございます。

文部科学省におきましては、小学校では複式学級を解消するためには、1学年1学級以上が必要であるというようなこと書いてございますし、中学校では1学年2学級以上が必要であるというようなことで、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、9学級以上が望ましいというようなことが書かれております。

三つ目に、少人数学級のメリットとデメリットを記載いたしました。メリットとしまして、学校はその地域の教育、文化の核であり、よりどころであること、またきめ細かな指導が行いやすいこと、体験的な学習を豊かに行うことができること等が挙げられます。

また、一方、少人数学級においては、多様な意見に触れ、自分の考えをしっかりと相手に伝えるといったコミュニケーション能力が育ちにくいことや、学び合い、磨き高め合いができにくいこと、中学校では部活動の選択肢が少ない、教科専門の教員がそろわないといった課題もあること、さらにPTA活動の停滞等も懸念されていることなどが考えられます。加えて、これまで統合した学校において、学校を通じて聞き取った児童生徒、保護者の声や地域活動の例も記載したところでございます。

今後、第1次基本方針の学校規模の考え方を継承して、再編の効果や文部科学省の学校再編の考え方を踏まえて、児童生徒数の推移、地域の実情や歴史的な経緯、地理的環境に配慮しながら、中長期的な見通しに立ち、学校の再編等を進めたいと、基本的な考えを示したところでございます。

それでは、3番の学校再編等の具体的な構想について説明をいたします。

1番目に、川内地域、高江中・水引中学校区は、峰山小は当面現行どおりとする。高江中は平成

30年4月を目標に、川内中央中、もしくは水引中への統合を推進する。水引小と水引中は当面現行どおりとする。

川内地域、平成中校区、陽成小は平成30年4月を目標に、高来小への統合を推進する。八幡小と城上小は当面現行どおりとする。ただし、今後の児童数の推移によっては、それぞれ統合先を含めた統合も検討する。平成中は当面現行どおりとする。

川内地域、川内中央中校区、平佐東小は平成30年4月を目標に、東郷小もしくは平佐西小への統合を推進する。平佐西小は大規模校化の傾向にあるため、平佐西小校区の弾力化制度を推進する。川内小と川内中央中は当面現行どおりとする。

川内地域、川内北・川内南中校区、亀山小・可愛小・育英小・川内北中、隈之城小・永利小・川内南中は当面現行どおりとする。

樋脇地域、樋脇小・市比野小・樋脇中は当面現行どおりとする。

入来地域、朝陽小と大馬越小は平成30年4月を目標に入来小への統合を推進する。副田小と入来中は当面現行どおりとする。

東郷地域、東郷小・山田小・南瀬小・鳥丸小・藤川小は平成29年4月に統合し、学校の位置は東郷小とする。なお、平成31年4月に東郷中との一体型小中一貫校を開校する。

祁答院地域、大裏小・黒木小・上手小・藺牟田小は平成30年4月を目標に統合を推進する。

(仮称)祁答院小学校とし、学校の位置については大裏小とする。祁答院中は当面現行どおりとする。

里・上甌地域、里小と中津小は当面現行どおりとする。里中と上甌中は当面現行どおりとする。ただし、今後の生徒数の推移によっては統合も検討する。

下甌・鹿島地域、手打小と長浜小は当面現行どおりとする。鹿島小は当面現行どおりとする。海陽中と海星中、休校中の鹿島中は平成30年4月を目標に統合を推進する。(仮称)下甌島中学校とし、学校の位置については海星中とする。

4番目の特認校制度という制度につきましては、藤川小の特認校制度は、東郷地域の小学校の統合にあわせて、平成28年度をもって休止をすることとしまして、小規模校への就学希望等については、薩摩川内市立学校の通学区域及び学校の指定

変更に関する規則に基づいて、弾力的に対応してまいりたいと考えております。

ウミネコ留学制度につきましては、当面継続というふうにしたところでございます。

学校統合後の通学方法につきましては、スクールバスや路線バス等を活用しまして、児童生徒の通学の安全を確保し、再編による保護者の新たな経済的負担が生じないようにしたいと考えております。

閉校後の学校施設等の活用につきましては、地域を優先して地域の要望等を尊重しながら、今後協議をしていくことといたしました。

基本方針の位置づけと今後の進め方でございますけれども、児童生徒の学びの環境づくりを基本にした教育委員会の提案でございますので、あくまでも保護者や地域住民などの関係者との十分な協議による合意を持って進めることを基本としております。そこに(1)から(3)にその進め方を書いてございます。それらを手順に従いまして進めたいところと考えております。

その他につきましては、やはりこの基本方針もおおよそ5年、10年単位に見直しを行うようにしたいと考えているところでございます。

参考としまして、5ページに統廃合の経過を、6ページには児童生徒数、学級数の推移について掲載してございます。

以上で、薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第2次基本方針(案)の説明を終わります。ちょっと早口になってしまいました。申しわけございません。

**○委員長(持原秀行)** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員(佃 昌樹)** 今、説明があった統廃合問題の第2次の基本方針について、学校運営協議会、その地域の方々が集まって協議会を結成するということですね。外部からの、例えば教育委員が入るとか、そういったことは考えられるんですか。

**○学校教育課長(原之園健児)** 地域の代表であったりとか、学校の校長であったりとか、PTAの代表であったりという、地域の方々の関係する方々が中学校区を単位としまして、話し合いを持つようにして考えているところでございます。

そして、統合についての歩を進めるといった場合は、そういう方々を中心に協議会を立ち上げて、

どういう方向で進めるかということをお話し合っていく予定にしております。

以上でございます。

**○委員（佃 昌樹）** 学校統合についての要望が出された地域にはって書いてあるんですが、これは第2次の方針、基本方針について、委員会として方針を出したことについて、全ての学校で学校運営協議会を設置するということになりますか。

**○学校教育課長（原之園健児）** 学校運営協議会は、別な言い方をしますと、コミュニティスクールということになりますので、それはまた別なコミュニティスクールの推進ということでございまして、今度、統合に関する学校再編の協議会ということにつきましては、こちらのほうからあくまでもこういう案をお示ししますので、その4ページの特に7人書いてございますように、説明をした後、各地域では中学校区を単位としまして、保護者や地域の方々が合同で協議をしていただきまして、地域の意向や要望をまた返していただきたいというふうに考えております。

そして、その後、学校統合について要望が出されて、地域に必要なに応じて、学校再編協議会を設置していただくということですので、必ず設置するというのではなくて、統合を進めたいというような考え方がある地域については、どのように進めるかということで、再編の協議会を設置していただくというふうに考えているところでございます。

**○委員（佃 昌樹）** 学校再編協議会というのは、中学校単位で教育委員会が示した案に対して、どう対応するかということをお審査する、もしくは協議する、それが学校再編協議会——学校運営協議会というのは、それよりも範囲が狭まって、この地域の学校の統合をどうするかということの協議をするのが学校運営協議会ですか、その辺の違い。

**○学校教育課長（原之園健児）** 学校の再編協議会は、先ほど委員がおっしゃったとおりでございますけれども、中学校区に限らず、関係のある学校が協議会をつくることになると思いますが、学校運営協議会というのは、コミュニティスクールと言ってございますけれども、校長が学校の基本方針を学校運営協議会の委員に対して示して、学校経営の基本方針をその方々にお諮りして承認をいただく、あるいは学校運営について意見をいただいたり、そして校区をもっとよりよくするために

どうすればいいかということと一緒に考えていただくというような運営の協議会でございますので、学校再編とは若干意味合いが違ってくるところでございます。

**○委員（佃 昌樹）** コミュニティスクール、それも学校運営協議会ちゃ、コミュニティスクールですから。コミュニティスクールというのは、今、水引中を中心としてやっていますよね、水引小を含めて。

だから、そういったところに再編が来たときに、話し合いをこの組織でやりますよと、こういうことですか。

**○教育部長（中川 清）** この再編の協議会とコミュニティスクールとは、全く別物です。そして、コミュニティスクールは元々、現在でもあります学校評価委員会、地域の方々が行かれて、学校の状況を聞かれたりっていうような話があるんですが、それよりかはもう少し地域の皆さん方が学校の運営であったり、そういったものに参画をするというような組織です。

水引小・中学校をなぜ最初にしたのかと言いますと、これは結果的に統合をした後、各地域の皆さん方がそれぞれの地域を代表をして、学校の運営状態に参画できるような仕組みをコミュニティスクールとしてつくろうといったのが、最初、水引小・中と、そして次に、なんで東郷になったのかという分については、結果的にもう今の段取りがしっかりもうできてますので、であれば東郷中学校の中でそれぞれの地域の方々を入れていただいて、いわゆる統合後の子どもを踏まえたようなもので考えていきたい。

ですから、具体的に言いますと、再編協議会で再編の方針が決まって、学校が実際、一つになった後にコミュニティスクールなりが出てくるというようなイメージで考えております。

ただし、結果的にメンバーが同じになるケースというのは、非常に多いとは思いますが。議論としては、再編協議会のほうから手順としては、教育委員会でも中学校単位で説明会をすると、そして中学校単位で説明した中で、それぞれの地域で再編の歩を進めてほしいという御意見が出たら、その地域で再編協議会をつくっていただいて、具体の作業を進めていくと。結果、統合した後に、それぞれの地域の方々が参画できるようなコミュニティスクールをつくっていくというようなイメージ

で考えております。

○委員（福元光一）まず一つ、この裏の一番最後のページ、一番上、亀山小学校の児童数の推移を書いてあるんですけど、これは根本的にどんな理由で、こういうふうには児童数が多くなるんですかね。

○学校教育課長代理（堀切良一）児童生徒数の推移につきましては、その調査時点の出生からカウントしております。

以上です。

○教育部長（中川 清）ゼロ歳児の子どもから就学前の前のそのまま学校に行った時の数字を入れてあるということでございます。

○委員（福元光一）所管事務調査全般でもいいですか。これ要望ですけど、先日、いちき串木野市で横断歩道を渡っていた小学生がはねられて、一人死亡して、一人が重傷だったんですけど。この薩摩川内市でも、信号のある横断歩道、信号のない横断歩道があると思うんですけど、その横断歩道にこういう筒をやって、その中に横断中というビニールの旗をたくさん入れとって、その横断歩道を通る児童数というのは、わかっておりますから、大体、本数を朝行くときはこっちからこっちに渡しておったら、また帰りはこれをこう持って渡るように習慣づけていたら、やはり横断歩道での死亡事故もしくは交通事故が減ると思いますから、これは防災安全課だったら、学校教育課のほうからも要望していただきたいと思いますので、これ要望ですから、よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）要望であります。一応、協議をしてみてください。

○委員（佃 昌樹）直接、提示されたことではないんですけど、実は学校の先生、特に体育科の先生方から何とかならんもんでしょかっていう相談を受けまして、というのは中学校の体育大会なんです。ほとんど旧川内市においては、9月の最終日曜日ということに、大体固定化されてきているわけですが、これが9月27日なんです。そして、もう教育課程の編成ももう終わってしまっているんですけど、27日の運動会は、どうしたって無理ですよという意見があるんです。というのは、前週の19日が土曜日です。19日土曜日、20日が日曜日、そして21日が敬老の日、22日が国民の休日、23日が秋分の日、24日

が平日、25日が平日、また26日土曜日、27日に運動会と、こんな形になって、何かこれが教育委員会のほうから27日を譲るなどという話があるんですけど、困りますと、はっきり言って、旅行もできません。もう25日は設営ですから、24日しかないんですよ。その前が5日間休みということで、もちろんカリキュラムの編成については、学校長の責任でつくることになってるんですけど、校長さん方が、もうそういうふうには決まっているからということで、どうしようもない状況になると、何とかできないでしょうかというのがあるんですけど、委員会としてそういうふうには指示をしたものかどうか。

○学校教育課長（原之園健児）これにつきましては、もうできればそうしてほしいというお願いをいたしました。と言いますのが、昨年度、前の中央中学校のほうで熱中症が発生いたしました。その関係で、9月の第2週あたりを過ぎないとなかなか気温的に部分が下がらない状況もございまして、まず熱中症対策として夏休みが過ぎて、ある程度学校にも体もなれて、基本的な生活習慣もできてこない、なかなか体力的にもそういう対応ができないのではないかなというようにもございました。そういうまず、熱中症に対応するというのを一番基本にしたところでございます。

それともう一つ、体育大会や運動会種目に十分時間をかけたほうが事故の防止とか、そういうものにもつながるのではないかなというようなこと。そしてやはり行事ですので、子どもたちの一体感であったりとか、そういうことをつくるためにも、ある程度の時間的なものが必要であるかなというふうなこと。それと県民体育大会が持ち回り、県体でなくなった関係で、本市でも開催されるようになりました。その県民体育大会の日程との調整で、どうしても実施ができなくて、保護者の方々も県体のほうに参加される方もいらっしゃるような状況もありましたので、地域の行事と学校行事をどうにかすり合わせができないかということを検討したところでございます。

それと、あと大綱引きとか市民運動会との関係がございましたので、基本的に市民運動会を体育の日の前日に、その前の前週を小学校の運動会に、そしてその前の週を中学校の運動会にということで、基本的にそうしたいということで、一番は子どもたちの熱中症を中心にした安全ということを

大事に最優先に考えてお願いしたところがございます。

○委員（佃 昌樹）現実論として、前の27日前の5日間は、実際活動するのは部活動の生徒やら、もう3年生は終わってるんですが、それと応援団のリーダーの連中なんですよ、実際に。普通の一般の生徒は、この5日間、陰で我が家でゆっくりしよるわけです。それとこの2日間、急激に出てきてやると、かえって熱中症の危険性というのは出てくるんじゃないかなというふうに懸念はします。

だから、前倒しをしてやる方法も一つの方法じゃないのかなと、逆に5日間、冷房の中において、パッと出て来て3日目になるわけですから、4日目になるのかな、土曜日を含めて、一番体力的には沈んだ状態の中で実施ということで、かねて鍛えてない生徒は危ないという思いを私はします。

その辺のところは専門の先生方ですから、ある程度把握はされていると思いますが、私もずっと体育関係やってきましたので、そういったことについては理解はしてるつもりなんです。

何とかこうできないものかという、教育委員会がそういうふうな指示をしたということになると、一旦また熱中症が起これば、教育委員会の責任ですよということにもなりかねない。それを覚悟していらっしゃるんだろうけれども、だけどやっぱり本当はお願いはしましたけれども、教育委員会が物を言う和学校はそれをちゃんと守らにやいかんです。そういうシステムに今なってるんですよ。だから、お願いじゃないんですよ。お願いしたことはせよということなんです。だから、動きがとれない、こういうことなんです。はっきり言って、教育委員会の指示ですよということになるわけですね。

本当だったら、学校長がカリキュラム編成権はあるんですから、学校長がつくるべきだったわけです。けども、もうつくってしまったから遅いのもかもしれませんが、そういったことで何かあれば汚点を残したことになります。だから、もし可能であれば、撤回をするなり、またはいい方法を考え出していただくなりしたほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）答弁はよろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）市民福祉委員会で紹介議員に行かなくちゃいけない、その事情で説明を聞けなかったんで、もしかしたら無駄な質問するかもしれませんが、よろしくお願いたします。

この再編基本方針が考えられたのは、いつなんだろうかという疑問なんです。というのは、まだ吉川小学校がことしの3月で閉校ということで、第1次基本方針が、いわば終了する、統合はちょっと延びたという点もあるんですけども、基本的にはそういうことで終了した年ですよ。それで、まだ十分に今回の再編がほんとに無理がない再編だったのか、問題は起こってないのか、そういったものが十分にまだ時間がたってない状態のもとで、今度また第2次方針を出すという、余りにも矢継ぎ早に方針の乱発をし過ぎんじゃないかという気がするんですね。そのきっかけになったのが、もしかして文科省の手引きがきっかけになったということなのかなというふうに思うんですが、その辺はどうなのでしょう。文科省の手引きが出なくても、こういう再編はもうすぐ出すということが前から決まっていたんでしょうか。

○教育部長（中川 清）資料の4ページにその他に記載してございますが、一番下のほうに、この記述は第1次と同じなんですけれども、学校再編の進捗状況等については、確認の上、およそ5年、10年単位に見直しを行うということで。これは1ページに戻りますけども、スケジュール、上のほう2番目に書いてありますが、スケジュール予定として平成27年12月、1次が平成22年の12月でしたので、おおむね5年後を見据えた議論というのは、文科省のこの通知等が出る前から議論はしてきて、この作業をしたところでございます。

なお、今ほどおっしゃったような御意見につきましては、1ページ初めのところから成果現状、そして課題、これ課題を解決すべきために第2の基本的な考え方ということで、先ほど説明したとおりでございます。

○委員（井上勝博）吉川が今回で閉校するというので、吉川については今回の統合再編が本当によかったのかという検証というのはまだされないわけですよ。だから、そういう閉校が決まった瞬間に、また第2次方針を出すというのは、ちょっとそんなに急いでどこ行くんだろうかと、ほんとに思うわけですよ。地域は、ほんとに疲弊し

てますよね。もう学校がなくなったら火が消えますよ、ほんとに樋脇は三つなくなったわけですけども。野下は時々ボーイスカウトというのが来るんだけど、倉野と藤本については、もう前は宣伝カーで通るときに学校があるからって音量を絞ったりするんだけど、今はもう平気で音量を上げばなしで走るわけですけども。そういう学校がなくなったということは、その地域にとってみりゃ、本当に重大な問題なんだということを改めて思うわけですよ。

だから、そういったことをまだ子どもの減少数という点でも、そんなに急激に減っていくような感じじゃないですよ、今後ね。だから、そういったことを余りやり過ぎていいのかということを実際に問題提起をしたいと思うんですよ。

それから、もう一つは、今回の具体的な構想の中で、ちょっと不思議に思ったのは、高江中が地元の意向を尊重するって書いてあるんですね、参考というところに。それから、平佐東小についても地元の意向を尊重する、わざわざ明記されているのはなぜなんだろうと、ほかは書いてないよね。ほかは地元の意向というのは書いてないんですよ。ここだけが意向を尊重すると書いてある。

これをうがった見方をすると、高江とか、平佐東に発言力の強か人がおってちゅうようなことなんか思ったりしたりするんですけども、何でもここ高江中と平佐東小だけが地元の意向ということをわざわざ明記するのかということ、この2点、ちょっと伺いたいんですけど。

**○教育部長（中川 清）** 急ぎ過ぎるんじゃないかということですけども、1次のときにも同じような進め方をして、結果的に地域のほうの御意見がまともらずに、そのまま単独、ことしに残っていた、その課題というのが5年たっても全く同じなところがあります。

ですから、そういったところを中心に再度、地元のほうで今の現況を考えて議論していただきたいということで出したものですので、決して私どもとしてはこれが早いということでは考えておりません。

もう一つ、例えばの話ですけども、高江中については、1次のときに地域については水引中という御提案をいたしております。ただ、地元では中央中のほうに行きたいというような、いわゆる校区外通学の御意見等もあるものですから、そうい

った保護者の御意見等も踏まえて、ここについては併記をしたところですよ。

平佐東小もはっきり申し上げて、当初の時には平佐西小というような考え方もあったのかもしれませんが、せっかく近いところに新しい小中一貫校もできるというようなこともありますので、その部分についてはぜひ地域のほうで考えていただきたいということで、ここについては記述をしたところでございます。

**○委員（井上勝博）** そうすると、高江中にしても、平佐東小にしても、どっちかに行くのは地元意向を尊重するけども、とにかく統合するんだよと、閉校するんだよということについては、この方針だということになるわけですけども。私は地域の人たちの合意とか協議とか、そういうことをおっしゃるんですけども、現実的にはこちらの教育委員会のほうはやっぱりプロですから、向こうはいわば地域の保護者、それから地域のコミュニティとかというのは、要は学校を維持したいという、その情熱はあるかもしれませんが、いわばプロではないわけで、そういう点では、1回断っても何回も考えてくださいというふうは何回も来られると、根負けしてしまうのがあって、これは、後で聞くと、実は学校がなくなることは嫌だったし、断ったんだよという話はあるんですよ。だけど、やっぱり何回も何回も来るからもうほんとにどうしようもなくなっちゃったというようなこともありました。

それから、吉川については、いわば特認校をなくしてしまう、これもするとそれは元を断たれるようなもんで、子どもたちはもう来てくれないということになるわけであって、それもう実際は地元の人たちの意向なんていうことじゃなくて、方針に従って、ただ粛々と進めるというだけの話ですよ。

だから、こういう学校再編の進め方について、その地域の人たちの意向というのは実際は聞かれてないんじゃないかと、実際は聞いてないんじゃないかと、ただ方針が決まったからやるんですよというだけの話なんじゃないかというふうに思うんですけども、そこはどうなのでしょう。

**○教育部長（中川 清）** この2次の案を出すに際して、教育を語る会を実施しておりますが、特に祁答院と入来で出された意見を申し上げますが、これまでは今、委員がおっしゃったような御意見

がございました。要は、逆に言いますと、保護者の意向としては、やはり地域を離れることなく一定の教育環境に、学校に通学できるというメリットがありながらも、地域の皆様方への遠慮というものがあったんですが、入来にしても祁答院にしても、これは主体的に保護者の意向を確認して、そして地域としてもそれを反対するのではなくて、地域としてもそれを応援していく仕組みづくりが大事だと。だからまず保護者の意向を確認して、むしろ今の教育環境でいいのかどうかというのは、入来にしても祁答院にしても意見として出されております。

ですから、こういった決して私どもが強制ということじゃなくて、今の現状を教育委員会の立場としてお伝えする、そして地域の中で議論していただいて、それをまた持ち帰って、教育委員会と話をさせていただくという仕組みはつくっておりますので、今ほど言いましたように、入来、祁答院のほうの「教育を語る会」、あるいはまちづくり懇話会等が出された御意見も確認していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（帯田裕達）学校再編は、今わかりました。ちょっと絡みがあると思うんですが、数年前から公立の幼稚園の再編もやってらっしゃるんですけど、あと地域の実情とか保育園とか認定こども園との絡みもあるんですが、今後、その幼稚園の再編については、どのような考えでいらっしゃるのか、考え方を教えてください。

○教育部長（中川 清）幼稚園についても、一応再編の基準というものがございます。ただ、これまで公立幼稚園のほうが担っていた、いわゆる僻地での教育の環境というものもありますが、今後、今新しく保育制度というものが変わってまいりました。4月から新しく施行されます。新しい制度設計がございますので、もう一つ、市民福祉部のほうで子育て支援課のほうで議論してる中で、私ども厳しい御意見いただいたのは、公立幼稚園と私立幼稚園の保育料が違うと、これは仕組みができたときにいかなものかという御意見もいただいております。

ですから、今後については、今回、4月から保育料を交付税措置の単価に上げます。その状況を見ながら、あるいは民間の保育園等の認定こども

園の動向、そういった入園者の状況、依然として待機児童がいるわけですけど、その動向を見ながら、教育委員会としても公立幼稚園のあり方というのは検討する必要があると、あわせてやはり保育料の見直しについても、検討する必要があるというふうに考えております。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩をします。再開はおおむね5分、3時5分。

~~~~~

午後2時55分休憩

~~~~~

午後3時 5分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

△文化課の審査

○委員長（持原秀行）次に、文化課の審査に入ります。

ここで休憩します。

~~~~~

午後3時5分休憩

~~~~~

午後3時5分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）当初予算概要書の124ページをお開きください。なお、今からは変更点を中心に説明をさせていただきます。

124ページ、中ほどでございますが、文化財保護事業は、指定文化財の整備を図るもので、本

年度予算に市指定文化財の兼喜神社の整備工事補助金を計上しております。

125ページに入ります。一番上、入来麓街なみ環境整備事業では、この事業計画の見直し予算を計上しております。

一つ飛びまして、恐竜化石活用事業では、集中発掘会、プロトケラトプス骨格標本製作等の予算を計上し、これについては別途委員会資料で説明をさせます。

126ページをお開きください。天辰寺前古墳管理事業は、平成26年度予算を平成27年度に繰り越しをしておりますが、9月竣工を予定しております、完成後のリーフレット等の予算を計上、これについても委員会資料で説明をさせます。

127ページになります。国民文化祭開催事業について、これにつきましても別途委員会資料等で説明をさせます。

川内文化ホールと郷土館維持補修費については、記載の改修工事等を予定しております。

以上で説明を終わります。

**○委員長（持原秀行）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 予算調書の歳出のほうから説明いたしますので、予算調書の237ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費、事項、文化財保護事業費1,165万7,000円は、文化財保護審議会委員報酬、文化財説明板の作成並びに市指定文化財整備工事補助金等文化財保護事業に係る経費が主なものでございます。

次に、事項、伝統的建造物群保存整備事業費659万6,000円は、入来麓街なみ環境整備事業計画策定見直し業務委託並びに伝統的建造物群保存地区における石垣等の整備補助金が主なものでございます。

なお、この整備計画見直しにつきましては、平成22年から平成23年度にかけて、入来麓伝建地区に国土交通省の街なみ環境整備事業を導入し、修景等の歴史的風致を調和させる整備方針と事業計画を策定しており、策定から5年経過します平成27年度に、この計画の見直し整備を行うこととしております。

238ページをお開きください。

事項、清色城跡保存整備事業費129万4,000円は、清色城の保存整備業務に係る経費

が主なものでございます。

次に、文化振興事業費3,638万円は、国民文化祭主催事業の市実行委員会負担金等が主なものでございます。

委員会資料の11ページをごらんください。

本年10月31日から11月15日まで、県内43市町村全てにおきまして、110を超える文化事業が繰り広げられます。

薩摩川内市におきましても、全国はんやの祭典、甌島の生活と文化の祭典、薩摩川内こころの川柳大会、全国まごころ短歌大会、東郷文弥節人形浄瑠璃の祭典の五つの主催事業を開催します。

資料にありますように、総事業費7,044万6,000円で、内訳としまして、県負担金3,959万6,000円、川柳や短歌の投稿、投句料の事業収入が385万円、市負担金が2,700万円となっております。

行政も一丸となってPRに努め、素晴らしい大会となり得ますよう努力してまいりますので、委員の皆様方も御支援いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、239ページをお開きください。

事項、文化ホール管理費4,315万4,000円は、川内文化ホール及び入来文化ホールの指定管理委託料が主なものでございます。

次に、文化ホール施設設備整備費1億674万円は、川内文化ホール冷暖房改修工事となっております。

240ページをお開きください。

事項、歴史資料館管理費3,770万2,000円は、川内歴史資料館及び下甌郷土館の指定管理委託料と下甌郷土館冷暖房エアコン取りかえ工事費が主なものとなっております。

次に、事項、川内まごころ文学館管理費2,499万円は、川内まごころ文学館の指定管理委託料が主なものとなっております。

241ページをごらんください。

事項、恐竜化石活用事業費637万5,000円について説明いたします。委員会資料の7ページから8ページをごらんください。

御存じのように、甌島におきましては、平成20年から相次いで恐竜化石が発見されており、現在、鹿島支所に常設展示をしております。

今年度開催の国民文化祭、甌島の生活と文化の祭典にあわせまして、資料7ページの獣脚類、角

竜類、竜脚類等の骨格標本を国立科学博物館から2体借用、新たに1体を製作して、計3体の骨格標本を利用し、鹿島支所の常設展示内容をリニューアルし、充実、拡大しようとするものでございます。

また、(仮称)恐竜等博物館構想委員会を立ち上げ、地域の皆様方の協力も得ながら、展示内容の整理、調査、研究と普及活動を推進するとともに、甌島ツーリズムビジョンと連携して、甌地域はもちろん、本土地域も含めて相互の学習交流等を推進していきたいと考えております。

次に、事項、藤川天神臥龍梅整備事業費21万6,000円は、臥龍梅のシロアリ駆除経費が主なものでございます。

242ページをごらんください。

旧増田家住宅管理事業費1,068万5,000円は、旧増田家住宅等の指定管理委託料が主なものでございます。

次に、天辰寺前古墳事業費69万5,000円は、天辰寺前古墳の整備等に係る経費等が主なものでございます。

委員会資料9ページから10ページをごらんください。

天辰寺前古墳は、天辰第一地区土地区画整理工事中に発見され、直径約28メートル、高さ3メートルの円墳で、石材を石室上部に持ち送りに積み上げた独特な構造が特徴となっております。平成25年4月には、古墳が県史跡に、腕輪や銅鏡等の出土品も県有形文化財の指定を受けております。

現在、古墳天井石部保存工事と公園植栽工事などを実施しており、今後、石室屋根設置工事等を経て、ことし10月初旬には古墳公園として一般公開を予定しております。

失礼いたしました。69万5,000円でございます。

○委員長(持原秀行)65万。

○文化課長(岩元ひとみ)65万、済みません。65万9,000円でございます。

済みません。御存じのように、現地は市街地を一望できる眺めのよい場所であることなどから、市民の皆様方の憩いの場、児童生徒の学習の場として幅広く活用を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、予

算調書の65ページをお開きください。

14款1項使用料、7目教育使用料1,044万2,000円は、川内歴史資料館、川内まごころ文学館の入館料と、川内並びに入来文化ホールの使用料等が主なものでございます。

次に、15款2項国庫補助金、8目教育費補助金298万9,000円は、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金と街なみ環境整備事業補助金が主なものでございます。

16款2項8目県補助金9万2,000円は、同じく伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金等が主なものでございます。

16款3項県委託金、7目教育費委託金2万円は、権限委譲事務委託金で、文化財保護法第93条にかかわる埋蔵文化財試掘調査に関するものでございます。

21款5項雑入、4目雑入363万円は、川内文化ホール光熱料、郷土誌販売収入のほか、文学館図録販売収入等が主なものでございます。

以上で説明を終わります。御審査方よろしくお願いたします。

○委員長(持原秀行)ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(徳永武次)1点だけ教えてください。文化ホールの冷暖房改修工事、これは期間があるんですか、その改修する。改修する時期と、それから閉館とかそういうのがあるんですか。

○文化課長(岩元ひとみ)文化ホールの冷暖房の改修工事につきましては、平成26年度に設計業務委託を終えておまして、工事の時期に関しましては、来年の1月、成人式終了後、約2カ月程度を考えております。入札は、年度内の12月ぐらいに入札があるかと思っております。

以上でございます。

○委員長(持原秀行)ほかに。

○委員(井上勝博)恐竜のことなのですが、前にコミュニティとの懇談会の中で、そういう模型について、もう一つ、やっぱり観光に来られた方が、来たときにすぐここがやっぱり恐竜が出たところなんだよということがわかるような、何かそのレプリカみたいな、レプリカは無理でも、何か宣伝できるようなものとかというのを要望されていたわけなんですけれども、今回のこういう模型ができるわけなんですけれども、それを外を歩いてい

る人にもわかるようなものというか、宣伝物というか、何かそういうようなのは考えていらっしゃるのでしょうか。

**○教育部長（中川 清）** 委員会資料8ページ、（2）がございしますが、恐竜等博物館構想委員会、今回、国民文化祭にあわせて、この3体の標本を設置しますが、これにつきましては、国民文化祭終了後もそのまま設置をする予定でございします。そして、資料には入れてございませませんが、5年任期つきの専門職を採用する予定でございまして、化石の学芸資格を持った職員に設置の配置等と、それから8ページの（2）の博物館構想委員会も運用させたいというふうに考えています。今ほど委員がおっしゃいました意見については、第2段階として、この（2）の委員会等の中で議論をしていきたいというふうに考えております。

以上でございします。

**○委員長（持原秀行）** よろしいでしょうか。

**○副委員長（帯田裕達）** 国民文化祭のことで、宿泊等は観光物産協会に委託してあるわけですね。その委託料は入っていないわけですか。要するに、その業務だけを委託してあって、その委託をお願いしたときの費用は発生してないちゅうことでよろしいでしょうか。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 国民文化祭の宿泊につきましては、観光物産協会のほうに委託をお願いはしてございしますが、委託料は発生しておりません。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（杉藪道朗）** 1点だけ、さっきの恐竜のレプリカの件なんですけど、大きき的にはどの程度の大きさのものなのか。1番、3番は借用です。2番だけ製作というふうになっているんですけど、大ききは実物大なのか、縮小模型なのか、そこらあたりをお示しください。

それと、イメージ図では骨格図になっていますけれども、全体像も全くこの骨格図なのか、要するに全体像なのか、そこらあたりはどういう状況下の展示になりますか。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 今現在、鹿島支所の常設展をごらんになられていらっしゃる方はわかりかと思いますが、常設展のほうに図書館が入っております、その図書館の部分の部分を別なところに移動させていただいて、そこの部分に今ほど申

し上げましたこの3体のほうが入る計算でおります。ここのほうでいきますと、大体10メートルぐらいになります。高さが……。

[「標本の大きさは」と呼ぶ者あり]

**○文化課長（岩元ひとみ）** 標本の大きさが、長さが、首から尾っぽまでを真っすぐしますと10メートルを超えます。ただ、この配置の……。

[「3番がですね」と呼ぶ者あり]

**○文化課長（岩元ひとみ）** 済みません。3番につきましては、約全長9メートルです。もう一つ、真ん中のほうが全長が2.4メートル、3番目が9.4メートルになります。ただ、展示の仕方につきましては、首のほうを上を持ち上げますと幅は縮小できるというような展示の方法も検討しております。真っすぐ首から尾っぽまでは9メートルから10メートルという長さでございします。

以上でございします。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（持原秀行）** 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 資料の14ページから15ページをごらんください。2件の指定管理評価委員会の結果を報告いたします。

施設は、川内文化ホールでございします。

指定管理者は、公益財団薩摩川内市民まちづくり公社。

指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日となっております。

評価の対象期間は、平成23年4月から平成26年12月で、評価委員は、川内地区コミ会会長を初めとする関係者6名で、ことし1月9日に委員会を開催しております。

採点の結果につきましては、600満点中474点で、得点率79%となっております。

意見としまして、経験豊富な人材を活用して適切な職員配置を行い、安全な維持管理を実施しており、良好な運営管理である旨のコメントをいただいております。

次に、16ページから17ページをごらんください。

施設は、入来文化ホールでございします。

指定管理者は、株式会社文化コーポレーション。  
指定期間、評価対象期間につきましては、川内文化ホールと同様でございます。

評価委員は、副田地区コミ会長を初めとする関係者6名で、同じくことし1月9日に評価委員会を開催しております。

採点の結果につきましては、600満点中392点、得点率65.3%です。

おおむね適正な管理運営であるが、自主事業の実施に当たっては、さらに地域コミュニティ等地域関係団体と連携して実施するなど、管理の運営を図ってほしい旨のコメントをいただいております。

以上で、指定管理の管理運営評価報告を終わります。

続きまして、資料12ページの国民文化祭情報発信につきましては、村岡専門職が御説明いたします。

**○専門職（村岡斎哲）** それでは、第30回国民文化祭情報発信につきまして御説明申し上げます。

総務文教委員会資料12ページをお開きください。

まず、カウントダウンボード設置につきまして、国民文化祭の市主催5事業の紹介をしたカウントダウンボードを2月16日に本庁1階に設置いたしました。今後、入来支所に薩摩川内こころの川柳大会、東郷支所に文弥節人形浄瑠璃の祭典、甌4所に甌島の生活と文化の祭典、樋脇、祁答院支所に本庁と同じ5事業を紹介したカウントダウンボードを来週までに設置し、本番に向け機運の醸成を図ってまいります。

きょう現在、10月31日の開幕まであと232日となっております。

その他情報発信といたしまして、きやんせふるさと館の外壁にあります川内川河川情報表示板を活用した情報発信を行っております。

次に、総務文教委員会資料13ページをお開きください。

横断幕につきましては、資料のほうでは設置予定となっておりますが、きょう現在、既に設置しており、市民の皆様を初め、多くの方に国民文化祭開催の周知が図られていると思われま。

次に、市のホームページでも紹介しております。現在、市のホームページをごらんになると、トップのところに国民文化祭開催まであと何日と

いう表示をしており、すぐ目立つようにしております。

最後に、その他の情報発信といたしまして、テレビ等を活用した情報発信を行っております。

済みませんが、(5)の1、②で、MBC南日本新聞と記載してございますが、MBC南日本放送の間違いでございます。申しわけございません。

2月26日、各事業の御会長さんと一緒にテレビ番組に生出演しPRを行っております。また、来週月曜日から金曜日までの5日間、MBC南日本放送のかごしま4という番組内で、川内港ターミナルで収録いたしました国民文化祭のPRが放送されます。ぜひごらんになってください。

また、今後、FMさつませんだいに出演しPRを行っていきたいと考えております。

今後も国民文化祭の情報発信に積極的に取り組んでまいります。情報発信の一つといたしまして、国民文化祭の市主催5事業を紹介した名刺サイズのカードを作成いたします。3月25日の議員全員協議会で説明いたしますが、議員全員の皆様にもお一人100枚を配付する予定にしておりますので、議員の皆様も情報発信に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がりましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（徳永武次）** 指定管理者評価委員会の入来文化ホール、これは総括の中でも、総合コメントの中でも、さらなるサービス向上のために自主事業をと意見がついていますよね。前回、私もちょっと、2年ぐらい前でしたか、歌手の方のあのときに冷暖房の不備があつて、恐らく何か月前か、ホールは押さえてあつたと思うんですよ。今もこの管理者にこういうふうにされている何か理由があるんですか。宮崎県なんですけど、地元にはいらっしやらないんですか。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 御存じのように、平成23年から5年間の指定管理は契約を結んでおりまして、平成27年度、平成28年3月31日が指定管理の5年の期間となっております。今回、その1年前ということで評価委員会を実施しましたところ、委員のほうからも出ましたそのような御意見も地域のほうからいただいております。また、講座等をする場合には、やはり地域の方々、

コミを巻き込んだ講座の募集等も図られるような御意見もございまして、その後すぐに指定管理のほうの業者のほうとは打ち合わせ、協議を行っております。また、よりよい運営に努めるように協議を行っておりますので。

以上でございます。

○委員（徳永武次）契約の途中だちゅうことで、当然、指導もされると思います。次の契約をされるときには、十二分にそういうところも入れられて選定をしてください。要望です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（福元光一）要望でございます。やはり薩摩川内市民まちづくり公社という、やはり市役所、市役所じゃないけど、公社ということで。今村理事長の部屋が、今回は国民文化祭をされるに当たり、理事長に、仮に誰か理事長に会いに来られたときに、面接に来られたときに、理事長の部屋というのが屋根裏部屋みたいな狭いところなんです。どこか、改修か何かを機会にもうちょっと広いところに、表に出てこなくてもいいですけど、もうちょっと広いところだったら接客も二、三名入ってこられてもよろしいかと思うんですけど、できたらそういうふうに、できたらですよ。御要望しておきます。

○委員長（持原秀行）スペースの関係もあると思いますが、配慮方を検討してみてください。

ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）まごころ文学館を時々利用させていただいて、そこで書籍販売が全くだめということで、きつく言われるわけですが。

国際交流センターは、以前はそうだったんです。書籍だめだったんです。しかし、最近はやっぱり要望があって、書籍は売っても構わないというふうになっているわけです。

もちろん、本屋さんみたいに何でもかんでも売ってもいいということではないと思う。ただ、例えば講演をされた方の話を聞いたときに、もっと詳しく知りたいからということで書籍を求めるといことが、それはあり得ることなんです。それがもう本当に厳密にだめなんです。もう絶対だめというふうに言われているんですけども。そこはちょっと改善していいんじゃないだろうか。余りにそんな窮屈にしていく必要があるんだろうか。文学館だから、そこにある本しか置いてはいけないというような、そういう話じゃない

と思うんですけども。そこら辺は何かあるんですか。書籍を絶対売ってはいけないという。

○文化課長（岩元ひとみ）現在、文化課で把握していますことで申し上げますと、先日、昨年になるんですが、恐竜化石等の講演会等を行いました折には、その講演の講師の先生の絵本だったんですけども、絵本等は販売しております。今、委員の申し上げられましたそのことにつきまして、ちょっと詳細は、その講演会等での販売も含めて禁止というふうに聞いている。

○委員（井上勝博）一切禁止。

○文化課長（岩元ひとみ）その部分は、また指定管理のほうに確認させていただきたいと思います。

○委員長（持原秀行）その辺はちゃんと調べてみてください。

ほかにありませんか。

○委員（帯田裕達）国民文化祭の件ですが、この委員会資料の11ページに1から5まで書いてあるんですが、上から順に1、2、3、4、5とありますが、この大体参加人数と、現時点で予想される参加人数、今までであった大会もあるわけですが、あと宿泊者の人数等が把握できていたら教えていただきたいと思います。

○専門職（村岡斎哲）一応、今現在の来場者数の各部会でそれぞれ想定している人数を報告いたします。はんや響演が1,000名、はんやジュニア1,000名、はんやまつりが3万名、甌島の生活と文化の祭典が上甌、下甌それぞれ各600名、薩摩川内こころの川柳が500名、まごころ短歌大会も500名、文弥節人形浄瑠璃が参加者が700名ということで想定をしております。

なお、宿泊者については、まだ数字のほうは把握をとつか、想定はできていない状況です。

○委員（帯田裕達）これからだと思うんですが、物産協会がやっていると思うんですが。この甌島の生活と文化、ここの土曜日が2回ありますよね。かなり僕は恐竜を見に来られる方々もお子さん連れでいらっしゃると思うんですよ。その受け入れ態勢、この辺はどのような捉え方をなさっていらっしゃいますか。

○専門職（村岡斎哲）甌島のほうにも観光物産協会のそれぞれ支店がございまして、そちらのほうとも連携を図りながら、ツアーの増設であったりとか、そういったものも含めて、宿泊関係と

かそういったもの、連携を図りながらしっかりと対応していきたいなと思っているところです。

○委員（帯田裕達）そういつて連携をとって大盛会のうちに終わらなければならないと思うんですが、その宿泊の旅館ホテルの数は足りるんですか。

○専門職（村岡斎哲）今、実際受け入れられるキャパという数字がございますので、果たして何名来るかというのが全くつかめない状態で、何とか、ありとあらゆる手段を使いまして、来るお客様のおもてなしはしっかりやりたいとは思っておりますけど。委員が言われるように、想定以上のお客様が来たときはもう受け入れのキャパがございませんので、そのときにどうするかというのは今後の検討課題かなと思っているところです。

○委員（帯田裕達）現時点でのキャパは幾らですか。宿泊の受け入れの人数はどれぐらいですか。キャパ的にはどれぐらいの施設があって、どれぐらい受け入れが可能かちゅうことです、人数は。

○専門職（村岡斎哲）済みません。申しわけございません。今手元に資料のほうは持ってきておりませんので、数字のほうは申しわけございません、言えません。後で。

○委員（帯田裕達）先ほどおっしゃったように、早目に検討しないと、なかなかこれは厳しいと私は思うんですよ、受け入れが。そこはもう本当に地元の人たちと一体化になってしないと、予約は入れたは受け入れるところがないとか、もう大きなことにつながるような気がしますので、早目に検討を進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○文化課長（岩元ひとみ）少し補足します。現在、その恐竜化石につきましては、今恐竜化石活用事業で子どもたちを含めて親子で参加するのを夏休みに実施しております。これも大分盛況でありまして、大体40名がもう10分程度の電話予約で埋まってしまうようなことがあります。

今し方委員のほうからも出ましたように、この国民文化祭につきましても、そのような状況に陥ることが予想されておりますので、その部分も含めて、日帰りで参加される方、泊で参加される方、そこら辺のところを観光物産協会、旅館組合等ともしながら、あとはそのキャパの中で、ほとんど民宿になるかと思えますけれども、地元の方々とも民宿等でどのぐらい受け入れられるかというのも検討を急いでやりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。御苦労さまでした。

△市民スポーツ課の審査

○委員長（持原秀行）次に、市民スポーツ課の審査に入ります。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）当初予算概要の128ページをお開きください。

一番上段からになります。第75回国民体育大会鹿児島大会推進事業は、これの準備委員会等設立の経費、2番目のスポーツ推進計画策定事業は、平成27年度に計画の策定を、3番目のスポーツ合宿等誘致事業は委員会資料で説明をさせ、129ページ一番上段になりますスポーツ交流研修センター指定管理委託は、平成27年度から新たに市体育協会に指定管理委託をする経費を計上してございます。

以上で、市民スポーツ課の概要説明を終わります。

○委員長（持原秀行）それでは、次に当局の補足説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）まず、歳出の予算について御説明を申し上げます。予算調書により説明申し上げますので、予算調書の243ページをお開きください。

上の段の10款6項1目、事項、保健体育総務費は、職員の人件費等に係る経費及び第75回国民体育大会鹿児島国体開催に向けての取り組みを開始する関係経費で、6,624万8,000円でございます。

経費の主なものは、職員9人の人件費、平成32年に予定されている鹿児島国体に向けて、準備委員会設立に伴う出会謝金、本市で開催が予定

されている5競技種目の運営方法等につきまして、和歌山国体を視察する旅費でございます。

なお、本市での開催予定の競技種目は、ホッケー（全種目）、バスケットボール（少年男子）、ウエイトリフティング（成年男子、少年男子）、軟式野球（成年男子）、空手道（全種別）の5競技でございます。

鹿児島国体開催までの流れにつきましては、開催5年前である平成27年、本年に県、県教委、県体協が文科省、日体協に開催申請書を提出し、同年に内定が示され、3年前の平成29年に開催が決定される予定でございます。

次に、下の段の事項、体育振興運営費は、スポーツ推進員活動及び社会体育の振興に要する経費で、4,082万9,000円でございます。

経費の主なものは、スポーツ推進員88人の研修会等出席に伴う出会謝金及び旅費、川薩地区スポーツ推進員協議会、全国ボート場所在市町村協議会の会員負担金などの負担金5件、市体育協会の運営に要する経費に補助を行う市体育協会運営補助金、全国・九州大会等への出場者に派遣助成を行うスポーツ振興補助金、川内川河口マラソン・ウォーキング大会の運営に要する経費に補助を行う川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金など、補助金5件、スポーツ振興基金利子相当額の積立金でございます。

次に、予算調書の244ページをお開きください。

上のほうから、事項、市民運動会運営費は、市民運動会の運営に要する経費で、664万5,000円でございます。

経費の主なものは、市民運動会の運営委員会等の出会謝金、主管する市体育協会への運営業務委託料でございます。

次に、下の段の、事項、健康スポーツ推進事業費は、本市の健康スポーツ推進事業に要する経費で、189万7,000円でございます。

経費は、総合型地域スポーツクラブへ健康スポーツ教室の指導業務を委託するものでございます。

予算調書の245ページをお開きください。

上の段の、事項、スポーツ合宿等誘致事業費は、スポーツ合宿誘致に係る経費で、1,008万8,000円でございます。

経費の主なものは、本市で合宿を実施する県外

からの団体への奨励金、全日本バレーボールチームの強化合宿の招聘に要する旅費の2分の1相当額を市バレーボール協会に補助する全日本バレーボールチーム招へい事業補助金、市体育協会がスポーツ合宿誘致推進等を目的に創設した合宿団体の希望に応じて人材を派遣するスポーツ合宿支援サポーターの登録制度を支援するスポーツ合宿支援サポーター制度補助金の補助金2件でございます。

なお、スポーツ合宿等誘致活動事業につきましては、後ほど所管事務調査の中でも説明させていただきます。

次に、下の段の10款6項2目、事項、体育施設管理費は、社会体育施設の管理に係る経費で、8,813万8,000円でございます。

経費の主なものは、体育施設のうち、総合運動公園施設を除く71施設の管理運営に要する経費で、45施設に係る指定管理者への管理委託に要する経費、直営26施設に係る光熱水費及び修繕料等管理運営費に要する経費、サンヘルスパーク地下水供給用水道配管工事等に要する経費。

県内の公立体育施設を有する自治体等で組織する県体育施設協会負担金、樋脇と上甕のB&G海洋センター2カ所分の県B&G海洋センター連絡協議会負担金の負担金2件でございます。

次に、予算調書の246ページをお開きください。

事項、総合運動公園管理費は、総合運動公園施設の管理に係る経費で、9,909万8,000円でございます。

経費の主なものは、スポーツ交流研修センター運営協議会委員10人分の出会謝金、総合運動公園の有料施設を市民まちづくり公社へ、またスポーツ交流研修センターをNPO法人市体育協会へ指定管理委託する委託料、アリーナトレーニング室の管理運営業務委託、突発修繕工事に対応するための工事請負費でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入予算について御説明を申し上げます。

予算調書の67ページをお開きください。

まず、14款1項使用料、7目教育使用料の保健体育使用料は、5,007万8,000円でございます。総合運動公園施設やスポーツ交流研修センターを初め、社会体育施設の使用料でございま

す。

次に、予算調書の69ページをお開きください。

中ほどの17款1項財産運用収入、1目財産貸付収入の土地・建物貸付収入は、2,000円でございます。これにつきましては、自動販売機設置に伴う土地、建物の貸付料でございます。

次に、17款1項財産運用収入、2目利子及び配当金の利子及び配当金は、9万1,000円であり、スポーツ振興基金の利子相当額でございます。

次に、19款1項基金繰入金、27目スポーツ振興基金繰入金のスポーツ振興基金繰入金は1,000万円であり、スポーツ振興基金の取り崩しによるものでございます。

次に、21款5項雑入、4目雑入は、333万4,000円であり、社会体育施設における電気・水道実費収入金、学校屋内運動場電気料実費収入金などでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどをよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（持原秀行）** 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** それでは、総務文教委員会資料に基づきまして、スポーツ合宿等誘致活動事業につきまして説明いたしますので、資料の18ページをお開きください。

まず、1の県外のスポーツ合宿団体、高校生以上であります。助成制度等につきまして説明を申し上げます。

市内合宿施設利用報奨金制度は、県外からの高校生以上の合宿団体に対しまして、報奨金を支払うことにより合宿の誘致を図り、もって本市の経済活性化に資することを目的とする制度でございます。

具体的には、スポーツ交流研修センターを除く市内のホテル旅館に、延べ50泊以上宿泊する場合に、延べ宿泊数に1,000円を乗じた金額を支給するもので、限度額は20万円でございます。

続きまして、激励品を贈呈する制度は、県外からの高校生以上の合宿団体に対し、継続的なスポーツ合宿誘致及び特産品PR等につなげることを目的とする制度でございます。

具体的には、合宿の日数、合宿参加人数区分及び高校生、大学生、社会人、プロなどの団体区分によりまして金額を定め、その金額の範囲内で激励品を贈呈するものでございます。

次に、2の歓迎事業でございます。歓迎事業としまして、公開練習またはスポーツ教室を実施する実業団以上の合宿団体につきまして、市民周知及び歓迎を目的に、合宿会場に団体名及び合宿期間を記載した歓迎横断幕等を設置しております。

次に、3の招聘事業についてでございます。本市バレーボール協会が実施する全日本男子・女子バレーボールチーム強化合宿招聘に対し、その経費の一部、招聘に要する旅費の2分の1相当額を予算の範囲内で補助する全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金を設けてございます。

次に、4、支援事業についてでございます。スポーツ合宿支援サポーター制度は、市体育協会が、スポーツ合宿誘致推進、スポーツ振興及びスポーツ人口の底辺拡大を目的に平成26年度から創設した制度であります。業務支援のできる者がサポーターとして登録し、本市でスポーツ合宿を行う団体の希望に応じて人材を派遣するものでございます。

具体の例は、フロー図を御参照いただきたいと思います。合宿団体から市を経由して、市体育協会に業務支援の依頼がなされた場合に、市体育協会加盟の競技団体に支援依頼を行い、業務支援のできる者を支援サポーターとして登録し、登録者のスポーツ経験等に応じまして、ボールコレクター、いわゆる球拾いや場内外の整理補助等を行うものでございます。

次に、資料の19ページをお開きください。

5の平成26年度スポーツ合宿の状況についてでございます。

まず、(1)には、2月28日現在の本市で合宿を実施された団体を示しております。ナンバー41以降のゴシック文字につきましては、2月

28日以降の合宿予定団体を示してございます。

平成26年度の合宿団体は、50団体、延べ1万145人の予定となっておりますが、下段のほうには、本市に宿泊し、市外で練習をしている4団体をお示ししてありますので御参照いただきたいと思います。

次に、資料の20ページをごらんください。

薩摩川内スポーツ大使についてでございます。

観光・シティセールス課が所管しておりますが、薩摩川内大使の種類にはスポーツ大使があり、現在、全日本女子バレーボールチーム眞鍋監督など6名の方が委嘱されてございます。

スポーツ合宿誘致、スポーツ団体の紹介、スポーツ振興にかかわる助言等々積極的に活動を行っていただいております。

また、所属チームあるいは個人として本市で合宿を実施いただいている方や紹介いただいた団体が既に合宿を実施するなど、大きな成果を上げていただいているところでございます。

いずれの方も著名な方であり、御紹介を兼ねて資料として提出させていただきました。詳細は、資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

**○委員長（持原秀行）** ありがとうございます。ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（帯田裕達）** 二、三お伺いします。19ページにスポーツ合宿状況でずっと書いてあるんですが、交流センターに宿泊された団体数、それから宿泊された延べ人数をちょっと教えてください。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 2月末の状況について申し上げます。こちらに示してございませとおり、2月末は40団体がまず合宿をされております。このうち、22団体615人、延べ人数は2,609人でございます。

以上でございます。

**○委員（帯田裕達）** 年間がわかりますか。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** こちらのほうには50団体をお示ししてございますが、実はこの以降、実はもう1団体入る予定が入ってまいりました。それを含めまして、3月末の見込みは27団体761人、延べ人数は3,651人を見込んでおります。

以上でございます。

**○委員（帯田裕達）** 激励品の項目があったのですが、現在、大学生とか実業団それぞれ、先ほど説明があったとおりでと思いますが、この一番下に4団体、市外の運動施設で、宿泊は市内の宿泊場を利用したときも激励品の対象にはならないということでもよろしいでしょうか。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 激励品の対象にはなりません。ただし、奨励金、そちらのほうは対象になってございません。

以上でございます。

**○委員（福元光一）** 2点だけお伺いいたします。いずれ、小・中学生の全国大会などに出場したときには、補助金みたいなのが、たしか申請したらあったと思うんですけど、今回はないのか。まずそれが1点。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 先ほど説明の中で、スポーツ振興補助金というのを、予算額から申しますと1,000万円になってございますが、これを今回も措置してありまして、制度としてそのまま継続することになってございます。

**○委員（福元光一）** もう1点、20ページにスポーツ大使について書いてあるんですけど、以前、前園真聖、サッカーの元選手だったんですけど、ちょっとした事件というか、ちょっとしたことで本人から大使の辞退の申し出があったと思いますけど、やはり今子どもたちが野球、バスケ、バレー、またサッカー人口も多いんですよ。そうした場合に、やはり薩摩川内市のスポーツ人口を上げるために、もう一回、前園真聖を挙げるか、もしくは元サッカー選手で有名な方を挙げるか、検討をされるようお願い申し上げたいと思うんですけど、どのような考えですか。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 当初申しあげましたとおり、この大使制度そのものは所管は実は観光・シティセールス課でございまして、我々はそのスポーツに関する部門ということで、推薦を挙げる部署となっておりますので、その点については担当課を含めて話をしてみたいと思います。

**○委員（帯田裕達）** 交流センターのケータリングの業者は決まりましたか。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 御承知のとおり、NPO法人市体育協会が4月から指定管理者として管理をすることになってございます。我々

が今お聞きしている段階では、ケータリング業者について選定の作業を進めていて、ほぼ固まりつつあるというふうには聞いております。それ以上については、今のところ情報を得ておりません。

**○委員（井上勝博）** 今度、市民スポーツ課が部署が教育委員会からかわるわけですけれども、傾向としてやっぱりスポーツ観光ということには非常に力が入ってきているんですけれども、市民スポーツという点からいったら、今どういふふうに市民スポーツを広げる努力がされているのかということについて、余り議論されないというのがあると思うんです。例えば、スポーツ人口というのがどうなっているのかとか、それからスポーツ施設というのはちゃんと確保されてきているのかとか、そういったデータなどはそちらにお持ちなんでしょうか。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** まず、スポーツをされる人口とか、あるいはその施設の話でございますけれども、今回、実はスポーツ推進計画を策定中でございますして、その作業を進めておりまして、アンケート調査を実は実施しております。ちょっと数字を今、申しわけございませんが、持ち合わせておりませんけれども、それらを踏まえて計画も策定するようにしております、それに向けた取り組みも計画の中に盛り込むちゅう考えでおります。

**○委員（井上勝博）** 最近のケースでいうと、野外照明類が、これがコミュニティが請け負わなければもう閉鎖というか、廃止というようなやり方で、そういったスポーツ施設がなくなったりしているわけですね。そういった類というか、スポーツ施設がどうなっているのか、薩摩川内市の。例えば、屋内運動場が維持されているのかどうか。例えば、学校が閉校になっています。学校の体育館というのが地域でちゃんと使われているのか、閉鎖された体育館はないのかとか、そういった状況というのはどうなんですか。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** まず、学校の関係につきましては、我々の社会体育施設とはちょっと切り離して考えております。それと、ただし学校側のほうが学校開放事業ということで開放されて地域の方々が利用しているということになりますので、学校の体育館そのものについてはちょっと我々のほうからというふうには、答弁についてはしばらくのところでございます。

それと、夜間照明の件が出ましたけれども、これは財産仕分けの中で、利用が地域に限定されている観点と利用回数が少ないということから、今回、既に仕分けがされておまして、それが夜間照明施設につきましては19施設ございます。それについては、今説明をずっとしております、今川内地域につきましても、もう昨年から2回ほど地域に出向きまして説明をやっております。正直申し上げまして、理解も得られていないところもあります、市としましてはその財産仕分け方針に基づいて処分を進めていくということで今進めております。

**○委員（井上勝博）** やはり使われないからもう閉鎖するという考え方じゃなくて、市民にもっとスポーツをやってもらうためにも、それを活用してもらうように奨励していくと、これがやっぱり市民スポーツ課の仕事の一つなんじゃないかというふうに思うんです。

やっぱりスポーツが身近にあって、いつも週に何回かはスポーツをやるということが、やっぱりそれは健康を維持する上でも非常に大事なことなわけですから、そういう観点から計画というのが立てられるんだろうと思うんですけれども。その施設などについても、整備状況とかも計画の中に立てられているのでしょうか。整備の計画です。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 具体的には施設整備そのものについては大きく触れてございません。当然、今既存の施設については、当然、安心安全に利用いただけるように維持管理は当然してまいりますけれども、他方、先ほど申し上げました財産仕分けについて位置づけされた財産につきましては、別途の方法で進めているところですので、そこは我々としてはちょっと切り離し考えております。ありましたように、市民スポーツ課の業務としてするべきではないかということには重々我々も考えておりますので、その点については、さらなる取り組みは必要だというふうに考えております。

**○委員（徳永武次）** 1点だけ教えてください。かなりの合宿が施設を利用しているわけですが、平成27年度のもう予約は入っているんですか。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 本年度、例えば合宿された団体で来年も来ますという分があります。ただし、日程的な部分について、きっちりとしていない分はありますが、既に来年も来ま

すと言っている団体はございます。

○委員（徳永武次）平成26年度と同じぐらいと思っておりますね。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）努力も必要だというふうには思っております。

○委員（佃 昌樹）先ほど井上委員が、本来的な市民スポーツ課の役割、これがなぜ商工観光部の観光・シティセールス課と一緒にならないのかと、こういうことだろうと思いますが、私も奇異に感じた。

本来的な市民スポーツ課の役割は、プロを呼んだり、優秀団体の宿泊のあっせんをしたり、そういった条件整備をするところではないと。もうちょっと市民の立場に立って、市民がどういうふうにスポーツを通じて健康志向を高めていくのか、これがやっぱり本来的な市民スポーツ課の位置づけだったと思うんです。

それがだんだん変質をしてきて、総合グラウンドができたがために、何かせにゃいかん。だんだんそういうふうに変わってきて、そしてトレーニングセンターをつくって、宿泊所をつくって、金がかかったんだから呼び込みにゃいかん。一生懸命呼び込むために何をやるかって、それは市民スポーツ課で考えてやれよと。こういうふうに変わってきたわけですよ、はっきり言って。だから、本来的なものがなくなって、そういうふうに変質をしてきたというのは、果たして市民にとっていいのかなという思いがあります。

確かに別府市は温泉がたくさんありますし、温泉を利用して、あそこは九州大会とか、西日本大会とか、全国大会、いっぱいやっているんですよ。確かにそれをプロパーとして動いている職員もいますよ。非常にそういった面では別府は成功しているなというところみたいです。

ただ、私たちのところは、交通のインフラ整備ができて多少なりともよくなってきたので、そういった面に動こうという気持ちはわからなくてもないけれども、だからといって、観光・シティセールス課みたいに観光化、シティセールス化することについては、やっぱり市民の幸福とはちょっと違うんじゃないかなという思いがあります。

もうはっきり言って、やっぱり二足わらじ、もうここまで来たら二足わらじを履くべきだと思う。市民の健康管理というものもきちっとスポーツの中で確立をしていくという。それは、市長は合宿

所を売れ、合宿所でどっさり人を連れてけ、それが市の発展につながるんだという思いがあるかもしれないけど、私どもとしては、それも大事かもしれないが、まず足元から固めりゃどうかと。

今度、部長に聞きたいのは、なぜそういうふうなシステムを変える。商工観光部に移行しなきゃならなかったのか。ならなかったのかやど。ねばならなかったのかを聞きたいわけ。

○教育部長（中川 清）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これは午前中の議論もありましたが、これの改正が平成19年6月になされておまして、このときに、いわゆる従来教育委員会で所管しておったものの二つが首長部局のほうでできるようになっています。その一つがスポーツ、もう一つが文化であります。スポーツでは学校保健体育を除く、文化については文化財を除くと、いわゆる地域振興にかかわるものについて、このときに改正がなされております。

今回の改正、この平成19年の改正というのは、ちょっと読み上げますと、スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、地域づくりという観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができる趣旨から行くと。

ですから、今ほどおっしゃったように、これを、こういう内容がありますので、今回の条例の改正については、教育委員会としては、当然に市民スポーツ課は従来どおり二つの要素を持っていると。一つは、スポーツ合宿を通じた地域振興であり、そしてもう一つは、地域に根差した地域住民の地域振興でありますので、その2点については、教育委員会としても引き続き推進していただけるというものに考えておりますので。また、市長事務局に移ることによって、市民福祉部との連携、こういったものも期待ができるということで、意見として議会のほうにお出しをしたところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）今度、スポーツ推進計画を策定をするということでしたよね。これはスポーツ基本法に基づいて自治体がそれをつくらなきゃいけないということですよ。この中に、今アンケートをとって市民のスポーツ状況ちゅうのも調べられていると思うんですが、この計画がいつ提

案というんですか、パブリックコメントをされるんだと思うんですけれども、それがいつぐらいに出てくるのか。今からでも例えばその計画の中にスポーツ施設の整備を据えるということはできないのか。この二つ。

**○教育部長（中川 清）** この計画というのは、上位法に総合計画がありまして、教育委員会としては、その下に教育振興計画、これも策定中があります。その下の個別計画という位置づけになります。

ですから、計画の整合性上、総合計画に位置づけられた書きぶり以上の部分について、個別の計画については書けないと。その部分については、別途予算の編成の中で整理、議論をする。あるいは個別の別の計画の中で議論をすべきだということで、総合計画に準じた書きぶりに一応はなっております。

ただ、課題としては、先ほど課長が説明したように、必要なものについて、安全安心な取り組みについての書きぶりはいたしますが、具体的にどうこうというものについては、毎年度の予算の中で整理、議論をすべきことだというふうに考えております。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** その計画そのものがいつからかという御質問でございました。平成28年度からの計画を予定してございます。から5年間の計画でございます。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（小田原勇次郎）** 1点だけ、問い合わせをいたします。今の部長が御説明をされた、いわゆる地域振興にかかわる部分のスポーツを首長事務局に移管する中で、一応当初の予算の審議については、4月1日以降の機構改革ですから、当初予算については教育部の中に市民スポーツ課の関連予算は全部出てくると。そうしたときに、新体制になったときに、この予算の中で、いわゆる地域振興にかかわる部分の予算と、今度は教育部に残る部分の業務の予算の切り分けという部分は、今当初で示された中で教育部の中に残っていく予算もあるというふうに理解しておったほうがいいでしょうか。どんなふうに。

**○教育部長（中川 清）** 先ほど説明しましたとおり、そもそも平成19年の地方行政の改正の中で学校保健体育については除くというふうになっ

ていますが、もともと除かれるものについては学校教育課の予算に入っていますので、それ以外が市民スポーツ課が所管していましたので、そっくりそのまま変わるといって御理解をいただきたいと思います。

ただ、一部窓口等で、例えば入来の体育館、公民館は、公民館で体育館の受け付けをしていましたので、事務は一部については教育委員会のほうで委任を受けてやるというようなケースはありますが、予算そのものについて分けるというようなことはないというふうに考えております。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。以上で、市民スポーツ課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △社会教育課の審査

**○委員長（持原秀行）** 次に、社会教育課の審査に入ります。

---

#### △議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（持原秀行）** それでは、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

**○教育部長（中川 清）** 予算概要書の122ページをお開きください。

122ページ、下段になります。放課後子供教室については、別途委員会資料で説明をさせます。

123ページ、一番下段、中央公民館・中央図書館空調設備改修並びに124ページ、地域公民館改修事業については、記載の工事等について予定をしております。

以上で、社会教育課の事業説明を終わります。

**○委員長（持原秀行）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○社会教育課長（橋口 誠）** 社会教育課でございます。

平成27年度薩摩川内市一般会計予算について説明いたします。

まず、歳出予算を御説明いたしますので、予算調書の234ページをごらんいただきたいと思えます。

10款5項1目社会教育総務費の、事項、社会教育管理費では、1億5,898万1,000円を

お願いしております。

経費の主なものは、社会教育委員20名、社会教育指導員及び行政事務嘱託員12人分の報酬、一般職員18人分の給与費であります。

次に、事項、社会教育振興費では、434万3,000円をお願いしております。

経費の主なものは、家庭教育学級の講師謝金等、また補助金として、市PTA連合会運営補助金、女性（婦人）団体運営補助金でございます。

次は、235ページをお開きください。

事項、青少年対策費では、1,334万5,000円をお願いしております。

経費の主なものは、青少年問題協議会委員11人、青少年教育指導員4人及び市内全域に配置しております少年愛護委員93人分の報酬のほか、委託料では、来年度から取り組もうとしております放課後子供教室事業業務委託等204万7,000円です。この事業の内容につきましては、後ほど総務文教委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

ほかに、青少年育成市民会議運営補助金、市子ども会育成連絡協議会運営補助金が主なものであります。

次に、10款5項3目公民館費の、事項、中央公民館費では、6,428万8,000円をお願いしております。

経費の主なものは、一般職員3人分の給与費、中央公民館で開設する市民大学等の講師謝金等、中央公民館・中央図書館清掃業務委託等、中央公民館・中央図書館空調設備改良工事費であります。

次に、236ページをごらんください。

事項、地域公民館費では、8,917万1,000円をお願いしております。

経費の主なものは、行政事務嘱託員4人分並びに上甌コミュニティセンター管理業務嘱託員及び管理補助員の報酬等、また8地域公民館の市民大学の講師謝金等、祁答院公民館管理清掃業務委託等、上甌コミュニティセンター天井及び管理棟壁面防水工事等であります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、予算調書64ページをお開きください。

14款1項7目使用料の教育使用料の予算額は、192万9,000円で、公民館使用料及び自動販売機設置分、また電話柱等の行政財産使用料であります。

次に、16款2項8目県補助金、教育費補助金の予算額は90万円で、放課後子供教室事業に対する、かごしま地域塾推進事業補助金であります。

17款1項1目財産運用収入、財産貸付収入の予算額は1,000円ですが、これは中央公民館に設置されております自動販売機4台のうち、1台について新たに公募を行い、入札により設置業者を決定し、土地の貸し付けを行おうとするものであります。

21款5項4目雑入、雑入の予算額は130万6,000円ですが、これは中央公民館等の電気、水道、コピー代実費収入のほか、各公民館で開設する市民大学の講座受講料及び樋脇公民館の太陽光発電余剰電力料等であります。

それでは、総務文教委員会資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

来年度から始めようとしております放課後子供教室事業について御説明申し上げます。

まず、事業の概要でございますが、放課後子ども総合プランに基づきまして、放課後に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得まして、子どもたちに学習やさまざまな体験、交流活動の機会を定期的、継続的に提供するものであります。

大きな2番目、放課後子供教室と放課後児童クラブの違いというか、対照表の並びでございます。主に子供教室のほうを御説明申し上げます。

両事業とも放課後子ども総合プランに基づきまして実施されます国県補助事業でございますが、放課後子供教室は、所管官庁は文部科学省でございます。実施主体は市町村及び社会教育団体等、対象が全ての児童となっております。

内容といたしましては、さまざまな体験、異年齢の交流、学習活動を通して社会性、自主性、創造性等を育むことを目的としております。

開設日数は、年間250日未満となっておりますが、今回、補助金等の関係もございまして、週に二、三回ということで、1年間に90日程度になる見込みでございます。

実施場所は、小学校の余裕教室、公民館等となっております。

開設時間は、放課後から学校が施錠されるまでの間、平日4時間以内となっておりますが、今回は平日のみが主体となりまして、大体放課後1時間半から2時間程度になる見込みでございます。

国県の補助及び補助率につきましては、1教室当たり、運営委員会費が5万円、運営費等20万円、補助率、国、県、市、それぞれ3分の1の持ち出しでございます。

平成27年度見込みとして、2カ所を予定しております。

大きな3番でございます。本市の放課後子供教室事業につきましては、放課後児童クラブがなかなか設置できない、またはその恩恵を受けにくい小規模の6小学校区に対しまして、昨年10月に説明会を開催させていただいたところでございます。

その中で、平佐東小学校と陽成小学校から実施をしたいという要望がございましたため、それに取り組もうとするものでございます。

実施主体は、平佐東地区コミュニティ協議会と陽成地区コミュニティ協議会に委託して行うこととしております。

また、運営主体としまして、それぞれの小学校に運営委員会を設置し、その中で教育活動推進員を確保していただき、教室全般の企画、運営、事業の検証等を行うことになっております。

実施期間は、平成27年5月から開始し、平成28年の3月までということで、週の平日2日から3日を予定しております。

予算等につきましては、今回、委託料2カ所で135万円をお願いしております。初年度に限りまして30万円の加算、備品購入等につきまして30万円の加算ができることになっております。

今後のスケジュールでございますが、現在3月にかけてまして、運営委員会メンバーの選定や年間事業計画の策定、教育活動推進員の確保等をしていただきながら、運営委員会設置要領、募集チラシの作成などを行っていただくことになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○委員長（持原秀行）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（佃 昌樹）**今説明のあった放課後子供教室事業、所管庁が違うだけで、幼稚園と保育園の違いと同じようなものじゃないかなと思っております。やる中身は全部一緒ですよ。そういうふうに理解をしていかちゅうことが一つ。

それと、もう一つは、補助金が違うだけであり

ますが、東小と陽成小、ここが平成27年度実施ということなんだけれども、これのコミュニティ協議会が実施主体だけれども、土曜授業と引っかけたときに、子供教室の子どもたちが希望さえすれば土曜授業というところにぼんと移行できるのかどうか、その辺のところはどうなっていますか。

**○社会教育課長（橋口 誠）**先ほど放課後子供教室と放課後児童クラブの対照表を配らせていただいておりますが、まず一番この違いといたしますのが、対象といたしまして、放課後児童クラブの場合は、保護者が労働等により昼間家庭にいない方というのが放課後児童クラブの対象でございます。今回は、子供教室の場合は全ての児童が対象となっております。

また、それと開設日数が、放課後児童クラブの場合、250日以上。それと、平日も終業時から大体お母さんたちがお仕事を終わって夜の7時とかそのくらいまで、お迎えに来られるまで放課後児童クラブでは預かっていただけますけれども、放課後子供教室では、あくまでも学校が施錠される5時ぐらいをめぐりましてしております。

それと、内容といたしまして、放課後児童クラブの場合は、要するに子どもたちがその生活の場を与えるという場が、遊びと生活の場を与えるというのがメインになっておりますけれども、放課後子供教室については、学習活動、また体験活動等がメインになってくるというところで、若干色合いが違っていて、開催日数も大きく違っているというところがございます。

それと、今土曜授業への乗り込みというお話がございましたが、土曜授業、学校教育課のほうで御説明ございましたけれども、第2土曜日の大体午前中を予定しておりますので、要するにそれが授業となつてまいりますので。私どもこれは、それぞれのコミ協の運営委員会が実施される場所ですけれども、平日、週に二、三日、どうしても土曜日ということでしたら、予算枠がございますものですから、そうすると、ある程度個人負担も必要になってくるということもございます。ですので、その辺はあくまでも放課後でございますので、土曜日、土曜授業がない第1土曜日とか第3土曜日にやられるということでしたら、それはそれで、実際の個人負担をいただきながら、運営委員会の中で活動していただくということは可能

かと思っております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はありませんか。

○社会教育課長（橋口 誠）実はきょうお手元に資料を配しておりませんが、実は現在利用を禁止しております下甌公民館の代替施設整備に関して、現状につきまして若干簡単に口頭で御報告を申し上げたいのですが、よろしゅうございますか。

○委員長（持原秀行）はい。

○社会教育課長（橋口 誠）それでは、若干申し上げます。

下甌公民館につきましては、皆さん御存じのとおり、平成24年の耐震診断の結果、I s値が0.19という非常に低い値が出まして、その耐震強度不足のため平成25年5月から利用禁止としておりまして、公民館機能を下甌支所を初めまして、近隣の公共施設に移転して、その対応を図られているところでございます。

その後、下甌公民館の代替施設の整備につきまして、他の公共施設の合築も含めて検討を行ってまいりましたが、結果、下甌支所の2階部分を有効利用することとして、公民館を支所内に併設する方針を定め、昨年7月、地元役員等の方々にも説明を行い、一応了承をいただいたところでございます。

これを受けまして、昨年の9月補正予算におきまして、公民館を併設するための下甌支所改修と現公民館の解体のための設計委託料を予算措置させていただき、その予算を建築住宅課に執行委託を行いまして、現在、設計委託が発注されたところでございました。

私どもといたしましては、これにより実施設計を今年度中に終了させ、平成27年度に下甌支所の改修を、平成28年度に現公民館の解体を行いたいと考えていたところでございました。

しかしながら、現公民館解体の実施設計は計画どおり進めることはできたのですが、支所改修につきましては、消防法上の非特定防火対象物である行政事務棟の2階部分に、集会所機能を持つ公民館を併設することにより、特定防火対象物に用途変更するというので、消防法上のさまざまな安全基準が適用され、それが指摘されて、そのため基本的な調査設計をまず進めなければならなかったところでございます。

この安全基準として求めましたのは、まず大きな1として、避難経路の確保として、安全基準に合致しない旧下甌村議会議場の外階段の撤去と新設ということがまず一つ。次に、庁舎内階段の改修と2階の各窓枠への転落防止のための手すりの設置。3番目に、消火栓、スプリンクラー等の消防設備の新たな整備。それと、新たに整備しようとするエレベーターの基礎基盤の強度確認等が指摘されておりました。

これらの安全基準を満たした上での支所の改修経費としては1億3,000万程度の予算が必要との試算がされたところでございまして、これは、私どもが当初予定しておりました2倍以上の金額が示されて、これでいいですよと、鉄筋コンクリートづくりで350から400平米程度の建物を新築する場合の同程度の金額ということになっているところでございます。

そのため、私ども下甌支所の老朽化も進んでいることから、公民館を支所へ合築することにより、新築の場合より後年度の改修費用が増大することも懸念されることから、下甌支所での公民館整備を断念せざるを得ず、再度計画を見直すこととしようとするものでございます。

このことにつきましては、2月初旬に下甌に赴きまして、地元の役員の皆様方に、おわびと説明をさせていただいたところでございます。

今後の公民館整備の考え方といたしましては、公民館単体での整備は難しいと考えていますことから、既存の公共施設の統廃合の可能性を関係課及び地元とも協議させていただきながら、整備の場所とあわせまして、複合施設として整備する方向で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）委員の皆様、質疑ございませんか。

○委員（井上勝博）中央公民館のホールのマイクが早速変わりました、新しくなりました、非常に良好で、素早い対応を本当にありがとうございました。

ただ、この中央公民館については、まだちょっと課題がほかにあって、駐車場が本当に、今の常設駐車場ではホールを使ったときにはとてもじゃないけど使えない。駐車場がないわけです。そこで、JTの、日本たばこの敷地を使わせていただいていたんです。無料で、これは、解放されていたんですよ。

ところが、これが今年度いっぱい、3月いっぱいでも閉鎖するというようになっていて、今まで中央公民館のホールを使うのにあそこの駐車場を使わせていただいて、非常に便利にしていたんですが、それがなくなると、中央公民館ホールというのは本当に使いにくくなると、駐車場関係で。そういう関係があるということで、何とか閉鎖して何も使わないのであれば交渉ができないものかということが一つ。

もう一つは、ホールは非常にコンパクトにできていて、収容人数も400人ということで、使われた方は非常に好評なんです。すばらしい施設であると。ちょうどいいというような声なんかがあるんですよ。ところが、照明とか、音響とか、そういったものについては、マニュアルもないものだから、使い方がわからなくて試行錯誤をしているというような状況なので、せめてマニュアルみたいなものをつけていただきたいなど。この二つなんです。

以上です。

○社会教育課長（橋口 誠）まず、ただいまございました駐車場の件でございます。今井上委員がおっしゃいましたように、JTの川内営業所、今度3月いっぱい閉鎖ということでございます。ただ、私ども過去10年近く、JT川内営業所のお近くということで、好意で無料でとめさせていただいていると、お願いをしてだったんです。それが、今回JTの大幅な見直しで川内を閉鎖するというので、私どもも営業所に何回か足を運びまして御相談申し上げたのですが、営業所といたしましては、あくまでも営業ラインだけで、そういう不動産、財産については全く関知できないということだったものですから、本社の不動産部のほうを御紹介いただきまして、不動産部とちよっ

とお話を聞いてみてくださいということで、先日お話をさせていただきました。

それで、過去の例から、不動産部、いろいろ今までの話なんかも、経緯もお話をさせていただいて、何とか使わせていただけないかと申し上げたのですが、あくまでも建物が残るということで、安全管理という面から、一応3月で閉まりまして、1カ月間はいろいろ建物の中にある備品なんかの整理をして、1カ月ぐらいはあれがあるのだそうです。それで、5月になりましたら、要するに連休が終わった後に、全てを3メートルぐらいの鉄板のあれで仕切ると、それで誰も入ってこないようにすると。それで、あくまでも売却を進めるというお話でございました。それで、それは今まではそういうふうに使っていただいたろうけど、あくまでも全国の営業所を閉めるときにはそのようにやっていますので、その御期待にはお答えできないという非常につれない返事をいただいております。

それで、私ども、ただいまもう周辺に借用可能な敷地はないかと今模索をしている状況でございまして、ちょっと御相談できないところはないかということで、まだちょっといろいろ模索をさせていただいているところで、これがまず一つでございます。非常に悩んでいるんです。おっしゃるとおりでございます。

現在、私どもの図書館と併用でございまして、私どもは今、じかで持っている駐車場と東側にお借りしている駐車場合わせて94台しかとめられません。確かにイベントとか、皆さんが一斉にお借りになられると全くとめられないという状況です。ですから、もしほかのところ借りられない状況が出てきたときは、もう皆さん公共機関で来て下さいねとか言うしかないときがないのかなというところもございます。非常にちょっと今模索をしているところでございます。

それと、先ほどホールのことで、マイクのことにつきましては、私ども主管のほうでいろいろ手配りをしてやっております、うちは300人しか入りませんので、400人は入りません。それで、マニュアルにつきましては、その点については確かにございますので、こちらで検討させていただきたいと思っております。

○委員（福元光一）1点だけ聞こうかと思っただけなんですけど、今の答弁で2点になってきたん

ですが。まず、売却をされるという話でお聞きされたわけですから、売却額は聞かれなかったのか、まずその1点。

**○社会教育課長（橋口 誠）** 私ども、あくまでもJTさんの土地ですので、勝手に評価額等も調べられませんものですから、それが路線価が幾らか、周りの土地があれば路線価というのは大体わかるのですが、それについては我々がそこまで聞くあれじゃないものですから、そこまでは聞いておりません。

**○委員（福元光一）** それでは、市長の許可を得て、もう一回、JTの不動産関係のところに行って、電話でもいいから、何坪あって幾らぐらいなのかを、聞くだけはただですから、まず市長の許可を得てからでも、まず聞いてみてください。

そして、中央公民館、中央図書館の設備改修工事が、数年前に外壁もしたわけですよ。それでもう今回もする。これがあとどのくらい改修費、耐用年数がきているからということで、中も外もいろんな改修をしたらどのくらいかかるのか。それと、あと予算も伴いますから、1年では済まないわけですから、あと何年ぐらいかかるのか、その試算があったら、試算があったら教えていただけないでしょうか。

**○社会教育課長（橋口 誠）** 先ほどのJTに聞く話につきましては、実は先日ちょっと企画政策部のほうからもちょっとお話を聞いたのですが、地元の方々が、市がどうにかできないのかというお話が、地元のほうからお話があったという話を聞いて、ただそれは具体的にどういうという話がまだ出ておりませんで、私どももあくまでも駐車場を借りたいという話の話でしたものですから、やはり企画政策部とか総務部のいろいろお考えがあって、ただ駐車場を借りるためにそれを売却の話という世界というのはなかなか難しいのかなという話やらがありまして、ただそこを要するに市として具体的な目的があったときにどれだけという話。ですから、その辺が、ちょっと上とも協議をしたいと思います。それをしていいかどうかは協議をしてみたいと思いますけれども、ちょっと若干そういう話は聞いたことがございます。

それと、中央公民館、今回、空調設備の改修工事でございます。この前は壁、それが平成21年に工事をさせていただいて、その後、平成22年に受水槽の改修をさせていただきまして、平成

23年はキュービクル、受変電設備を改修させていただきました。それで、今回、今年度は非常電源、蓄電池の取りかえ工事をさせていただきました。

長中期的な、もう耐用年数も過ぎております。ですから、35年たっておりますから、どこにもがたがきておりますので、年度年度でしていかなるを得ないということで、あと五、六年は、要するに毎年これぐらいのお金は入れながら。

今回も実はこの空調設備工事につきましては、本当は全面入れかえをしますと1億円からかかる工事でございます。けれど、今回はそこまでなかなかできないということだったものですから、我々中央公民館と図書館とございますけれども、それぞれ空調機が2台ずつございますが、私ども今中央公民館は片排気口をしてございます。1台がちよっと完全にとまっている状況、それをまず修理する。それと、図書館のほうも非常に危ない状況でございますので、その2台を修理するということで、今回は修理を入れるということでさせていただくということで、修理をしてどのくらい延命ができるかという問題がまたあるんですけれども、今回はそこでさせていただくと。

まだまだ、あとこれこれといういろんな長期的な改善をせざるを得ないと、少なくとも五、六年はかかると考えております。

**○委員（福元光一）** 私が今聞いた費用と何年ぐらいかかるのかというのとJTの不動産も絡みが出てくると思うんですよ。というのが、一、二年前に行政当局から地元の議員を寄せて投げかけがあったんですよ。中央図書館、中央公民館の移転はどう考えておられますかということで投げかけを、それはもつてのほかだと。地元からも猛反発を食らうということで、1回でもうそれきり話はなかったと思っておりますけど。経費がどんどんこのぐらいかかると、それと何年ぐらいかかると。

それから、今井上委員のほうからもありましたように、今課長のほうからも説明があったように、JTのほうは駐車場を貸さなくなったら、恐らく今の駐車場では機能を100%できないような気もするんですよ。そうした場合には、やはり今の施設を残して、新しくつくるんだったら、そのJTのところを買収して、そこにつくるとか、やっぱり後々の対策はできますから、やはり売却額も聞くべきであると私は思って、聞くべきであると思

いますから、一応、上々にお伺いを立てて、聞いていただきたいと思います。費用と何年ぐらいはわかりましたから。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）では、質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。御苦労さまでした。

△中央図書館の審査

○委員長（持原秀行）次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）予算概要書の129ページ、下段が図書館になります。

市民の生涯学習、社会生活に役立つ図書資料のための図書購入費等を記載のとおり計上、事業費は1,152万3,000円でございます。

以上で、中央図書館の事業概要の説明を終わります。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三）中央図書館でございます。

平成27年度薩摩川内市一般会計予算の中央図書館分について説明申し上げます。

初めに歳出から説明いたします。

予算調書の248ページをお開きください。

事項、図書館管理費は、図書館職員の人件費及び図書館の管理運営に係る経費8,081万円であります。

経費の主な内容は、図書館協議会委員7人分、中央図書館の司書業務嘱託員2人分及び東郷、祁答院分館の行政事務嘱託員2人分の報酬、職員6人分の人件費のほか、図書館の運営に係るシステムの保守業務委託料及び賃借料、一般図書及び児童図書の購入費、日本図書館協会負担金等であ

ります。

次に、同ページの下段、事項、視聴覚ライブラリー費は、視聴覚ライブラリーの管理運営に係る経費234万2,000円であります。

経費の主な内容は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員6人分及びライブラリー資料の管理や運用を行う行政事務嘱託員一人分の報酬、DVD等教材の購入費、県視聴覚教育連盟への負担金等であります。

続きまして、歳入について説明いたします。

72ページをお開きください。

雑入25万円は、郷土誌等の販売及びコピー代の実費収入金を計上したものであります。

次に、予算との関連がございますので、委員会資料で説明いたします。委員会資料の22ページをお開きください。

中央図書館の平成27年度主要事業計画であります。さきの委員会の所管事務調査におきまして、平成26年度の主要事業の実施状況を説明いたしましたので、今回はこれと比較して、変更予定の事業と新規に取り組む事業について説明いたします。

まず、変更を予定している事業であります。項目の1番目にあります移動図書館は、本土地域におきましては29小学校全校を、春の入学時期と夏休み期間を除き、毎月1回巡回しておりましたが、これを隔月1回とするものであります。

隔月巡回といたします理由は、各小学校の図書資料の充実が著しいこと、また学校図書室の本を対象としたクラスや個人貸し出しでの表彰を行う学校もあるなど、学校図書館の利用が非常に高まったことなどであります。

なお、この変更による子どもたちへの本の貸し出しに支障がないように、現在1回5冊の貸し出し数を10冊とすることや学校図書室にないジャンルの本をふやしたり、希望があれば学級文庫としての利用ができるよう柔軟な運用をとっていきたいと考えております。

また、隔月の運行とすることで、移動図書館車に積載する図書の入れかえ、更新頻度が上がることにより、子どもたちにより新しく興味のある本を届けられるのではと考えております。

次に、新規事業は項目の下から三つのゴシック表示の部分です。

まず、宅配であります。身体の障害等により図

書館に御来館いただけない方々を対象として、市が事業を委託しております障害者生活支援センターから紹介をいただき、月1回の頻度で図書を届けようとするものであり、まず試行運用としてやってみたいと考えております。

次の団体貸出は、現在も市内の事業所等から申請登録により200冊を限度とし、3か月間は貸し出しができますが、これを図書館側から積極的に出向き、地区のコミュニティセンターなどへ図書を置いてもらい、住民の方々に本を読んでいたこうという趣旨のものであります。これにつきましては、図書館の閉架に眠っている図書の有効活用を図り、弾力運用をやってみたいと考えております。

最後のわくわく薩摩川内土曜塾は、平成27年度からの実施に合わせて、第4土曜日を中心に、主に小学生を対象とした映画やお話、工作等を実施しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はありませんか。

○中央図書館長（本野啓三）ございません。

○委員長（持原秀行）委員の皆さん、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。御苦労さまでした。

ここで、あらかじめ本日の会議時間を延長いたします。

---

△少年自然の家の審査

○委員長（持原秀行）次に、少年自然の家の審査に入ります。

---

△議案第19号 薩摩川内市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第19号薩摩川内市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行）それでは、議案第19号薩摩川内市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議会資料の2ページをごらんください。

本案は、薩摩川内市立少年自然の家について、一般成人の使用を明確化すること等により、同施設の利用促進を図ろうとするものでございます。

これまで、少年自然の家では、青少年の利用に支障がない範囲で、資料中の新旧対照表の左側の一番下にあります、第5条（使用者の範囲）の第1項第3号の「前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの」を適用し、一般成人を対象とした主催事業を実施したり、成人だけの団体を受け入れたりしてまいりました。

しかし、これから先、少子高齢化のさらなる進展が予想されること、施設をさらに有効活用すること等の観点から、条例の中に成人利用を明文化することで、具体的には、新旧対照表の右側の太字の部分になりますけれども、第5条（使用者の範囲）に新たに第2項を設け、「生涯学習に関する研修等を行う5人以上の団体で教育委員会が適当と認めるもの」を明記することで、今後、幅広い年代層に少年自然の家をより一層、利活用していただくことを目指して、条例の改正を行うことにしたものでございます。

また、この今回の条例改正の趣旨を踏まえまして、来年度、成人を対象とした新たな主催事業の企画や高齢者の利用促進を目指し、介護予防事業の元気度アップ事業の登録等を進めていく予定であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）今までは明記はされていなかったけども、成人でも使っていたと。ここで自然の素材を活用した創作活動で、陶芸とかいろいろ木工とかありますが、これらの利用者というのは、でも大方やっぱり青年というか、青年の定義というのは20歳以下という定義なんですか。ちょっとその辺の定義も含めてちょっと教えてください。

○少年自然の家所長（上村実行）青少年といった場合に、一応、私たち高校生ぐらいまでを対象として考えています。もちろん、大学生も一部入ってはきますけれども、そういった方々までを対象としてですけれども。

事業としましては、主催事業の中で、森の学校等、一応、全年代層に対応しておりますけれども、実施を平日にしている関係で、どうしても子どもたちの参加ができなくて、一般成人の方々が体験を楽しんでいただく形になっておりました。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内

市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）予算概要書の129ページ、中段になります。

少年自然の家、後ほど委員会資料等でも説明しますが、この項では、夏・冬のアドベンチャー事業について掲載をしてございます。

以上で、少年自然の家の事業概要を終わります。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行）それでは、平成27年度薩摩川内市一般会計予算のうち、少年自然の家分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。予算調書の247ページをお開きください。

10款5項社会教育費に計上しております。事項、少年自然の家管理費は、職員の人件費及び少年自然の家の維持管理に係る経費1億1,590万2,000円でございます。

経費の主なものにつきましては、運営協議会委員10人、嘱託指導員7人、施設管理補助員一人、宿直警備員二人の報酬、職員8人の給料等にかかわる経費のほか、光熱水費、手数料、委託料、あるいは冒険の森中央やぐら改修工事等、野外活動施設等整備補修原材料に関する経費でございます。

委託料につきましては、表記してあります浄化槽管理業務のほか、庁舎清掃業務、庁舎警備業務委託等、14件分の経費でございます。

負担金等につきましては、九州地区青少年教育施設協議会、県キャンプ協会の負担金2件分でございます。

次に、事項、少年自然の家事業費217万9,000円は、少年自然の家が主催する夏・冬のアドベンチャー事業や寺山こどもの日フェスタなどの主催事業に係る経費でございます。

経費の主なものにつきましては、講師謝金、消耗品費、トラック等の賃借料が主なものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。予算調書71ページをお開きください。

14款1項7目使用料、社会教育使用料の予算額203万9,000円は、少年自然の家使用料及び電柱・電話柱等の行政財産使用料でございます。

17款1項1目財産運用収入の7,000円は、自動販売機設置に伴う貸家料でございます。

21款5項4目雑入の70万5,000円は、私用電話料、夏・冬のアドベンチャー事業等参加実費徴収金、食堂や自動販売機の電気料実費徴収金及びコピー代実費収入金等でございます。

続きまして、当初予算に関連いたしますことから、平成27年度の少年自然の家の主な主催事業について御説明いたします。

総務文教委員会資料の23ページをごらんください。一番最後のページになります。

平成27年度は、18事業47本の主催事業を予定しておりますが、本資料には、看板事業の夏・冬のアドベンチャー、てらやまんちこどもの日フェスタを初めとする主な事業を記載しております。

この中で、資料に網かけをしておりますのが、新規事業でございます。

一つ目が、地域指導者養成講座です。地域全体で子どもたちを守り育てる環境整備の一環として実施するものでございます。地域において子どもたちとかかわる大人の方々を対象に、子どもたちの体験活動を進める上で実際に活用できるプログラムを学ぶ機会にしたいと考えております。

二つ目が、先ほど条例改正のお願いをいたしましたけれども、その趣旨を踏まえまして、一般成人の方々、できるならば主婦層の方々を対象とした、てらやまんちほっとサロンです。創作活動と食に関する活動を組み合わせた事業を予定しているところでございます。

このほか、来年度から実施されます、わくわく薩摩川内土曜塾につきましても、これまでの施設で培ってきたノウハウを生かしながら、対応事業を実施する予定でおります。

以上で、平成27年度の主な事業計画を含めた当初予算についての説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はございませんか。

○少年自然の家所長（上村実行）特にございません。

○委員長（持原秀行）委員による皆さんからの質疑、特にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。御苦勞さまでした。

ここで、ちょっと5時5分まで休憩をします。

~~~~~

午後4時57分休憩

~~~~~

午後5時 5分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△総務課の審査

○委員長（持原秀行）次に、総務課の審査に入ります。

△議案第13号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第13号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）議案第13号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたしますので、総務部議会資料の1ページをお開きください。議案つづりのほうは、その2の13—1ページからになります。

まず、1項目め、改正の経緯、理由等でございますが、国家公務員の給与法改正に準じまして、職員の給料月額、地域手当、単身赴任手当、管理職特別勤務手当を改正するほか、所要の規定の整備を図るものでございます。平成26年度人事院勧告に係る給与等改正のうち、ベアの改定分につきましては昨年12月議会で可決いただきましたが、今回は給与制度の総合的見直しに関する改正を行おうとするものでございます。

2項目めです。今回の改正で、職員の給与に関

する条例、技能、労務職員の給与条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の3条例について一部改正を行うものでございます。

3項目めからが改正の内容になります。

まず、給料表についてですが、今回の給与制度の総合的見直しでは、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための措置といたしまして、給料表を平均2%引き下げるとともに、地域手当の見直しが行われております。アにございますように、行1の給料表では、1・2級は引き下げはなし、3級以上は最大4%の引き下げということで、高年齢層については下げ幅が大きくなっておりますが、5・6級の高位の号給につきましては、40歳代50歳前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から号給が増設されているところでございます。なお、平成27年度から平成29年度までの3年間については経過措置として、現給保障がございました。

次に、4の地域手当の改正ですが、級地区分の増設、支給率の引き上げが行われております。鹿児島県は地域手当の支給の対象地域になっておりませんので、派遣等で東京など県外都市部に勤務する職員が対象となります。

5の単身赴任手当につきましては、基礎額が2万3,000円から3万円に、交通距離による加算額が最大7万円を超えない額に引き上げ、区分も2区分増設されております。再任用職員についても、今回から支給対象となります。

6の管理職特別勤務手当については、災害対応等に係る平日深夜の勤務について1回につき6,000円を超えない範囲内での額を支給。

最後に、7ですけれども、高齢層職員の昇給抑制措置として現在とられております55歳超（本ページの発言により訂正済み）職員の給料等の減額措置について、給料表の水準が引き下げられることから廃止するもので、こちらのほうは平成30年4月1日からの適用となります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほど休憩中にもお聞きしたのですが、給料表が引き下げられるということによって、この行政職給料表のところ、3級以

上の高位号給は最大で4%ということで、一番引き下げられるということなんですけれども、要するに職員によって、勤務期間によって引き下げられる職員がいるというふうに理解していいんですか。

○総務課長（田代健一）申しわけございません。答弁させていただく前に、先ほど資料の読み間違えをしたようでございます。7の項目のところで、55歳を50歳超というふうに発言いたしましたので、訂正をお願いいたします。（本ページで訂正済み）

それから、ただいまの井上委員の御質問でございますけれども、職員の給料につきましては、一定程度年功序列的な給与体系をとっておりまして、年齢層が上がるにつれて昇給してまいります。高位の級になるほど給料のほうも高くなるということでございます。今回の見直しは、民間の給与体系が年功序列型から能力制に変わる中で、高年齢層の給料が民間水準に比べて高いという実態の中で改正がなされたものでございます。ただいま御指摘のございましたように、号給の給料の高い年齢層の高い職員ほどカット率が高い改正となっております。

以上です。

○委員（井上勝博）民間給与に合わせるということけれども、民間もまた公務員給与に合わせるということ、引き下げの結局足を引っ張り合うというような状況というのが出てくる、そういう心配はないんですか。

○総務課長（田代健一）御指摘のような意見というのも確かにございます。ただ、ここ数年の人事院勧告による給与の改定におきましては、給与下部が民間におきまして、若いうちに早く立ち上がって、その後の年齢が高い職員の給料の昇給幅が少なくなるという体系に移行しておりまして、公務員においても、これに倣った給与ベースに変更しようとしておるものでございます。公務員の給料体系が変わることによって民間の給料に影響を与える部分もあるかと思っておりますけれども、今回の改定については、そういった民間のほうの実情に応じた変更をしたものと理解しております。

以上です。

○委員（佃 昌樹）今回の給料の支給というのか、改定については、若者ほど厚くしていこうと、それから高齢者になるに従って給料を抑えていき

たいといったようなことなんだろうというふうには思っているのですが、若い人たちの給料が上がるのは、もう当然これはいいんですが、55その前後の人たち平均して、給料はここでもうストップだと、もう昇給はありませんよという平均年齢というのは今何歳になっています。

○総務課長（田代健一）今年度ではございせんが、以前の人事院勧告による給与制度の改定の中で、55歳昇給停止という措置がとられています。ですので、一般には55歳になった時点で昇格をしなければ、給料についてはとまるということになります。ただ、それぞれの職能に応じた級の中で、最高の号給、給料表の一番高いところがないところまで行き着くと、その時点で昇給についてはストップするといった場合もございますが、大方の職員においては55歳の時点で昇給が停止するということになります。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今、アベノミクスがいつくるかというようなことはもう誰も言わなくなって、アベノミクスはもうこないというふうに皆さん思っていると思うんです。これはやっぱり消費不況、国民の所得が上がらない、賃金が上がらない、こういうところからくる経済不況です。格差と貧困が広がるばかりということで、ピケティさんも格差と貧困が広がる社会は経済発展がありませんということをはっきり言う。そういう事態になっている中で、公務員のまた給与を引き下げるということは、百害あって一利なしということで、反対いたします。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）本案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）総務部に入りますので、御審査方よろしく願います。

それでは、総務課の概要について、済みません、簡単に説明いたします。

総務課では人事、給与等に関する事項としまして、職員の採用、退職の事務を含めます。そして、さまざまな行政課題に対応するため、職員の配置調整、給与、勤務条件等に関する事務のほか、国県などの機関へ職員を派遣するなど、各種研修も実施し、職員の資質や公務能力の向上に努めているところです。

また、職員に対します福利厚生や健康診断、健康相談など、職員の健康管理に関する事務も実施しておりますが、衛生管理者によります病気休暇者への対応のほか、メンタル相談、あるいはその研修、長時間時間外勤務職員の面接相談など、心の健康の保持、増進にも重点を置いているところでございます。

以上、簡単ですが、総務課です。予算の概要等につきましては、課長から説明いたさせます。よろしく願います。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）それでは、平成27年度予算について説明させていただきますので、予算調書の77ページをお開きください。

事項、総務一般管理費は、一般職・特別職の給与費、職員の人材育成そのほか人事管理等に係る経費を措置するもので、事業費は26億4,772万6,000円でございます。

経費の主な内容について御説明いたします。育児休業等による休職職員の代替嘱託員5人、総務課づけの障害者雇用枠嘱託員と藺牟田、黒木出張所の嘱託員3名、計4名の行政事務嘱託員（I種）並びに特別職報酬等審議会委員10人の報酬のほか、一般職員及び特別職の給料、職員手当等、病気休暇等による休職職員の代替臨時職員雇上料及び人事給与システム改修業務委託等に係る経費でございます。人事給与システムの改修につきましては、公的年金の一元化に伴い、平成27年10月から公務員等も厚生年金に加入することとなるため改修をするものでございます。

また、負担金としては、各種研修負担金と県からの派遣職員等の受け入れに伴います研修派遣協定等負担金などを計上いたしております。

なお、今年度本事業で計上しておりました、市制施行10周年記念事業関係経費は全額減となっております。

次に、下の段、職員厚生事業費について説明いたします。

職員厚生事業費は、職員の労働安全、衛生管理及び福利厚生等に係る経費を措置しております。事業費は1,854万4,000円で、その主な内容は、産業医、予防接種嘱託医及び精神保健相談医の報酬を初め、健康管理対策講座等の講師及びメンタル相談の臨床心理士などの謝金、職員定期健康診断委託等、また嘱託員等の公務災害補償費等負担金と職員厚生会への負担金などが主な経費でございます。今年度は健康診断の委託関係では、労働安全衛生法が昨年9月に改正されまして、ことし12月から従業員50名以上の事業所に対しストレスチェックが義務化されることに伴い、同ストレスチェックの業務委託に関する経費を追加しております。

次に、次のページ、78ページをお開きください。

恩給及び退職年金費は、合併前の旧町村で加入しておりました旧恩給組合恩給条例給付負担金を措置するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、予算調書は1ページをお開きください。

総務課分は雑入のみで、予算額3,695万3,000円で、主なものは、職員の派遣協定収入で、県、自治情報センター、東日本大震災被災市町村への職員派遣に伴います人件費相当額の協定

収入でございます。

以上で、総務課所管の予算に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。ありませんか。よろしいですか。

○委員（徳永武次）先ほどから出ている職員の休職者、長期休職者が今どのぐらいいられるんですか。

○総務課長（田代健一）病気に係る休職の状況でございますが、病気休職に入っている職員が、今現在で4名おります。内訳としては、メンタル関係の疾患によるものが2名、身体の疾患によるものが2名でございます。このほか、30日以上病気休暇を取得中であるものが5名おまして、いずれもメンタルによるものでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明は何かございますか。

○総務課長（田代健一）ございません。

○委員長（持原秀行）委員の皆さん、これから所管事務全般の質疑に入りますが、御質疑願います。

○委員（井上勝博）本会議で、市長が、人件費が我が市は税収を上回っているという、そういう発言をされたんですけど、今回見ると、税収を上回っているということはないんですけども、その辺について、どういう解釈だったのか、ちょっとわかれば。

○総務部長（今吉俊郎）本会議で徳永議員の御質問に対するお答えでした。合併後10年間の振り返りの御質問だった関係で、税収よりも人件費が上回っていたのは合併当時の話を振り返ってなさっていて、それを少しでも逆転させようとして努力してきたという意味ですから、合併当時の話というふうに御理解ください。

○委員（井上勝博）その人件費を削らなきゃい

けないのを使命みたいに言われたわけですけども、本市については他の自治体と違いまして、やっぱり離島を抱えているということや診療所関係があるということなんか人件費を引き上げているということになるのではないかというふうに思うんですが、その辺の分析というか、特殊性というか、そういうものについてはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○総務部長（今吉俊郎）定数管理につきましては、企画政策部、行政改革推進課が所管なんですけれども、人件費につきましては、やはり削減していかなければならない点で私も少しかかわっておりますが、いわゆる合併前、旧川内市は税収の半分が人件費だったところを、合併してみたらしたときの1,366人の人件費が110億、税収が102億だったという数字を市長は出されたと思います。旧川内は半分だったというのも出されたと思います。これが、今委員御質問のように、特殊事情というのはありますけども、まだまだ合併当初は1,366人をどこまで職員を減らしていくかという議論の中では、かなり減らして80億台まで持っていく目標を定めたところなんです。特殊事情を入れても80億ぐらいには持っていきたいという状況でスタートした話です。

○委員（徳永武次）3・11があって、この前からテレビでも被災地の復興がおくれているちゅうことで、それは職員が不足していると、先方のうちも多分派遣されていると思うんですけど、今現在、何名行って、期間を大体どのぐらいでされているんですか。

○総務課長（田代健一）本市では、現在、石巻市と気仙沼市のほうに職員を派遣しております。石巻市のほうは徴税吏員、固定資産の評価関係に携わる職員のほう、気仙沼市においては土木技師のほうを派遣しているところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）期間は。

○総務課長（田代健一）済みません。失礼しました。期間については、原則1年ということで派遣をしております。本人希望によって、一昨年等までの派遣者については複数年、2年いたこともございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課を終わります。御苦労さまでした。

△秘書室の審査

○委員長（持原秀行）次に、秘書室の審査に入ります。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）秘書室につきまして説明させていただきます。

秘書室は、大きく四つ、市長、副市長の秘書業務を初め、市長会など加入団体によります国等への陳情、要望活動、さらに国会議員等との連絡調整、もう一つ、叙勲褒章受賞記念祝賀会など、栄典に関する事務を担当しているところでございます。

以上、簡単ですが、予算の概要につきましては、室長から説明させます。

○委員長（持原秀行）次に、当局の補足説明を求めます。

○秘書室長（鬼塚雅之）秘書室でございます。それでは、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算のうち、秘書室に係る予算内容について説明をいたします。

予算調書の79ページをお開きください。

2款1項2目、事項、秘書管理費は、秘書、渉外など、秘書業務全般に係る経費であり、事業費は1,550万9,000円であります。

その内容について御説明申し上げますので、右の経費の主な内容をごらんください。

主な経費は、行政事務嘱託員（IV種）一人、普通旅費502万円、交際費217万9,000円、市長車借上等175万7,000円、全国市長会分担金の42万8,000円、鹿児島県市長会一般会計負担金48万4,000円、県市長会海外視察負担金70万円、出席負担金31万2,000円であります。なお、昨年加盟しました平和市長会議において、平成27年度から負担金が必要となったことから、平和市長会議メンバーシップ負担金として2,000円を計上したところでございます。

以上で、秘書室に係る予算の説明を終わりますが、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）平和市長会議に参加して、そこで会議をして、我が薩摩川内市で何か具体化しているものというのはどういうものがあるんですか。

○秘書室長（鬼塚雅之）現段階では、昨年加盟したところでありまして、具体的な活動というのはまだないところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですね。質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から何か説明はありますか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △文書法制室の審査

○委員長（持原秀行）次に、文書法制室の審査に入ります。

---

△議案第15号 薩摩川内市情報公開条例及び薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第15号 薩摩川内市情報公開条例及び薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内孝）議案つづりは、議案書の2になります。15—1ページをお開きく

ださい。

議案第15号 薩摩川内市情報公開条例及び薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案の理由につきましては、2月25日の本会議で部長が説明いたしましたので、割愛させていただきます。

条例の概要について、資料に基づいて説明いたしますので、総務部の議会資料の3ページをお開きください。

まず、改正の概要でございますが、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、改正が必要となったものでございます。

具体的に申し上げますと、改正前の独立行政法人通則法の「特定独立行政法人」に該当するものが、改正後の法律では「行政執行法人」に改められたことにより、薩摩川内市情報公開条例及び薩摩川内市個人情報保護条例の規定において引用している同法の独立行政法人に関する規定の改正を行うものであります。

また、あわせまして、常用漢字表の改正等に伴う所要の規定での整備を行おうとするものであります。

なお、施行期日は、平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと確認です。結局、名前が変わっただけと、実態は変わらないという理解でいいわけですね。

○文書法制室長（堀ノ内孝）おっしゃるとおりでございます。内容には全く影響ございません。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）文書法制室では、浄書、印刷、送達などの文書に関する事務を初め、議案、規則等の審査など、議会法制に関する事務、情報公開、個人情報保護に関する事務、また固定資産課税の価格に係ります不服審査を行う固定資産評価審査委員会に関する事務も所管しているところでございます。

説明、簡単ですけれども、以上で終わります。概要につきましては、室長から説明させます。

○委員長（持原秀行）それでは、次は、当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内孝）それでは、予算調書の80ページをお開きください。

文書行政一般事務費、2款1項2目でございます。文書の送達、浄書、印刷、例規類集、電子複写機等OA機器の管理に係るもので、事業費は9,103万8,000円でございます。

右の経費欄の主な内容について御説明いたします。まず、人件費では、固定資産税の価格に関する不服を審査決定する固定資産評価審査委員会委員3名及び文書管理業務に携わる行政事務嘱託員（IV種）1名分を計上いたしております。

次の電子複写機等の需用費は、本庁及び各支所のコピー機、印刷機等OA機器で使用いたします紙、インク、トナー、コピーカウンター料など消耗品に係る経費。

また、郵便料等は、切手代、後納郵便料、本庁・支所間の文書使送等、文書の送達に係る経費でございます。

3行飛びまして、電子複写機等賃借料につきましては、コピー機、印刷機などのOA機器22台分の賃借料でございます。

下の表の2款1項2目情報公開事務費でございます。事項内容は、情報公開に係る経費を計上するもので、事業費は403万円でございます。

本事項では、情報公開及び個人情報保護条例による諮問に応じ、不服申し立て等について調査審議する情報公開・個人情報保護審査会委員5名に係る人件費を計上しております。

次に、その下の情報公開・文書整理保存等需用費は、文書の整理保存用のファイル、文書箱等の購入経費。

また、廃棄文書出張裁断業務委託につきましては、保存年限を超過した公文書を廃棄する際に、個人情報など機密性の高い文書が含まれているため、その裁断処分に要する経費を計上しております。

次に、歳入でございますが、予算調書2ページをお開きください。

14款2項1目手数料のうち、情報公開開示手数料は、商業目的の開示請求に係る手数料で、1件当たり1,000円となっております。

次の21款5項4目雑入は、それぞれコピー代の実費収入金で前年度実績等を勘案の上、見込みにより計上いたしましたものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はありませんか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。御苦労さまでした。

---

△延 会

○委員長（持原秀行）本日の委員会はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は、16日午前10時から、第3委員会室で開会をいたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 持原秀行